

目次

基本構想

| | |
|---|----|
| 第1章 序論..... | 2 |
| 第1節 総合計画策定の目的と変遷..... | 2 |
| 第2節 総合計画の基本的な考え方..... | 3 |
| 第3節 総合計画の構成と策定期間..... | 3 |
| 第4節 前総合計画の取り組みについて..... | 4 |
| 第5節 時代の潮流..... | 6 |
| 1. 人口減少社会への対応..... | 6 |
| 2. 環境保全と持続可能な循環型社会の構築..... | 6 |
| 3. 高度情報ネットワーク社会の到来..... | 7 |
| 4. ライフスタイルの多様化..... | 7 |
| 5. 安全・安心に過ごせる環境の整備..... | 8 |
| 6. 経済・雇用状況の変化..... | 8 |
| 7. 地方分権のさらなる進展..... | 9 |
| 8. 市民参画の拡大..... | 9 |
| 第6節 市民意識について..... | 10 |
| 第7節 まちづくりの主な課題..... | 18 |
| 1. 自然と調和した美しい住環境をめざすまち《自然・環境》..... | 18 |
| 2. 安心して、やすらぎを感じることができるまち《安全・安心》..... | 18 |
| 3. 快適で便利なまち《都市基盤》..... | 19 |
| 4. 心豊かに健康に暮らせるまち《健康・福祉》..... | 19 |
| 5. 次代を担う「育ち」を見守り、誰もが活躍していられるまち《子育て・教育》..... | 20 |
| 6. みんなで創る豊かで将来性のあるまち《産業・文化・連携》..... | 20 |
| 7. 市民の信頼を得られる最善経営の自立したまち..... | 21 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第2章 計画の基本構想 | 22 |
| 第1節 まちづくりの将来像 | 22 |
| 1. まちの将来像..... | 22 |
| 第2節 まちづくりの基本目標 | 23 |
| 1. 自然と調和した美しい住環境をめざすまち..... | 23 |
| 2. 安心して、やすらぎを感じることができるまち..... | 23 |
| 3. 快適で便利なまち..... | 24 |
| 4. 心豊かに健康に暮らせるまち..... | 24 |
| 5. 次代を担う「育ち」を見守り、誰もが活躍しているまち..... | 25 |
| 6. みんなで創る豊かで将来性のあるまち..... | 25 |
| 第3節 施策の展開 | 26 |
| 第4節 総合計画の目標実現のために | 28 |
| 1. 「価値によるまちづくり」の推進..... | 28 |
| 2. 市民と行政の役割分担の考え方..... | 28 |
| 3. 「地域経営によるまちづくり」の推進..... | 29 |

基本計画総論

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第1章 香芝市の概況 | 32 |
| 第1節 香芝市を取り巻く環境 | 32 |
| 1. 歴史・沿革..... | 32 |
| 2. 位置・地勢、気象..... | 32 |

| | |
|---------------------------|-----------|
| 第2章 香芝市の基本指標 | 33 |
| 第1節 計画の基本指標 | 33 |
| 1. 人口について..... | 33 |
| 2. 世帯の推移..... | 36 |
| 3. 産業構造の推移..... | 36 |
| 4. 財政状況について..... | 37 |
| 第2節 土地利用の方針 | 38 |

基本計画各論

| | |
|--|-----------|
| 基本計画の構成..... | 40 |
| 政策1 自然と調和した美しい住環境をめざすまち | 42 |
| 施策1 ゴミの減量化とリサイクルの推進..... | 42 |
| 施策2 環境問題への取り組み強化..... | 44 |
| 施策3 自然環境（緑地）の保護..... | 46 |
| 施策4 住環境（景観）の保全..... | 48 |
| 施策5 上水道の整備..... | 50 |
| 施策6 下水道の整備..... | 52 |
| 政策2 安心して、やすらぎを感じることができるまち | 54 |
| 施策7 災害対策の充実..... | 54 |
| 施策8 防犯活動の強化..... | 56 |
| 施策9 交通安全対策の強化..... | 58 |
| 政策3 快適で便利なまち | 60 |
| 施策10 良好な新市街地の形成..... | 60 |
| 施策11 駅を中心とした拠点機能充実..... | 62 |
| 施策12 道路整備の充実..... | 64 |

| | | |
|------|------------------------------|-----|
| 政策4 | 心豊かに健康に暮らせるまち | 66 |
| 施策13 | 地域福祉の推進 | 66 |
| 施策14 | 医療体制の充実 | 68 |
| 施策15 | 市民の健康づくりの推進 | 70 |
| 施策16 | 高齢者福祉の充実 | 72 |
| 施策17 | 障害者福祉の充実 | 74 |
| 施策18 | 社会保障制度の安定的運用の推進 | 76 |
| 政策5 | 次代を担う「育ち」を見守り、誰もが活躍しているまち | 78 |
| 施策19 | 家庭・地域の教育力の向上 | 78 |
| 施策20 | 就学前教育の充実 | 80 |
| 施策21 | 学校教育の充実 | 82 |
| 施策22 | 子ども・若者のフォローアップ（青少年の健全育成） | 84 |
| 施策23 | 「だれでも・どこでも・いつでも」学び、楽しめる環境の充実 | 86 |
| 施策24 | 子育てと仕事の調和 | 88 |
| 政策6 | みんなで創る豊かで将来性のあるまち | 90 |
| 施策25 | 産業の振興 | 90 |
| 施策26 | 農業の振興 | 92 |
| 施策27 | 観光の振興 | 94 |
| 施策28 | あらゆる人権を守る社会づくりの確立 | 96 |
| 施策29 | 男女が共同参画できる地域づくり | 98 |
| 施策30 | 地域コミュニティの充実・醸成 | 100 |
| 施策31 | 文化・国際交流への取り組みの推進 | 102 |
| 施策32 | 歴史文化財の保存と継承・展開 | 104 |
| 政策7 | 市民の信頼を得られる最善経営の自立したまち | 106 |
| 施策33 | 地域経営システムの確立 | 106 |
| 施策34 | 財政運営の健全化 | 108 |
| 施策35 | 組織活性化の推進 | 110 |
| 施策36 | IT（情報通信技術）の活用 | 112 |
| 施策37 | 市税等の賦課・徴収の強化 | 114 |
| 施策38 | 広報・広聴の充実 | 116 |

資料編

| | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 預定經過 | 120 |
| 2 | 市民參與 | 123 |
| 3 | 香芝市綜合計画提言書 | 128 |

基本構想

第1章 序論

第1節 総合計画策定の目的と変遷

本市では、市政運営の指針として、これまで3次の総合計画を策定してきました。総合計画は、まちの将来像とその実現のための基本方針や政策・施策を示しており、これからの10年間のまちづくりの指針となるものです。今後も本計画に基づき、あらゆる分野の取り組みを総合的かつ計画的に展開するとともに、行財政運営の効果的な実践を進めます。

これまで、平成12年度に「かしば香るみどりの安心プラン」を策定し、平成22年度（2010年度）を目標年度として「伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市」の実現をめざして計画を推進してきました。今回「かしば香るみどりの安心プラン」の計画期間が終了を迎えるにあたり、平成23年度から平成32年度を目標年度とする第4次総合計画を新たに策定し、めざすべき将来像を示し、まちづくりの基本目標とその実現のための施策を明らかにします。

■香芝市総合計画の変遷

| 年度 | 計画名 | 基本理念 | 基本目標 |
|-----------------------------|----------------------------------|---|--|
| 昭和59年度 ～平成7年 (12年間) | 香芝町長期総合計画(第1次) | 自然と調和のとれた町づくり、諸施設の充実をはかり、より一層未来へ躍進する近代的住宅都市 | ①自然と人の調和のとれた明るい心豊かなまち ②健康で生きる力のあるまち ③未来をきりひらく美知と広い心をはぐくむまち ④伝統を生かし新しい未来へ躍進する活力のあるまち |
| 平成4年度 ～平成13年度 (10年間) | 香芝市総合計画(第2次) (かしばプラン2001) | 伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市 | ①自然と人の調和のとれた明るい心豊かなまち ②健康で生きる力のあるまち ③未来をきりひらく美知と広い心をはぐくむまち ④伝統を生かし新しい未来へ躍進する活力のあるまち |
| 平成12年度 ～平成22年度 (11年間) | 香芝市総合計画(第3次) (かしば香るみどりの安心プラン) | 伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市 | ①自然と共生する安全で美しいまち (環境安全都市) ②ゆとりとやずらぎのある元氣あふれるまち (健康福祉都市) ③心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち(生涯いきいき都市) ④伝統を生かし快適で活力のあるまち (快適空間都市) ⑤であいと参加を広め新しい文化を創造するまち (住民協働都市) |

第2節 総合計画の基本的な考え方

今後のまちづくりにおいて、極めて重要となる「協働」を強く意識した計画となっており、今後も市民及び地域の皆様と手を携えてまちづくりを推進していきます。

現在、本市は人口減少及び少子化には直面していませんが、高齢化の進展は著しく全国的な人口減少に伴い、近い将来、少子化方向に進むことは疑う余地のないところです。このような状況をふまえたうえで限られた財を有効に使っていくことが必要です。

そのため、第4次総合計画はこれまでのように単なる総花綱領的な計画ではなく、市民とともに考え、活動することができる、協働の成果が実感できる現実的な計画とします。

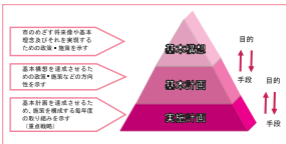
第3節 総合計画の構成と策定期間

総合計画は「基本構想」と「基本計画」及び、別に定める「実験計画」から構成されています。

基本構想は、平成23年度から平成32年度を計画期間として、まちなりの将来像を設定し、そのための基本方針と政策・施策を示すものです。

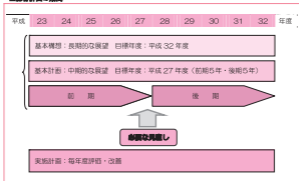
基本計画は、将来像と基本方針の実現を図るための個々の政策・施策を体系的・具体的に示すものです。個別の計画、事業などはすべてこの基本計画に即して進めることとなります。

■計画の構成



第4次総合計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。ただし、中間年度（平成27年度）において、それぞれの施策の進捗状況と検証を行い、現実とかけ離れた計画とならないよう調整します。計画を構成する各構想・計画の期間は以下の図のようになっています。

■総合計画の期間



第4節 前総合計画の取り組みについて

前総合計画「かしば香るみどりの安心プラン」は前々総合計画「かしばプラン2001」¹から引き続き「伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市」をまちづくりの基本イメージとし、5つの基本目標²を掲げ、各施策を実施してきました。しかし、この10年間の社会状況の変化は大きく、長引く不況や国の三位一体改革³、地方分権の推進などから厳しい財政運営を行う必要がありました。そこで本市では「第2次行政改革大綱」⁴を策定し行財政のスリム化を図るとともに、「総合計画後期基本計画」⁵において施策の見直しを行い、市民ニーズを的確に捉えた上で施策の実行に努めてきました。

¹計画期間は平成12年度から平成22年度まで。

²計画期間は平成4年度から平成18年度まで。

³①自然と共生する安全で美しいまち（環境安全都市） ②ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち（健康福祉都市） ③心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち（生活いきいき都市） ④伝統を生かす創造で活力のあるまち（伝統文化都市） ⑤であいとおきな広め新しい文化を創造するまち（住み続けよう都市）。

⁴①国家補助金削減の改革、②地方交付税の改革、③国庫補助金から個人住民税への転換等。

⁵計画期間は平成18年度～平成21年度。

⁶計画期間は平成18年度～平成22年度。

前総合計画の達成状況について平成 21 年度に実施した市民意識調査¹⁾の結果をみると、5つの基本目標を達成するための基本施策のうち、「すがすがしい生活環境の形成」「緑の保全・再生・整備」について5割前後の方が「達成されている」²⁾と回答しています。また、基本施策の取り組み内容で見ると、防犯・防災・交通安全対策の充実や子どもの安全な生活環境の整備、市道などの生活道路の整備・充実、主要幹線道路の整備などは、平成 16 年度に実施した前回調査³⁾と比較して満足度が上昇しています。一方で、基本施策のうち「都市の再構築」や「都市活力を創造する産業の振興」は約6割の方が「達成できていない」⁴⁾と回答しています。取り組み内容では救急医療体制の充実や駅前拠点機能の充実、バリアフリーのまちづくりなどは満足度が十分には得られていません。また、高齢者福祉の充実や歴史資産・伝統文化の保存継承、新しい地域文化の創造などは前回調査に比して満足度が低下しています。

こうした調査結果をみると、生活環境や緑の保全など市民一人ひとりで実施でき市民意識が高い分野での満足度が高くなっています。また、防犯・防災・交通安全などの満足度の上昇は平成 19 年度に香芝警察署が開署したことが大きな理由の一つと思われます。一方で、駅前整備やバリアフリー対策などは現在整備を行なっている途中で成果が見えないために満足度を得られておらず、整備が完了し成果が見えるようになれば満足度が上昇することも考えられます。また、高齢者福祉や歴史文化の保存について満足度が低下しているのは、市の様々な取り組みが市民に伝わっていないことも原因の一つではないかと思われます。

そのため、今後は市の取り組みについてこれまで以上に様々な形で情報を提供し、市民に行政の取り組みを知ってもらうよう努めることが求められます。

このように個別分野で見ると市民の満足度には差がありますが、前総合計画で掲げた「伝統と新しい文化のいびきがみみぎる香芝市」というまちづくりを経て、6割の方が香芝市の生活環境については満足されており⁵⁾、5割以上の方が「このままずっと住み続けたい」と回答しています。また、市民意識調査に回答していただいた方のうち、直近 10 年間で本市に転入された方が4分の1以上を占めています⁶⁾。このように、前総合計画による本市のまちづくりは市内外から一定の評価を得ている⁷⁾ものと思われます。

こうした評価から、日本全体が人口減少社会となったなかで本市では子育て世代を中心に人口は増加を続けており、平成 22 年 4 月末日現在の人口は 75,664 人で、今後もこの増加傾向は鈍化しつつも数十年続くと予測されています⁸⁾。

しかし、子育て世代を中心に人口増加が続く一方で、日本全体の高齢化に合わせて本市でも高齢者人口の増加が進んでいます。そのため、安心して子育てができる環境を整え教育を充実させるとともに、地域全体で高齢者を支えることで安心して暮らすことのできるまちづくりをさらに進めていく必要があります。

¹⁾ 平成 21 年 8 月実施。対象は 35 歳以上の市民 2,069 人。有効回収数 1,235 件、有効回収率 61.9%。

²⁾ 「十分達成されている」と「ある程度達成されている」の合計。

³⁾ 平成 16 年 11 月実施。対象は 16 歳以上の市民 2,900 人。有効回収数 694 件、有効回収率 34.4%。

⁴⁾ 「あまり達成されていない」と「全く達成されていない」の合計。

⁵⁾ 「大変満足している」と「大満足している」の合計。

⁶⁾ 居住年数についての回答で、「転入後 1 年以下」「転入後 1 年以上 5 年以下」「転入後 5 年以上 10 年以下」の合計。

⁷⁾ 居住理由の上位 3 位は「古い土地や自宅があったから」「勤務や通学に便利だから」「自然環境が良いから」。

⁸⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成 20 年 12 月推計)。

また、防災体制や防災体制、医療体制など安全安心に関わる部分の充実、市道などの生活道路やバリアフリーなどの都市整備、自然環境の保護や公園緑地の整備などの環境整備をさらに充実させることが求められます。

さらに、行政が地域や市民団体との協力を進めることで本市に住む多くの人が互いにつながりを持ち自分たちのまちに対して愛着を持てる魅力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

第5節 時代の潮流

現在、地方公共団体を取り巻く環境の変化は著しいものがあり、これらに起因した社会問題が提起されています。

1. 人口減少社会への対応

人口減少、少子高齢化の進展により、地域の活力低下や要介護者や高齢者単独世帯等の支援を必要とする家庭の増加などが考えられます。また、労働力人口が減少することにより、財やサービスの持続的な供給主体の確保が困難となり、これらを支えていく地方公共団体の財政状況の悪化など、多方面にわたる課題が考えられます。

少子化対策に取り組んでも、総人口の減少は避けられないと考えられることから、人口減少を前提として課題に対応していくことが求められます。

安定した経済成長と労働力の確保に向けて、教育やイノベーション（技術革新）などによる生産性の向上、人材の育成、若者・女性・高齢者等の就業機会の拡大を図ることが必要です。さらには、自治会の再生や、通学や通勤等で市内を訪れる定住人口以外のいわゆる「交流人口」、NPO活動やボランティア活動などの地域活動を行っている「活動人口」などの創出など、多様な視点から地域活性化に取り組むことも必要です。

2. 環境保全と持続可能な循環型社会の構築

新興諸国の経済発展や人口の増大に伴い、食料、エネルギー資源への需要が高まるなか、地球温暖化、熱帯雨林の減少、酸性雨の発生、オゾン層の破壊など、地球レベルでの環境問題が深刻化しています。

特に大気中の温室効果ガスによる地球温暖化の進展は、地球レベルでの気温・海水面上昇、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象を増加・増強させる可能性があります。大局的に地球温暖化は地球全体の気候や生態系に大きく影響すると予想されることから、平成17年2月の「京都議定書」が発効され、各国に基準年までの削減目標が義務づけられ、その実現に向けた対策が進められています。しかしながら、議定書目標達成に成功した国々もある一方、離脱・失敗した国々もあるなど、新たな義務づけの枠組みと目標を決める動きが活発になっています。我が国が、二酸化炭素の削減計画を国際公約したのもその一例です。

企業においても環境意識の高まりから、2万件を超える組織がISO14001を認証取得するとともに、企業の社会的責任として、CSR（Corporate Social Responsibility）報告書を発行し、環境問題への取り組み状況を公開する企業も増加するなど、環境への配慮が企業活動等において不可欠な要素となっています。

一方、環境保全活動に取り組むNPO団体数が急増し、個人レベルでの環境への取り組みがみられ、地球環境や身近な環境問題に対する意識が高まっています。

今後は、国や自治体、企業レベルだけでなく、個人のライフスタイルも見直し、エコ家電、エコカー等の積極的な導入など、環境に配慮したライフスタイルに価値観が見出されています。今後も、市民との協働のもと、脱炭素社会、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることが求められています。

3. 高度情報ネットワーク社会の到来

パソコンや携帯電話等の情報通信機器が飛躍的に普及したことにより、日常生活におけるインターネットの利用が急速に拡大しています。

インターネットは仕事や日常生活において様々な面で利便性を向上させますが、行政においても、市民に対する日常の情報提供をはじめ、在宅での医療・福祉、学習活動の支援、災害などの非常時の情報提供等、通信を利用した様々なサービスの提供が期待されています。

今後、ネットワーク環境は「いつでも、どこでも、誰でも」ネットワークに接続でき、情報を自在にやりとりできるユビキタスネットワーク社会の実現に向かいつつあり、様々な側面で生活様式が変化していくことが予想されます。このような急速な情報化の進展は、情報通信基盤の整備水準の違いや情報通信機器に接する機会の程度により、個人や地域の間情報格差を生むことも懸念されています。

また、最近ではコンピュータウィルスや不正アクセス、詐欺等のサイバー犯罪の脅威が急速に増加するとともに、企業等の顧客情報の大量流出が問題となるなど、高度情報化社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護が重要な課題となる一方、子どものパソコンや携帯電話の適正使用についても社会的な課題となっています。

4. ライフスタイルの多様化

ライフスタイルについては、ゆとりや安らぎ、さらには心の豊かさに関する国民意識が高まっています。また、価値観の多様化、長寿化による定年後の時間の増加に伴い多様なライフスタイルの選択が可能になっており、働き方をはじめ、大都市居住者の地方圏・農山漁村への居住など、住まいの多様化の動きがあります。

また、都市化による核家族化や若年層の単独世帯化の進展にあわせ、近年、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加するなど家族形態が多様化しています。

介護や子育て支援等のために親と子の世帯ができるだけ近距離に居住する「近居」の動きや複数の生活拠点を同時に持つ「二地域居住」の動きもみられます。

5. 安全・安心に過ごせる環境の整備

国内外で地震や異常気象等の自然災害による甚大な被害が頻発しているなか、阪神・淡路大震災を教訓として、市民の防災に対する意識は高まりをみせています。また、今後30年以内の地震発生確率は、海溝型（南海トラフの地震）の南海地震、東南海地震についてはそれぞれ50%程度、60%～70%程度と推定され、今世紀前半の発生が懸念されています。

本市を含め奈良県は比較的大規模災害の発生がみられませんが、行政として効果的な災害対策や確実な危機管理体制の整備に努めるとともに、地域が主体となって防災力の向上に努めていくよう、働きかけていくことが重要です。また、大雨による災害の増加や被害の激甚化の傾向が見られることから、河川の氾濫など、水害に関する備えも充実する必要があります。

また、近年犯罪の凶悪化や子どもが被害を受ける事件が発生するなど、様々な社会不安が増大しており、日常生活における安全確保が問題となっています。今後も学校や地域と連携した見守り体制、防犯体制を充実し、市民が安全に安心して暮らすことのできる防災・防犯体制の強化や、市民一人ひとりの意識の向上、また地域コミュニティによる防災・防犯活動の強化などが求められます。さらに、食の安全確保のほか、新型インフルエンザ対策など、新たな感染症に対する対策も求められています。

6. 経済・雇用状況の変化

経済のグローバル化の進展、東アジア各地域の急速な経済成長と産業構造の高度化のなかで、東アジアを中心とした生産ネットワークの構築等の動きが活発化しています。

2008年にアメリカ合衆国を源とする世界同時不況に見舞われ、日本国内でも失業率の上昇と有効求人倍率の低下が起こっています。さらに、少子高齢化の進展に伴う年金・保険問題などを抱えているため、国民の日本経済の先行きに対する不透明感と将来所得に対する不安感は依然として強くなっています。

経済のグローバル化の進展に対して、技術力を活かした産業の高付加価値化を進めるとともに、世界各国との協調を図りつつ、共通の政策課題に取り組むことによって、国内各地域の成長力・競争力強化につなげていく必要があります。

また、経済力のみならず、優れた技術力（環境、省エネ等）や文化力（アニメ、ファッション、観光資源等）、情報力等のソフトパワーを高めていくことが必要です。

そのため、文化、教育、研究の振興を図るとともに、日本が有する魅力を再発見、再認識し、これを浸透させるための情報発信力を強化することが求められます。

一方で産業部門間・地域間の格差や国内消費の伸び悩みなど、景気回復には多くの課題が残されています。また、生産年齢人口の占める割合が低下することから、「右肩上がり」の経済成長や税収増を期待することは困難であり、それぞれの対応が求められます。

7. 地方分権のさらなる進展

平成 12 年、国に集中している権限や財源を都道府県や市町村に移し、地域のことは地方自治体が主体的に決定していく行政システムへの転換を図るために、地方分権一括法が施行されました。また平成 18 年には、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革推進法が成立しました。

地方分権により、市民に最も身近な基礎自治体としての市町村の役割はますます高まっています。また、地方分権を進めるということは、地域のことは地域で責任を持って決める自治を強化することであり、そのためには行政だけでなく、市民、団体、企業等と行政が協働してまちづくりを行うことが必要です。

地方分権時代の自治体には、特色あるまちづくりに取り組むとともに、市民生活の広域化、多様化、高度化に対応したより高度な行政サービスを提供するため、行財政能力の向上や効率的な行政運営、市民に関われた行政などが求められています。

8. 市民参画の拡大

市民社会が成熟し、行政に対する市民ニーズはますます多様化または、高度化・高次化しています。これに対して地方自治体は、厳しい財政状況のなかで、すべての市民ニーズに応えることは困難となっています。

また、高度経済成長による経済構造の変化等により、地域のつながりが希薄になり、コミュニティの機能も低下しています。その結果、地域の様々な問題をすべて行政が担うといった状況が生まれています。

このため、公共サービスは行政のみが担うという考えから、地域社会や個人、企業なども公的サービスを担っていくという考え方に転換するとともに、さらに一歩進めて、身の回りの問題はまず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それでもできない問題は行政が解決するという「自助、共助、公助」の考え方に基づくまちづくりが求められています。

一方で、平成 10 年の「特定非営利活動促進法（NPO法）」の施行に伴って、市民による様々な活動団体が増加し、地域のまちづくりに取り組む団体の活動も活発化しています。

今後は、行政の計画策定から事業実施に至るまでの様々な場面で市民の参画を進めるとともに、地域における「地域型」のコミュニティとNPO等「知縁型」のコミュニティ等を醸成するなど、地域が主体となって計画を立て、取り組みを実施し、地域の問題を解決していくという住民自治の社会を構築することが重要となっています。

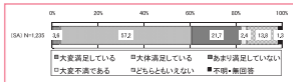
第6節 市民意識について

①香芝市の住み心地

香芝市の住み心地については、「大体満足している」が57.2%と最も多く、次いで「あまり満足していない」が21.7%となっています。

この結果の背景として、住宅開発が盛んであり、交通網も整備されていることや大阪までのアクセスの良さが反映していることが推測されます。

■生活環境の満足度

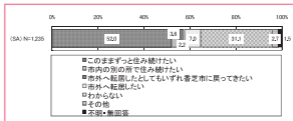


②香芝市への定住意向

香芝市への定住意向については、「このままずっと住み続けたい」が52.0%で最も多く、次いで「わからない」が31.1%となっています。

この結果の背景として、市への愛着の高さがうかがえることとあわせて、大阪近郊の住宅地としての発展が、人口増加・市外流出の抑制力となっていることが推測されます。

■香芝市への定住意向

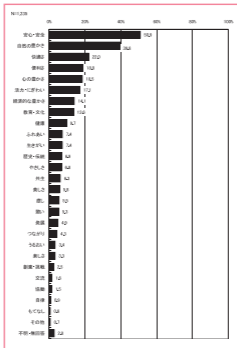


③今後めざすべき香芝市のイメージ

今後めざすべき香芝市を表す言葉（キーワード）については、「安心・安全」が50.9%と最も多く、次いで「自然の豊かさ」が39.8%と多くなっています。

全国的に犯罪や事故の増加、食の安全問題、児童や高齢者に対する虐待問題、経済的な不安定さ等、安心・安全を求める声が大きくなっており、こうした動向を反映した結果となっています。

■めざしていくべき香芝市像の「言葉（キーワード）」

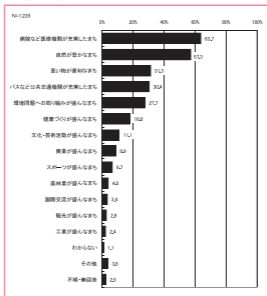


④今後のまちの展望

今後のまちの展望については、「病院など医療機関が充実したまち」が63.7%と最も多く、次いで「自然が豊かなまち」が57.3%と多くなっています。

この結果の背景として、昨今の医師不足や奈良県の産科閉鎖問題などの医療体制の不安さが大きく影響していると推測されます。

■今後のまちの展望

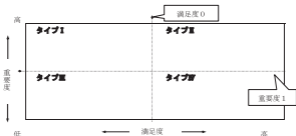


⑤ 施策の満足度・重要度

各施策項目について、現在の満足度、今後の重要度を以下の分類で優先順位付けしました。結果は次頁の通りです。

【スコア分類による分析について】

「満足度0」、「重要度1」を基準として、それぞれのスコア値を4つのセグメントに分類しました。



※スコア値については、回答結果を以下の基準でポイント化したものです

| | | | | | |
|------|----|----|----|-----|-----|
| 回答数 | 高い | ← | 普通 | → | 低い |
| スコア値 | +2 | +1 | 0点 | -1点 | -2点 |

タイプⅠ：タイプⅠは、満足度が低いが、重要度は高くなっています。今後の重点課題として検証が必要なタイプです。

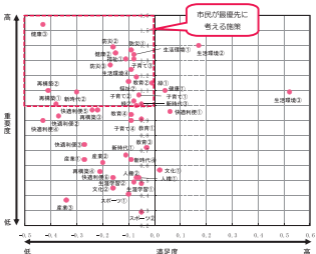
タイプⅡ：タイプⅡは、満足度が高く、重要度も高くなっています。事業の継続実施が必要なタイプです。

タイプⅢ：タイプⅢは、満足度が低く、重要度も低くなっています。満足度及び重要度の減少についての検証が必要なタイプです。

タイプⅣ：タイプⅣは、満足度が高いが、重要度は低くなっています。施策の充実によりある程度満足度が上昇したタイプです。

【スコア分析】

■満足度/重要度のポートフォリオ分析表



【現在の満足度 スコア値 上位8項目】

| 基本施策の取り組み内容 | 満足度 |
|--------------------|------|
| 上水道の整備 | 0.52 |
| ごみ処理やリサイクル問題への対応 | 0.17 |
| 公共交通の整備・充実（鉄道） | 0.06 |
| 検診や健康相談等の保健サービスの充実 | 0.04 |
| 歴史資産や伝統文化の保存継承 | 0.02 |

【今後の重要度 スコア値 上位8項目】

| 基本施策の取り組み内容 | 重要度 |
|----------------------|------|
| 夜間・休日・事故などの救急医療体制の充実 | 1.54 |
| ごみ処理やリサイクル問題への対応 | 1.40 |
| 防災体制の充実 | 1.39 |
| 防災体制の充実 | 1.37 |
| 日常の医療体制の充実 | 1.35 |

【ポートフォリオ分析表 凡例】

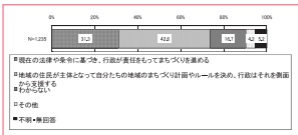
| 基本施策 | 図表示 | 取り組み内容 |
|----------------------------|-------|----------------------------|
| すがすがしい生活環境の形成 | 生活環境① | 地球環境への配慮 |
| | 生活環境② | ごみ処理やリサイクル体制への対応 |
| | 生活環境③ | 水質の浄化 |
| | 生活環境④ | 下水道の整備 |
| 緑の保全・再生・整備 | 緑① | 自然の保護・再生 |
| | 緑② | 公園緑地の整備 |
| 防災と安全対策の充実 | 防災① | 防災体制の充実 |
| | 防災② | 防災体制の充実 |
| | 防災③ | 交通安全対策の充実 |
| 信頼と安心の福祉の充実 | 福祉① | 高齢者福祉の充実 |
| | 福祉② | 障害者福祉の充実 |
| “安心して子どもを生み育てることのできる”社会の実現 | 子育て① | 保育サービスの実現 |
| | 子育て② | 私立保育サービスの充実 |
| | 子育て③ | 子どもを育てる安全な生活環境の整備 |
| | 子育て④ | ひとり親家庭の子育て支援 |
| 市民の健康の確保 | 健康① | 検診や健康相談等の保健サービスの充実 |
| | 健康② | 日常の医療体制の充実 |
| | 健康③ | 夜間・休日・事故などの救急医療体制の充実 |
| 市民誰もが楽しめるスポーツ環境の整備 | スポーツ① | スポーツ施設の整備・充実 |
| 生涯を通じた学習環境の整備 | 生涯学習① | 生涯学習のための施設の整備・充実 |
| | 生涯学習② | 生涯学習活動を支援する体制や仕組みの充実 |
| 心豊かな人を育てる教育 | 教育① | 幼児教育の充実 |
| | 教育② | 学校教育の充実 |
| | 教育③ | 生涯教育の充実 |
| | 教育④ | 青少年の健全育成 |
| 都市の快適性と利便性の向上 | 快適利便① | 公共交通の整備・充実（鉄道） |
| | 快適利便② | 公共交通の整備・充実（バス） |
| | 快適利便③ | 商業施設の整備促進 |
| | 快適利便④ | 駅前周辺や駅を中心とした拠点集約の実現 |
| | 快適利便⑤ | 主要幹線道路の整備 |
| 都市の再構築 | 再構築① | 駅前周辺の再開発 |
| | 再構築② | 古道など生活道路の整備・充実 |
| | 再構築③ | ペリアプリーのまちづくりの推進 |
| | 再構築④ | おかりや内い、すっきりしたまちづくりの推進 |
| 都市の活力を創造する産業の振興 | 再構築⑤ | 中心街集約の形成 |
| | 産業① | 商工業の振興 |
| | 産業② | 産業の振興 |
| 地域文化の創造 | 産業③ | 観光の振興 |
| | 文化① | 歴史遺産や伝統文化の保存継承 |
| 明るく開かれた社会の実現 | 文化② | 新しい地域文化の創造 |
| | 人権① | あらゆる人種を守る社会づくりと意識啓発 |
| | 人権② | 男女がともに築きあげ、社会に共同貢献できる地域づくり |
| 地方新時代に備える協働の推進 | 新時代① | 情報通信基盤の整備 |
| | 新時代② | 行政の透明性の向上 |
| | 新時代③ | 市民の参画意識の向上 |
| | 新時代④ | 市民の参画意識の向上 |

⑥今後のまちづくりを進める方法について

今後、地区のまちづくりを進める方法としては、「地域の住民が主体となって自分たちの地域のまちづくり計画やルールを決め、行政はそれを側面から支援する」が42.6%と最も多く、次いで「現在の法律や条例（条例）に基づき、行政が責任をもってまちづくりを進める」が31.3%となっています。

この結果の背景として、「協働」の取り組みに対して、一定の理解を有している住民がいる一方で、行政に対する依存意向が3割程度あがっていることから、まずは「協働」に対する情報提供や必要性などを周知することが必要と考えられます。

■まちづくりを進める方法について

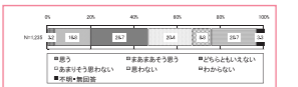


⑦市民・行政の協働のまちづくりについて

現在の香芝市は、市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいると思うかについては、「どちらともいえない」が26.7%と最も多く、次いで「わからない」が20.7%と多くなっています。

この結果の背景として、様々な施策を展開するなかで、「協働」の仕組みづくりを実践的に行うことが望まれます。

■協働のまちづくりについて



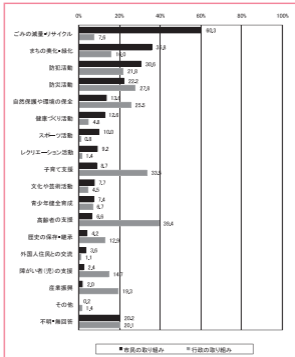
役割分担について

市民ができること、やるべきことについて「ごみの減量・リサイクル」が60.3%と最も多く、次いで「まちの美化・緑化」が35.8%、「防災活動」が30.6%となっています。

また、特に行政がやるべきことは何だと思うかについては、「高齢者の支援」が39.4%と最も多く、次いで「子育て支援」が33.5%、「防災活動」が27.8%となっています。

この結果の背景として、市民は生活に身近な範囲における取り組みを担う一方、行政には福祉や防災など、安心して暮らせるための取り組みを望んでいる傾向が見受けられます。

■市民・行政ができること、やるべきことについて



第7節 まちづくりの主な課題

1. 自然と調和した美しい住環境をめざすまち《自然・環境》

近年、環境に配慮したライフスタイルが注目され、社会全体として環境に対する意識が高まっており、省エネ・リサイクルなどの取り組みも活発になっています。平成21年度に実施した中学生アンケートでは、本市のよいと思うところについては、「山や川などの自然環境」への回答が最も多く、今後のまちの展望についても「買い物 convenient なまち」に次いで「自然が豊かなまち」への回答が多くなっていました。また、市民アンケートにおいても「今後、めざしていくべきまちのイメージ」や「今後のまちの展望」において、「自然の豊かさ」が上位にあがっていることから、自然環境は本市のまちづくりを進めていくうえでは重要なキーワードとなっています。

環境保全への取り組みは市民一人ひとりの意識と行動が重要です。家庭や地域、職場等において、環境に必要な以上に負荷を与えないための努力と工夫を行い、リサイクルやゴミの減量化、資源の節減などに取り組む省資源・資源循環型社会を形成していくなど、市民、行政、企業等の協働による環境保全のまちづくりをめざすことが必要です。市民協議会¹¹からも、ゴミ減量化・リサイクルの推進については、家庭から出される生ゴミの問題が大きな課題であり、ゴミの分別の徹底に力を入れて取り組んでいくべきという意見があがっていました。また環境問題への取り組みについては、地域の一斉清掃や門前清掃を積極的に行うべきという意見もあり、協働による美しい地域づくりに努めることも大切です。

さらに、市民アンケートでは上水道の整備は市民満足度が最も高くなっている一方で、下水道整備の満足度は上水道よりも低くなっていることから、上下水道双方の取り組みを一体的に進め、住みよい住環境の実現をめざす必要があります。

2. 安心して、やすらぎを感じることができるまち《安全・安心》

市民が日常生活のなかで最も求めているものは安全で安心できる環境です。市民アンケート結果においても「今後、めざしていくべきまちのイメージ」として「安心・安全」というキーワードが最も多く選ばれています。

市民協議会からも防災意識の高揚については、地域防災訓練、講習会への参加、自治会単位での防災訓練の励行を市民と地域が積極的に行う必要があるとともに、行政は災害緊急時の要援護者への支援体制の確立が必要であるという意見があがっています。しかし、安全・安心の捉え方は市民一人で異なることが考えられます。防災・防災以外にも、医療・福祉・食育等、分野横断的に安全・安心の視点を盛り込む必要

¹¹ 市民協議会：第4次総合計画策定にあたり、計画目標から市民とともにつくり上げることを目的に創設された会議。その構成は「人材登録制度（まちづくりパートナー）」に登録されている人のなかから参加希望した人と、無作為抽出により実施した「市民意識調査」対象者のなかから参加を希望した人の合計 28 名。計5回にわたり本市の「楽しみ・悩み」の検討、「市民と行政の役割分担」などについて、5つの分野に分かれて研究・討議していただき、その内容を報告書として取りまとめた。

があります。

また、地域・地区単位での安全・安心への取り組みに関しては、市民の協働による関わりがなければ実現できないものもあります。今後、市民活動や地域交流を中心とした防災、防犯に関する取り組みを促進していくとともに、市民一人ひとりの安全に対する意識の高揚を図り、交通安全対策への取り組みを強化するなど、事件や事故のない安全なまちづくりを市民と一緒に推進していく必要があります。

3. 快速で便利なまち 《都市基盤》

本市はこれまで、豊かな自然と交通の利便性という地の利を生かし、土地区画整理事業や民間ディベロッパーによる開発事業による宅地供給により、人口増加をつづけてきましたが、今後、人口増加も緩やかな推移を示すなか、適正な土地利用計画の策定に基づく秩序ある開発事業の誘導が必要となっています。

中心市街地の活性化については、本市では駅前を中心とした拠点施設機能の充実を図っており、今後もまちの顔として下田駅前を位置付けるなど、個性ある中心市街地の再生をめざしていく必要があります。また、駅前の整備については、近鉄下田駅北地区、近鉄五位堂駅前第二地区、JR志都美駅前について事業を推進します。

これら都市整備に加え道路・バリアフリー整備については、市民アンケートの満足度は低く、市民討議会では活発な意見交換が行われるなど、今後の整備においては、より一層市民意向が反映された取り組みを推進する必要があります。

4. 心豊かに健康に暮らせるまち 《健康・福祉》

転入者が多く、今後も人口増加が見込まれている本市においても、急激な高齢化を迎えるなか、支援が必要な人に対する取り組みを充実していく必要があります。

健康、福祉サービスに関しては、「自分の健康は自分が守る」ことを基本とし、健康づくりや介護予防に重点を置いた取り組みが必要となっています。また、医療サービスについては、市内の医療機関と圏域内の高度医療機関を活用するなど、医療機関のネットワーク化を図るとともに、情報提供の充実や救急医療体制の再構築を行い、医療面から安心できるまちづくりを行っていく必要があります。市民討議会でも、病院そのものではなく、救急搬送に対応してくれる体制や医療機関のネットワークの充実に重要性をおいている意見があがっていました。

近年は福祉ニーズが多様化し課題も複雑化しています。市民討議会においても、本市において最も重要なことは、「人のふれあいがある、心のつながりがある、自然がゆったりしているなかで人のつながりがある」ことをあげられ、心と人のふれあいを大切に、地域福祉の推進をまちの財産にしようという意見をあげられています。

今後、地域福祉を推進するなかで、「自分でできることは自分で行う」「自分で解決できない場合は地域で支援する」「地域で解決できない場合は行政が支援する」ことを基本として、高齢者や障害者福祉において、地域での見守りや文え合い、助け合いなどを中心とした活動を促進する必要があります。

5. 次代を担う「育ち」を見守り、

誰もが生涯輝いていられるまち〈子育て・教育〉

若い世代が新たに定住する場所を選ぶ際、子育て・教育環境が充実していることは重要なポイントとなります。就労形態や家庭環境が多様化しているなか、本市においても、子育て支援・教育に力を入れることで、市民が安心して子育てができることはもちろん、さらなる転入者の増加も視野に入れて取り組んでいく必要があります。

市民アンケートでは「特に行政がやるべきこと」として「子育て支援」が上位にあがっていますが、家庭や地域の教育力の向上、子どもの居場所づくりも含め、市民・地域の活動と行政の施策との相乗効果を発揮しながら、子育てしやすい、教育環境が充実しているまちづくりをめざす必要があります。

今後、子育てしやすいまちづくりを進めるなかでは、行政だけの取り組みではなく、市民・地域が一緒になって、結婚によって得られる利点や子育てに対する不安要因を解消し、喜びを伝えるなど、社会全体で安心して子どもを産み育てる社会を構築し、「子どもが育てやすい香芝市」というイメージを構築していく必要があります。

6. みんなで創る豊かで将来性のあるまち〈産業・文化・連携〉

今後のまちづくりを行う上では「まちらしさ＝アイデンティティ」を創出することが、重要となっています。

本市においては、豊かな将来性のあるまちをみんなでつくるため、商工業、農業及び観光の振興について既存産業の振興や産業間の連携、地域農業を継続できる環境づくりや農業支援の仕組みの構築等に加え、他にはない「歴史・文化」や「景観」との結び付きを強くするなど、地域の魅力を集約することが重要です。地域特性を活かしたまちづくりは、地域への愛着を育み、まちづくりへの参画意識を高め、香芝市全体の活力創出へとつながっていくものと考えられます。

また、まちづくりのなかで市民の参加・参画が担う要素は極めて大きく、最近では、地域組織や各種団体に加えて、様々な分野で「市民参画」が定着しています。しかし、市民アンケートでは「市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいると思うか」については、「どちらともいえない」が最も多くなっており、今後市民と行政が協働してまちづくりを行ううえで「市民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」や「まちづくりの情報の公開を充実すること」「まちづくりや計画づくりに市民が参加する機会を増やすこと」を必要と考えています。

これらのことから今後、さらなる協働のまちづくりを推進するなかでは、行政と市民のコミュニケーションの機会や有効なパートナーシップの形成の土壌を培っていくことが大切です。行政は市民活動についてその主体性を尊重し、活動場所の提供や必要な知識・情報の提供、人材の養成、体制づくりへのサポート、参画機会の提供を行う必要があります。

そのなかで、市民が自ら、文化、芸術活動に参加し、活発に活動できる環境を構築

するほか、男女等の区別なく、一人ひとりが尊重される社会を形成するために誰もがまらづくりに参画できるような仕組みづくりが必要となります。

7. 市民の信頼を得られる最速経営の自立したまち

成熟社会においては、市民ニーズが多様化または、高度化・高次化し、参画機会の拡大、分権による自立性・創造性の確立、権限委譲の進展等で、行政は自らの組織のあり方を見直すことが重要であり、時代の潮流に応じた身の丈サイズの最適な行政経営を推進する必要があります。

そのためには、市民ニーズの把握に努めるとともに、市民参画を促し、市民と行政の役割分担を明確にし、施策・事業の効率化、組織のスリム化など内部管理によるコスト削減を行う必要があります。

これらに即して、行財政運営への経営センスの導入、地域や時代に応じた仕事の進め方の構築、行政評価と効率的で柔軟な組織の構築などに重点を置いて、行政改革を具体化していくことが必要となっています。

情報通信技術の発達は市民の暮らしと社会経済のしくみのなかに深く浸透し、様々な影響を及ぼしています。IT革命が進展するなか、公共的な視野から情報化を総合的に見るため、ITの導入・活用を積極的に行うとともに、発生する問題に適切に対処し、情報化への適合力を備えた地域社会の形成に努めます。

今後、地方分権・規制緩和・市民参画といった大きな潮流に直面するなか、行政として新たな組織構築の準備段階として、人材の育成、市民にとってより理解しやすい組織機構と機能の再構築、縦割りから横割りへの転換などの課題を改善していく必要があります。

第2章 計画の基本構想

第1節 まちづくりの将来像

1. まちの将来像

【設定市の将来像（10年後のあるべき姿）】

笑顔と元気!! 住むなら かしば

【設定市の将来像（10年後のあるべき姿）設定理由】

香芝市は、住宅都市として良好な生活環境の中で発展してきましたが、少子高齢化や経済・産業の停滞、環境問題など、本市を取り巻く状況は厳しくなっています。

そのような状況を乗り越えていくために、「笑顔」と「元気」をキーワードとして設定し、将来に希望がもてるまちづくりを行います。

人が「笑顔」でいられるためには、緑あふれる住環境の中で、充実した教育、福祉及び子育て制度のもと、日々安心して、便利に暮らせることが必要だと考えます。

また「元気」であるためには、人が健康であることはもちろんのこと、まちの産業や地域コミュニティが活発であり、健全な行財政運営がされていることも欠かすことができません。特に人と人とのつながりや支え合いが重要であり、これを本市の一番の財産とした活力あふれるまちづくりが必要だと考えます。

このようにみんなが笑顔で、人もまちも元気であることにより、これからも「住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるまちとなることをめざし、

「笑顔と元気!! 住むなら かしば」

を将来像とします。

第2節 まちづくりの基本目標

1. 自然と調和した美しい住環境をめざすまち

平成20年7月に策定した、香芝市環境基本計画に基づき、市のすべての施策を環境の観点から捉え直し、総合的な施策を推進します。

地球温暖化防止などに向けて、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入を図るとともに、環境にやさしいライフスタイルの普及・啓発を図ります。

環境負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、3R（Reduce(リデュース：減量)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の推進やゴミ収集・分別・処理体制を充実します。

二上山の緑や電線塔をはじめとする豊かな自然環境を守り、さらに良くしていくため、引き続き生物の多様性などに配慮した地域づくりに努めます。

(自然・環境)

自然と調和した美しい

住環境をめざすまち

①ゴミの減量化とリサイクルの推進

②環境問題への取り組み強化

③自然環境(緑地)の保護

④住環境(景観)の保全

⑤上水道の整備

⑥下水道の整備

2. 安心して、やすらぎを感じることができるまち

地震や台風などの自然災害に対する備えとして、災害対策体制の充実を図ります。また、公共施設の副産物のほか、自主防災組織の育成を推進し、地域防災力の向上を図ります。

市民の連帯意識の醸成や互助意識の高揚を図るとともに、犯罪の発生を未然に防ぐため、関係機関や各種団体等と連携、情報網の活用を強化します。

広報などでの啓発や街頭指導の充実、学校での交通安全教室の実施、職場などでの啓発機会を活用し、交通安全意識の啓発を行います。

(安全・安心)

安心して、やすらぎを

感じることができるまち

①災害対策の充実

②防犯活動の強化

③交通安全対策の強化

3. 快適で便利なまち

まちの空洞化が懸念されるなか、新市街地では、土地区画整理事業により整備された公共施設や市街化区域内の農地、未利用地を活用する方向へと転換を図ります。

また、本市には8つの駅が配置されており、交通や都市活動の拠点として駅を中心とした便利なまちづくりを展開するとともに、広域幹線道路が結節するなど交通の要衝として周辺道路の整備などを推進し、市街地の求心力を高めます。

《都市基盤》
快適で便利なまち

①良好な新市街地の形成

②駅を中心とした拠点機能充実

③道路整備の充実

4. 心豊かに健康に暮らせるまち

「いつでも、いつまでも」安心して暮らすことができるよう、地域医療の充実を図るとともに、市民の健康意識の醸成を図り、疾病予防の取り組みを充実します。

福祉分野においては、「自助・共助・公助」の補完性の原理に基づく地域福祉社会を形成し、高齢社会への対応や、誰もが住みやすい福祉環境が充実したまちづくりを展開します。

《健康・福祉》
心豊かに健康に暮らせるまち

①地域福祉の推進

②医療体制の充実

③市民の健康づくりの推進

④高齢者福祉の充実

⑤障害者福祉の充実

⑥社会保障制度の安定的運用の推進

5. 次代を担う「育ち」を見守り、誰もが生涯輝いていられるまち

たくましく、感性豊かな子どもを育む就学前教育、学校教育を整備しつつ、家庭・学校・地域・行政が連携し、家庭と地域の教育力の向上を図ります。

また、働き方の多様化に伴い、子育て中の家庭に対しては、市全体でフォローアップできるよう、青少年の健全育成や子育てしやすい環境を構築します。

子どもから大人まで市民一人ひとりが豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習環境の充実を図ります。

〈子育て・教育〉
次代を担う「育ち」を見守り、
誰もが生涯輝いていられるまち

- ① 家庭・地域の教育力の向上
- ② 就学前教育の充実
- ③ 学校教育の充実
- ④ 子ども・若者のフォローアップ(青少年の健全育成)
- ⑤ 「だれでもどこでもいつでも」学び、楽しめる環境の充実
- ⑥ 子育てと仕事の調和

6. みんなで創る豊かで将来性のあるまち

交通の要所として栄えた本市において、地域特性を活かした産業の振興、特産品開発等の確立、地域交流機能を高めるなど、ヒト・モノ・情報が交流する活力あるまちをめざします。さらに、あらゆる世代に人権尊重意識の高揚を図り、個人の尊厳を守り、国際交流や歴史文化の保全を進めるなど、まちのアイデンティティの構築を図ります。

また、地方分権の推進に伴い、地方自治体のあり方も変化するなか、地域におけるコミュニティの強化や市民活動の充実によって、地域課題を自ら解決していく力＝地域力のさらなる醸成を図ります。

そのため、社会を構成する市民・家庭・地域・企業・NPO・行政等が役割を分担しながらまちづくりに関わる「協働」の考え方を市全体に浸透させます。

〈産業・文化・連携〉
みんなで創る豊かで
将来性のあるまち

- ① 産業の振興
- ② 農業の振興
- ③ 観光の振興
- ④ あらゆる人権を守る社会づくりの確立
- ⑤ 男女が共同参加できる地域づくり
- ⑥ 地域コミュニティの充実・醸成
- ⑦ 文化・国際交流への取り組みの推進
- ⑧ 歴史文化財の保存と継承・展開

第3節 施策の展開

■まちづくり推進編

| 分野別将来イメージ | 施策 | 取り組み事項 |
|--------------------------------------|---|---|
| 《自然・環境》 自然と調和した美しい 住環境をめざすまち | ①ゴミの減量化とリサイクルの推進 ②環境問題への取り組み強化 ③自然環境(緑地)の保護 ④住環境(景観)の保全 ⑤上水道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ減量化の推進 ○再資源化の推進 ○不法投棄対策の推進 ○環境教育の推進 ○地球温暖化防止対策の推進 ○一般廃棄物処理の適正化の推進 ○自然を利用した公園の整備・維持 ○まちの緑化 ○街区公園・親水緑地の整備・保護 ○景観の保全 ○美化の推進 ○公園の維持・管理 ○河川の保全 ○安全な水道の供給 ○安定した水道の供給 ○信頼される水道事業の展開 ○環境にやさしい水道の供給 |
| 《安全・安心》 安心して、やすらぎを 感じることができるまち | ⑥下水道の整備 ⑦災害対策の充実 ⑧防災活動の強化 ⑨交通安全対策の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○下水道の整備 ○下水道耐震化・長寿命化の促進 ○水洗化の促進 ○防災施設の高揚 ○災害時の緊急体制の確立 ○地域防災力の向上 ○消防団体制の充実 ○住宅耐震化の促進 ○水害予防対策の推進 ○地域防犯体制の推進 ○生活安全体制の推進 ○交通安全啓蒙の強化 ○交通安全施設の整備 ○設置自転車対策の推進 |
| 《都市基盤》 快適で便利なまち | ⑩良好な新市街地の形成 ⑪駅を中心とした拠点機能充実 ⑫道路整備の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○土地利用の適正化 ○バリアフリー化の促進 ○土地区画整理事業の推進 ○五位堂駅前北第二土地区画整理事業の推進 ○公共バスの運行の充実 ○住居の表示の整備 ○近鉄下田駅北地区の整備 ○志摩美駅周辺の整備 ○都市計画道路の整備 ○歩道橋等の安全性の確保 |
| 《健康・福祉》 心豊かに健康に暮らせる まち | ⑬地域福祉の推進 ⑭医療体制の充実 ⑮市民の健康づくりの推進 ⑯高齢者福祉の充実 ⑰障害者福祉の充実 ⑱社会保険制度の支的運用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域で支え合う仕組みづくり ○協力的な福祉サービスの提供 ○福祉まちづくりの推進 ○救急医療体制の充実 ○地域医療体制の充実 ○母子保健の充実 ○感染症予防対策の充実 ○健康的な生活習慣の推進 ○保健センター機能の充実 ○介護保険制度の適切な運用 ○高齢者の生きがい健康づくり ○介護サービス提供の基盤整備 ○障害のある人の自立した生活支援 ○障害のある人の地域での生活支援 ○生活保護制度の適正運用 ○国民年金制度の適正運用 ○国民健康保険制度の適正運用 |

| 分野別将来イメージ | 施策 | 取り組み事項 |
|---|---|---|
| 《子育て・教育》 次世代を担う「育ち」を 見守り、誰もが生涯 輝いていられるまち | ◎家庭・地域の教育力の向上 | ◎家庭教育の充実 ◎地域教育力の向上 ◎幼児教育の充実 ◎幼稚園教育環境の整備 ◎児童生徒の学力・体力の向上 ◎安心して学べる教育環境の整備 ◎選ばれる学校づくり ◎子どもの居場所づくり ◎広域連携の強化 ◎子ども見守り活動の推進 ◎体験学習の機会提供 ◎適応指導の充実 ◎生涯学習機会の充実 ◎スポーツ団体の支援 ◎市民スポーツ活動機会の提供 ◎中央公民館活動の活性化 ◎図書館機能の充実 |
| | ◎就学前教育の充実 ◎学校教育の充実 ◎子ども・若者のフォローアップ (青少年の健全育成) ◎「だれでもどこでもいつでも」 学び、楽しめる環境の充実 | ◎保育サービスの充実 ◎保育環境の充実 ◎子育て家庭への支援 ◎地域との連携 ◎学童保育の充実 ◎商工業の活性化 ◎勤労者への支援 ◎消費者生活の向上 |
| 《産業・文化・環境》 みんなで創る豊かで 将来性のあるまち | ◎子育てと仕事の両立 ◎産業の振興 | ◎農業への支援 ◎地産地消の推進 ◎観光資源の活用 ◎観光地の情報発信 ◎人材育成の推進 ◎人材問題に対する相談・支援 |
| | ◎農業の振興 ◎観光の振興 ◎あらゆる人権を守る社会づくりの確立 | ◎男女共同参画によるまちづくりの推進 ◎男女共同参画に対する相談・支援 ◎コミュニティ意識の高揚 ◎コミュニティ活動への支援 ◎市民活動団体の支援・育成 ◎市民協働まちづくりイベントの実施 ◎国際交流団体への支援 ◎国際交流活動の推進 ◎文化、芸術活動への支援 |
| | ◎男女が共同参画できる地域づくり ◎地域コミュニティの充実・醸成 ◎文化・芸術交流への取り組みの推進 | ◎博物館機能の充実 ◎史跡・寺跡・史跡整備の推進 ◎文化財の保護・管理 |
| | ◎歴史文化財の保存と継承・展開 | |

■行政経営編

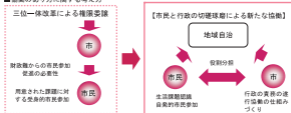
| 分野別将来イメージ | 施策 | 取り組み事項 |
|---------------------------|----------------|---|
| 市民の信頼を得られる 最前線官の自立したまち | ◎地域経営システムの確立 | ◎総合計画の管理 ◎行政改革の推進 ◎地域力の活用 ◎広域連携の推進 ◎窓口サービスの充実 ◎財政指標の改善 |
| | ◎財政運営の健全化 | ◎公有財産の維持管理計画の作成 ◎公有財産の活用 ◎入札・検査体制の充実 ◎人事管理の徹底 ◎人材育成の充実 ◎組織適正化の推進 ◎情報セキュリティの強化 ◎電子自治体の推進 ◎基幹システムの安定的運用 ◎行政情報の発信 ◎課税の適正化 ◎収納(徴収)率の向上 ◎徴収体制の強化 ◎市政情報の提供 ◎広域機能の充実 |
| | ◎組織活性化の推進 | |
| | ◎IT(情報通信技術)の活用 | |
| | ◎市税等の賦課・徴収の強化 | |
| | ◎広報・広聴の充実 | |

第4節 総合計画の目標実現のために

1. 「協働によるまちづくり」の推進

まちづくりを進めるにあたり、「協働」は欠かすことができない要素となっています。第4次総合計画に基づくまちづくりでは、継続的に協働の力を発揮することができるよう、市民・行政等の協働、役割分担による市民自治、地域自治を実現することが必要です。

■協働のあり方に関する考え方



2. 市民と行政の役割分担の考え方

市民も行政も誰もが暮らしやすいまちを形成するのが究極の目的であり、そのために、あらゆる事柄に対して、「市民にしかできないことは市民が」「地域にしかできないことは地域が」「行政にしかできないことは行政が」、それ以外のことについては、市民と行政が話し合い、より効果的・効率的に実施できる主体が担当する。市民と行政がこのような話し合いをする機会が生まれることにより、市民と行政の間の信頼、安心感が芽生え、そして深まり、市民の行政への積極的な参画が促進されるものと考えます。

3. 「地域経営によるまちづくり」の推進

総合計画に掲げた、それぞれの施策実現のためには、限られた財源を最大限有効に活用し、本市の身の丈にあった地域経営を実践していくことが必要となります。

①行政マネジメントサイクルの確立

計画は「課題」「目標」「指標（目標値）」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。第4次総合計画においては、目標を定めた後、分野ごとに状況を把握し、適切に進捗管理を行っていきます。特に評価（Check）、改善（Action）に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に取り組みます。

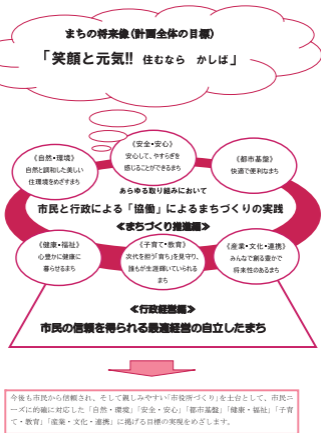
■計画における課題・目標・指標・施策のつながりイメージ



②「選択と集中」による戦略的なまちづくりの考え方

厳しい財政状況のなか、「まず何を選択し、どの施策に力を入れて将来像を実現していくのか」を戦略的にとらえることができる計画とします。本市における様々な取り組みの中から、「選択と集中」により「施策の優先順位づけ」や「行財政資源の効果的かつ効率的な配分」を行います。

■目標達成に向けた総合計画推進イメージ



基本計画総論

第1章 香芝市の概況

第1節 香芝市を取り巻く環境

1. 歴史・沿革

本市は、旧石器時代から万葉の時代を経て今に連続と続く長い歴史と、豊かな自然に恵まれた地域です。二上山に抱かれて、その雄大な姿を正面に望むこの地は、万葉集のなかにも多く歌われ、一帯は万葉の香りあふれた歴史・文化の発祥地です。

昭和31年4月1日、北葛城郡五位堂村・下田村・二上村・志都美村の4か村が合併。香芝町制施行。「香芝」の名は、すでに設立されていた「四ヶ村組合立香芝中学校」から取ったとされ、そもそも「香芝」は鹿嶋神社（下田西）に由来するとされています。

2. 位置・地勢、気象

本市は、奈良県の北西部にあり、金剛生駒紀泉国立公園を挟んで大阪府に接しています。

道路網では大阪市から三重県津市を結ぶ国道165号、和歌山県新宮市から大阪府枚方市を結ぶ国道168号、及び大阪府松原市から名古屋方面にリンクする西名阪自動車道香芝インターチェンジを有しています。

鉄道網ではJR和歌山線、近鉄大阪線及び近鉄南大阪線が市の中心部を縦横に走り、8つの駅を有し、大阪市内へは最短22分という至便なところに位置しています。

本市の気象は、内陸性気候の特色をもっています。内陸盆地性気候と瀬戸内気候の相互の影響を受けて、梅雨期と台風期を除いて降雨は乏しくなっています。

気温は、内陸性気候で、夏は気温が高く、冬は気温が低くなっています。さらに、夏季には盆地の無風状態によって体感気温が高く感じられ、冬季には二上山の北及び東斜面に位置することから、山あいを吹き抜ける偏西風を受けて、体感温度は低く感じられます。

■香芝市の位置・地勢

| | | |
|----|----------------------|---|
| 地勢 | 位置 | 東経 135° 41' 55" 北緯 34° 32' 29" (世界測地系) |
| | 範囲 | 東西 7.27km 南北 6.27km |
| | 標高 | 最高 269.7m 最低 40.0m |
| 面積 | 24.23km ² | |

資料：市ホームページ、香芝市環境基本計画資料編



第1節 計画の基本指標

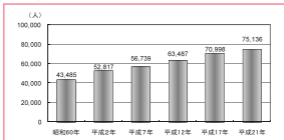
1. 人口について

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の人口をみると増加し続けており、平成21年の総人口は75,136人となっており、昭和60年から31,651人、約73%の増加となっています。また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）ともに増加しており、特に高齢者人口は、3倍以上増加しています。

■ 総人口の推移



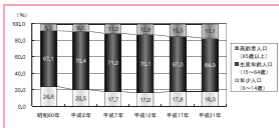
資料：国勢調査、但し平成21年は住民基本台帳（10月1日現在）

②年齢3区分別人口比率の推移

年齢3区分別人口比率の推移をみると、平成21年では年少人口の構成比が18.0%と昭和60年から6.6ポイント減少しています。

一方、高齢者人口の構成比は、平成21年では17.1%と昭和60年より8.8ポイント増加していますが、高齢者人口比率は、国・奈良県より低くなっています。

■年齢3区分別人口比率の推移



資料：国勢調査

※平成21年は10月1日現在の住民基本台帳による人口

■年齢3区分別人口割合（国・県との比較）

| | 香芝市 | 奈良県 | 国 |
|----------|-------|-------|-------|
| 年少人口割合 | 17.8% | 13.9% | 13.7% |
| 生産年齢人口割合 | 67.0% | 66.0% | 65.8% |
| 高齢者人口割合 | 15.3% | 19.9% | 20.5% |

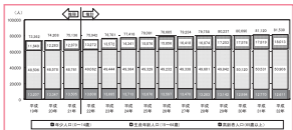
資料：平成17年 国勢調査

■参考：住民基本台帳（外国人登録を含む）による年齢3区分別人口割合の推移

| | 平成19年10月 | 平成20年10月 | 平成21年10月 |
|----------|----------|----------|----------|
| 年少人口割合 | 18.0% | 18.0% | 18.0% |
| 生産年齢人口割合 | 66.1% | 65.5% | 64.9% |
| 高齢者人口割合 | 15.9% | 16.5% | 17.1% |

(2) 将来人口の推移

■将来人口の推移



※住民基本台帳（平成19年・平成20年・平成21年の10月1日）によるコーホート変化率法

住民基本台帳によるコーホート変化率法による推計では、平成21年10月1日時点で、75,136人であり、計画期間の10年間で人口は増加傾向にあり、計画の最終年（平成32年）には81,530人となり、約10年間で6,394人増加することが予想されます。

前総合計画の人口推計においても、平成2年、平成7年の国勢調査を基準とする人口推計を実施しています。策定年度である平成12年度では、将来人口を仮定するにあたり、4～5年の間は、人口の増加傾向が続くとした上、新たな土地区画整理事業による宅地供給を見込んでいます。その結果、平成17年度には72,000人、平成22年度では81,000人の将来人口を設定していました。

しかし、流入人口による定住人口の増加や、それに伴う年少人口の増加がみられる地域においては、5年おきに実施される国勢調査によると、基準とする基礎データの間隔が大きくなり、直近の人口動向が掴み難いことがあります。

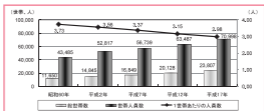
本市においても上記のような状況が見受けられたため、人口推計を行う際に、国勢調査ではなく、直近の人口動向が把握できる住民基本台帳を用いて推計を行いました。

住民基本台帳（平成19年、平成20年、平成21年の10月1日）の直近3か年を用いた推計からみる傾向として、現在の市の状況をふまえると、平成23年の76,701人から、計画の中間年度である平成27年では79,234人と、5年間で約2,500人の増加が見られ、今後も人口増加は続いていくと予想される一方、本市においても少子高齢社会が本格化するなか、平成27年から計画目標年度である平成32年（81,530人）では約2,200人の増加となっており、以前のような急激な人口増加が見受けられず、将来推計においてもその伸びは緩やかなものとなっていくことが考えられます。

2. 世帯の推移

総世帯数の推移をみると増加し続けており、昭和 60 年からの増加率は 104.4% となっています。また、1 世帯あたりの人員数については減少しており、核家族化が進んでいることがうかがわれます。

■世帯数等の推移

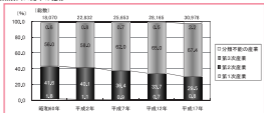


資料：国勢調査

3. 産業構造の推移

産業構造の推移についてみると第1次産業¹⁾及び第2次産業²⁾の割合が減少し、第3次産業³⁾の割合が増加していることがうかがえます。

■産業別人口比率の推移



資料：国勢調査

¹⁾ 第1次産業：農業、林業、漁業、鉱業等の自然界に働きかけて直接に富を取得する産業。

²⁾ 第2次産業：製造業、建設業、電気・ガス業、第一次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業。

³⁾ 第3次産業：小売業やサービス業等、第一次産業にも第二次産業にも分類されない産業。

4. 財政状況について

本市の財政状況は、住宅開発等による人口増加に伴う都市基盤整備や教育施設整備などの財源として地方債の発行に依存してきたため、地方債の元利償還金が膨らみ、市の財政を圧迫している大きな原因となっています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標においても、借入金（地方債）の返済の大きさを表す実質公債費比率や、借入金（地方債）の残高の大きさを表す将来負担比率が全国的にもかなり高い状況になっています。

このような中で、市では平成17年度より地方債の管理を徹底し、地方債の償還元金以上に地方債を発行しないという方針のもと、財政の健全化に向けて取り組んでいます。

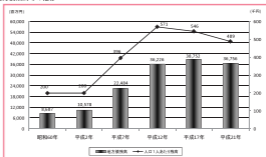
しかし、現在の経済状況や人口減少社会へ対応していくためには、さらなる行財政改革に取り組み、多様な市民ニーズに対応し、市民負担の公平性の確保に努めつつ、将来に向けて持続可能な財政基盤を早期に確立し、健全で効率的な財政運営を計画的に推進して行かなければなりません。

■直近の経常収支比率等の状況について

| | 平成20年度 | | | 平成21年度 |
|---------|--------|-----------|----------|--------|
| | 香芝市の比率 | 奈良県市町村の平均 | 全国市町村の平均 | 香芝市の比率 |
| 経常収支比率 | 91.0 | 99.4 | 91.8 | 92.4 |
| 実質公債費比率 | 21.6 | 16.4 | 11.8 | 22.2 |
| 将来負担比率 | 288.6 | 147.7 | 100.9 | 263.2 |

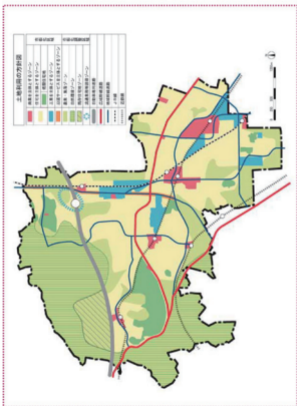
資料：財政課

■地方債残高等の推移



資料：財政課

第2節 土地利用の方針



基本計画各論

基本計画の構成

基本計画では、【主な取り組み】及びそれを構成する【主な事業】を掲載し、行政の取り組み内容を明確にしています。また、施策に応じた数値目標として【めざそう値】を設定するとともに、【市民一人ひとりができること】を掲載し、市民と行政の行動指針を掲げ、協働のまちづくりをめざしていることが分かりやすいような構成となっています。

基本計画の構成（概要）（自然・環境）

政策 1 自然と調和した美しい住環境をめざすまち

施策 1 ゴミの減量化とリサイクルの推進

【担当部局】市民生活課

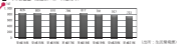
【現状と課題】

- 本市の環境から削減される1人1年当たりのゴミ削減量は、平成20年度が800グラム、平成28年度が787グラムです。
- 過去18年で1人1年当たりの削減量は、約14.7%減少しています。これは、市民の環境問題に対する意識が高まってきたことによるものと見られます。
- 市民意識調査において、基本施策の今後の重要視については、ゴミの減量化とリサイクル推進への対応が高く、市民の意識も高まっています。しかし、リサイクル率は、事業系を含めると平成28年度で全国平均が28.2%で本市が18.9%です。
- 今後、さらなるゴミの減量化・資源化を図っていくためには、市民や事業者に対して、ゴミの発生抑制に向けた具体的な行動を奨励できるための体制や支援策を整えていく必要があります。

◆現状と課題◆

これまでの取り組みのほか、社会意識の整理・分析などから把握した実態、直面している課題を反映します。

■ゴミの排出量（標準系1人1年当たり）



◆グラフ等の掲載◆

現状に関連する統計や意識調査結果などのグラフ等を掲載することにより、視覚的にも現状がわかりやすく把握できるようにします。

■リサイクル率（標準系）



【基本方針】

- 各家庭や事業所の取り組みに対する支援や情報の提供を充実させるとともに、各取組による資源回収の促進に向けたシステムの導入を図ります。
- 国（3アクション・フォーラム・リサイクル）推進のための市民・事業者の自主的な取り組みを奨励し、ゴミの減量化・資源化を進め、循環社会の少ない社会の構築をめざします。

◆基本方針◆

現状と課題を受け、各施策の取り組み方針を示しています。

◆主な取り組み◆

施策に基づき、各課及び関係課と取り組み内容及び主な事業を記載し、取り組み内容を明確にしています。

◎：最優先で実施する事業

○：優先的に実施する事業

【主な取り組み】

①ゴミ減量化の推進

| 取り組み | 内容 |
|----------------|---|
| ゴミリサイクル推進員育成事業 | 市民がゴミを減らすには、ゴミの分別が非常に大切だと考えています。ゴミの分別が徹底できず、燃費が高くなるのは、燃費削減の妨げ、ゴミの分別化を推進します。 |
| ゴミの分別指導事業 | ゴミの分別指導としては、自治体の各課職員が中心となりますが、市民のゴミの分別化を推進するため、市民のゴミの分別化を推進します。 |
| ゴミリサイクル推進員育成事業 | 市民がゴミを減らすには、ゴミの分別が非常に大切だと考えています。ゴミの分別が徹底できず、燃費が高くなるのは、燃費削減の妨げ、ゴミの分別化を推進します。 |

②資源物の削減

| 取り組み | 内容 |
|---------------|--|
| 資源物の削減推進員育成事業 | 資源物の削減には、自治体の各課職員が中心となりますが、市民の資源物の削減を推進するため、市民の資源物の削減を推進します。 |
| 資源物の削減指導事業 | 資源物の削減指導としては、自治体の各課職員が中心となりますが、市民の資源物の削減を推進するため、市民の資源物の削減を推進します。 |

【めざそう値】

| 項目 | めざそう値 |
|--------|----------------|
| 資源物の削減 | 資源物の削減率(燃費削減率) |
| 資源物の削減 | 資源物の削減率(燃費削減率) |



| 項目 | めざそう値 |
|--------|----------------|
| 資源物の削減 | 資源物の削減率(燃費削減率) |
| 資源物の削減 | 資源物の削減率(燃費削減率) |



◆めざそう値◆

これまでの取り組みや、各種事業から指標を設定し、それぞれの指標ごとに現状値、中間値、目標値を具体的に掲げることにより、取り組みの適切な評価・改善につなげていきます。

【市民一人ひとりができること】

- ・ゴミの分別をおこなえる
- ・資源物の分別を徹底する
- ・ゴミの分別を徹底する

◆市民一人ひとりができること◆

市民協議会などのご意見から、市民一人ひとりの役割・活動(自助)の内容を記載し、協働のまちづくりを進めます。

関連部門別計画

- ・資源物削減部計画(平成29～30年度)

◆関連部門別計画◆

関連する部門別の計画を記載し、総合計画と個別分野計画の連携を図りながら施策を展開します。

政策1 自然と調和した美しい住環境をめざすまち

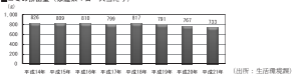
施策1 ゴミの減量化とリサイクルの推進

【担当部局：市民生活部】

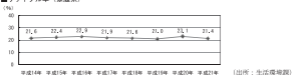
【現状と課題】

- 本市の家庭から排出される1日一人当たりのゴミ排出量は、平成10年度が893グラム、平成20年度が767グラムです。
- 過去10年で1日一人当たりの排出量は、約14.1%減少しています。これは、市民の環境問題に対する意識が高まってきたことによるものと推測されます。
- 市民意識調査において、基本施策の今後の重要度については、ゴミの減量化とリサイクル問題への対応が高く、市民の意識も高まっています。しかし、リサイクル率は、事業系を含めると平成20年度で全国平均が20.3%で本市が18.5%です。
- 今後、さらなるゴミの減量化・資源化を図っていくためには、市民や事業所に対して、ゴミの発生抑制に向けた具体的な活動を実践できるための体制や支援策を整えていく必要があります。

■ゴミの排出量（家庭系1日一人当たり）



■リサイクル率（家庭系）



【基本方針】

- 各家庭や事業所の取り組みに対する支援や情報の提供を充実させるとともに、分別収集による資源回収の実現に向けたシステムの導入を図ります。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進のための市民・事業者の自主的な取り組みを促進し、ゴミの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ない社会の構築をめざします。

【主な取り組み】

①ゴミ減量化の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|----------------|---|
| ◎生ゴミ処理機購入支援事業 | 家庭から排出される一般廃棄物の約40%が生ゴミであり、広報紙により、購入補助等の周知、購入促進を行い、生ゴミの減量化を推進します。 |
| ◎市民意識啓発事業 | ゴミ減量対策としては、市民の意識改革がもっとも重要であり、今後は、あらゆる機会に啓発します。 |
| ◎ゴミ減量及び資源化推進事業 | 「香芝市ごみ減量推進懇話会」の意見を取り入れ、有料化を見据えたごみ減量化推進計画を策定し、推進します。 |

②再資源化の推進

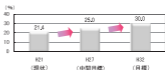
| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|---|
| ◎集約資源回収活動支援事業 | 集約資源回収量は、本市のリサイクル量の約90%をしめており、今後も市民の回収活動の支援を行います。 |
| ◎分別推進事業 | 現在11品目の分別を、さらに資源化できる品目を増やし、資源化を推進します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|---------------------------|
| 指標名 | 1. ゴミの排出量(家庭系 1日一人当たり) |
| 単 位 | g |
| 指標説明 | ゴミ総量/人口/365日 |



| | |
|------|----------------|
| 指標名 | 2. リサイクル率(家庭系) |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | リサイクル量/ゴミ総量 |



【市民一人ひとりができること】

- ・ゴミの発生をおさえる
- ・買物時にマイバッグを持参する
- ・ゴミの分別を徹底する

関連部門別計画

- ・香芝市環境基本計画（平成20～29年度）

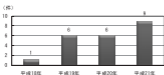
第2章 環境問題への取り組み強化

【担当部局：市民生活部】

【現状と課題】

- 本市の大きな魅力のひとつとして、豊かな自然環境のもとで、すがすがしい都市的な生活環境が整っていることがあげられ、これまでその環境を市民・事業者・行政が連携し守り続けてきました。
- 環境問題は、一人ひとりの行動や市民・事業者・行政の役割に応じたそれぞれの自らの行動や連携した行動により解決されるべき問題であるため、行政として、環境学習を通じた気づきや、市民に行動を促すための効果的な施策、働きかけなどを実施する必要があります。

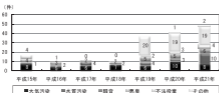
■出前講座



(出所：生活環境課)



■公害苦情件数



(出所：生活環境課)

【基本方針】

- 市民一人ひとりが地球環境に対する高い意識を持ち、市民や企業、行政が連携を図りながら、環境にやさしい持続可能な循環型社会が円滑に形成され、環境への負荷が小さい、健康的な市民生活が営まれるよう事業展開を行います。

【主な取り組み】

①不法投棄対策の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|---|
| ◎不法投棄監視事業 | 自治会の協力を得て監視の輪を広げ、不法投棄をさせないまちづくりを推進します。 |
| ◎不法投棄防止啓発事業 | 市のイベント時において、不法投棄撲滅のポスターの掲示やチラシの配布などを行います。 |
| ◎美化運動事業 | ボランティア団体による清掃活動を支援し、美化運動の輪を広げます。 |

②環境教育の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|---|
| ◎環境学習推進事業 | 持続可能な社会を実現するため、学校や家庭で環境にやさしいライフスタイルの実現に向け、環境学習を推進します。 |
| ◎環境協賛職員中先事業 | 職員が中先として地球温暖化防止対策の推進を図り、環境問題に対する意識高揚に努めます。 |

③地球温暖化防止対策の推進

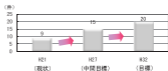
| 主な事業 | 内 容 |
|-----------------|---|
| ◎廃食用油リサイクル事業 | 環境負荷の少ないリサイクル燃料等を市民や事業者に対し普及・啓発に努めます。また公用車等にも積極的に導入します。 |
| ◎新エネルギーの研究・検討事業 | 再生可能エネルギー（太陽光・風力発電、バイオマス燃料等）の研究及び検討を行います。 |

④一般廃棄物処理の適正化の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|------------------------------|
| ◎一般廃棄物処理合理化事業 | ゴミ収集業務等の一部委託など、民間活力の導入を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|------------|
| 指標名 | 1. 出前講座実施数 |
| 単 位 | 件 |
| 指標説明 | 年間出前講座実施数 |



| | |
|------|--------------------------------------|
| 指標名 | 2. 環境基本計画 環境保全推進率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 環境保全施策の環境指標 達成数÷全環境保全施策 の環境指標数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・ 節電を心がける
- ・ ゴミのポイ捨てをしない
- ・ 門前清掃や一斉清掃を実施する

関連部門別計画

- ・ 香芝市環境基本計画（平成 20～29 年度）

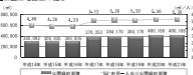
施策 3 自然環境(緑地)の保護

【担当部局：都市建設部】

【現状と課題】

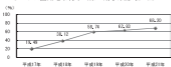
- 香芝総合公園については、総合プール部分は快用開始しているものの、それ以外の区域については具体的な事業段階に至っていないのが現状です。
- スポーツ公園については、将来へのまちづくりへの投資という視点に立って、財政に過度の負担を与えることのないよう、市民の理解を得た上で事業を進める必要があります。
- 街区公園や親水緑地を含めた公園・緑地の整備は市街地では用地の確保等が非常に難しく、市民ニーズにあった場所での整備が困難であるのが現状です。

■公園緑地面積の推移



(出所：公園道路維持課)

■スポーツ公園用地取得率（第1期事業認可区域）



(出所：都市計画課)



【基本方針】

- 香芝総合公園については、当面、既設の総合プールを核として、周囲との一体的な環境整備について検討します。また、香芝市スポーツ公園については、長期的かつ計画的に公園の整備を図ります。
- 都市化が一層進むなか、自然環境の保全に努めるとともに、地域との自然と調和した新たな都市景観を創出していくなど、個性のある美しい景観を形成していきます。
- 市内全域の公園・緑地の配置や地元要望等を踏まえた中で、街区公園や親水緑地等の整備を図ります。

【主な取り組み】

①自然を利用した公園の整備・維持

| 主な事業 | 内容 |
|----------------|--|
| ○香芝総合公園整備事業 | 別冊との一体的な景観整備を検討するとともに、整備内容等を精査した中で事業を進めます。 |
| ○香芝市スポーツ公園整備事業 | 施設内容等を見直しとともに、長期的かつ計画的に事業を進めます。 |

②まもの緑化

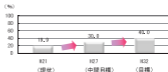
| 主な事業 | 内容 |
|---------------|---------------------------------------|
| ◎街路樹等の保護・育成事業 | 定期的な剪定の野定、害虫駆除等を行い、街路樹を維持し、緑の確保に努めます。 |

③街区公園・親水緑地の整備・促進

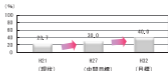
| 主な事業 | 内容 |
|-----------|--|
| ○街区公園整備事業 | 地元と協議した中で、市民が身近に楽しめる街区公園の整備を計画的に推進します。 |
| ○親水緑地整備事業 | 地元と協議した中で、ため池を利用した親水緑地の整備を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|---|
| 指標名 | 1. 自然の保護・再生に対する満足度 |
| 単位 | % |
| 指標説明 | とても満足+ある程度満足していると回答した人数/全回答者数 (市民意識調査) |



| | |
|------|---|
| 指標名 | 2. 公園緑地の整備に対する満足度 |
| 単位 | % |
| 指標説明 | とても満足+ある程度満足していると回答した人数/全回答者数 (市民意識調査) |



【市民一人ひとりができること】

- ・個人の山林、農地、家屋の維持・美化に努める
- ・地主と地域協働して山林の保全をする

関連部門別計画

- ・香芝市都市計画マスタープラン（平成17～27年度）
- ・香芝市緑の基本計画（平成13～32年度）

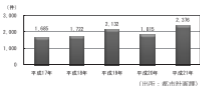
施策 4 住環境(景観)の保全

【担当部局：都市建設部】

【現状と課題】

- 現在、本市は交通の利便性に恵まれ、急激な宅地開発によって都市化が進んでいます。一方では豊かな自然環境や歴史遺産などにより、地域性豊かな景観が形成されており、これら景観の保全に努めるとともに、地域の自然、歴史景観と調和した新たな都市景観を創出していく必要があります。
- 特に屋外広告物に関しては、木箱広告物及び違反簡易広告物の大量掲出による景観の悪化、風致のびらん、一般市民に対する危害が危惧されるので、違反屋外広告物の指導と啓発に努めるとともに、景観法に基づく景観計画の策定に向けた取組を進めていく必要があります。

■屋外広告物年間簡易除去件数



【基本方針】

- 秩序ある屋外広告物と調和した美しい町並み景観を形成するため、必要に応じて地域住民や地権者等の意向、合意形成を前提とした地区計画等の活用を図り、また、美しい景観づくりに努めるため、地域を主体とした景観形成の仕組みづくりについて検討します。
- 地域の美化活動を促進するため、「花と緑でまちをきれいにしよう」という認識のもとに、美化活動団体による花づくりや沿道へのプランター設置などに努めます。

【主な取り組み】

①景観の保全

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|--|
| ◎屋外広告物規制事業 | 違反広告物の指導と啓発に努めるとともに、違反広告物通知基準自体の認定を受けた団体による除去作業を推進します。 |
| ◎景観計画策定推進事業 | 良好な景観を保全する地区等について、現状、課題等の整理を行い、基本方針を検討します。 |

②美化の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|--|
| ◎道路美化推進事業 | 定期的に道路の草刈、割草の清掃等を行い、まちの変化に努めます。 |
| ○美化推進活動団体支援事業 | 花いっぱい運動、環境美化活動に実践意欲がある団体に対し、支援を行い、美化推進を図ります。 |

③公園の維持・管理

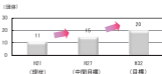
| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| ◎都市公園美化促進事業 | 公園施設の状況を調査し、綻みふれる美しいまちなみ、住環境を保全します。 |
| ◎都市公園安全性向上事業 | 定期的な点検とともに、道具設備の可否も含めて多様な公園のあり方を研究します。 |
| ○地域連携事業 | 地区公園等の管理を地元自治会に委託することにより、地元との公園としての認識を高めます。 |

④河川の保全

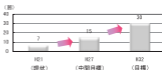
| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|--------------------------------------|
| ◎河川維持管理事業 | 河川の土砂上げ、土手の草刈等を行い、河川環境の保全や氾濫抑制に努めます。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-------------------|
| 指標名 | 1. 違反広告物通知推進団体登録数 |
| 単 位 | 団体 |
| 指標説明 | 違反広告物通知推進団体登録数 |



| | |
|------|--------------------|
| 指標名 | 2. 違反広告物通知推進団体活動回数 |
| 単 位 | 回 |
| 指標説明 | 年間違反広告物通知推進団体活動回数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・各家庭で芝生や花・木を植え緑化を図る
- ・公園で出したゴミは各自が持ち帰る
- ・花いっぱい運動等に取り組む

関連部門別計画

- ・香芝市緑の基本計画（平成13～32年度）
- ・香芝市都市計画マスタープラン（平成17～27年度）
- ・香芝市環境基本計画（平成20～29年度）

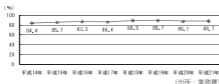
施策 5 上水道の整備

【担当部局：上下水道部】

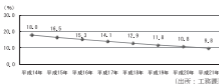
【現状と課題】

- 本市の上水道は、水源が奈良県営水道からの100%供給であり、受水してからじゃり口までの水質管理を行っています。
- 近年発生が懸念されている海溝型の東南海・南海地震等に備え、災害時においてもその影響を最小限に抑えることが可能な水道施設の耐震化、応急対策及び防災体制の構築が求められています。
- 今後もサービスの向上を図りながら、経営の健全化に取り組む必要があります。
- 熟練職員から若手職員への技術の継承及び環境対策への取り組みが求められています。

■水道料金回収率



■給水管管率



【基本方針】

- 「快適な水道サービスと安定した水道事業を目指して」という基本理念の実現に向けて、市民の暮らしを支えるうえで必要不可欠な水を、安全でおいしく、安定的に供給するとともに、環境に配慮した事業の展開を推進します。

【主な取り組み】

①安全な水道の供給

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|--|
| ◎水質管理体制充実事業 | 水質管理を継続するとともに、標準化した配水管の計画的な放水洗浄を行い、管内の衛生面の向上を図ります。 |
| ◎鉛製給水管早期解消事業 | 平成32年度までに鉛製給水管の全廃をめざし、計画的な交換作業を行います。 |

②安定した水道の供給

| 主な事業 | 内 容 |
|------------------|--|
| ◎水道施設耐震化事業 | 耐震化計画の概算期間に基づき、施設が破損した場合に二次災害を生じおそれが高い地域及び施設などに直結する配水管を優先的に耐震化します。 |
| ◎応急対策充実事業 | 災害時の人員の配属体制を整え、応急給水用品の整備、飲料水貯水槽施設の設置を行います。 |
| ◎水道施設の計画的な更新改良事業 | 計画的に施設の修繕・補修を行い、施設の延命化を図ります。 |

③信頼される水道事業の展開

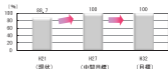
| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| ◎経営健全化事業 | 水道料金の見直し、企業債や国庫補助金の活用、分別金や手数料の検討、水道施設地の活用・売却等あらゆる方法を考慮して財源を確保します。また、早営水道に対する料金値下げ等の要望を行います。 |
| ◎業務委託適正化事業 | 現在水質検査業務等の民間委託を実施しており、今後も職員が実施すべき業務と民間に任せべき業務を差別し、業務委託を行います。 |
| ◎お客様サービス向上事業 | ホームページ等による情報提供、窓口サービスの充実を行います。 |

④環境にやさしい水道の供給

| 主な事業 | 内 容 |
|----------------|--|
| ◎省資源・省エネルギーの推進 | 温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組みます。継続して老朽管の取替替えや水圧の適正管理を行い、漏水量の軽減に努めます。 |

【めざそう値】

| | |
|------|------------|
| 指標名 | 1. 水道料金回収率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 供給率額/給水原価 |



| | |
|------|----------------|
| 指標名 | 2. 鉛製給水管率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 鉛製給水管使用件数/給水件数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・節水に努める
- ・水道管漏水箇所の通報に協力する
- ・災害時に備えて水を確保する

関連部門別計画

- ・香芝市水道事業中長期基本計画 地域水道ビジョン（平成22～42年度）

施策 6 下水道の整備

【担当部局：上下水道部】

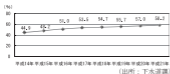
【現状と課題】

- 公共下水道は、市民生活に快適性をもたらすだけでなく、本市の豊かな自然環境を守るとともに、河川等の公共用水域の水質保全など生活環境の向上につながる重要な役割を担っています。
- 事業実施にあたっては、より一層の効果的かつ重点的な執行が必要とされており、その一環として投資費用に対する発現効果を定量的に分析する費用対効果分析を実施しています。
- 下水道事業として地震に対しては、「防災」と「減災」の両面から管渠の耐震化を図るとともに、災害時の仮設トイレの確保も必要です。
- 維持管理、改築への投資による財政への影響を考慮し、適正な施設の延命化、改築及び耐震化を連携したストックマネジメントを行う必要があります。

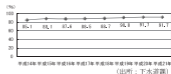
■下水道の整備率



■下水道人口普及率



■水洗化率



【基本方針】

- 供用開始区域においては、下水道の役割を周知し、水洗化率の向上につなげます。
- 維持管理、地震対策においては、地震対策緊急整備事業、下水道長寿命化事業を進めるとともに、市全体を対象として、公共下水道あるいは合併浄化槽等の各種汚水処理施設の適切な役割分担を検討し、効果的、効率的な汚水処理施設の整備を図ります。
- 「下水道長寿命化計画」「下水道地震対策緊急整備計画」等を策定し、計画的な事業展開を図ります。

【主な取り組み】

①下水道の整備

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|--|
| ◎公共下水道管架整備事業 | 幹線管架の整備を進めるとともに、面的整備を進め、伏用開始区域の拡大を図り普及率の向上を図ります。 |
| ◎下水道維持管理事業 | マンホールポンプ施設の保守点検や下水道基準に適合しない下水を排出する事業所への指導を行います。 |

②下水道耐震化・長寿命化の促進

| 主な事業 | 内 容 |
|----------------|---|
| ◎下水道地盤対策緊急整備事業 | 管架の耐震事業として、重要な管架の耐震化、マンホールの浮き上がり防止及び緊急避難所へのマンホールトイレシステムの設置等を行います。 |
| ◎下水道長寿命化事業 | 管架道路の老朽化による事故等を未然に防止し、施設の延命化を図ります。 |

③水洗化の促進

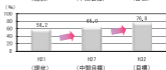
| 主な事業 | 内 容 |
|------------|---|
| ◎水洗化促進啓発事業 | 引き続き未接続住棟を戸別訪問して、切り替えの依頼を行いさらなる水洗化率の向上に努めます。下水道促進強化月間を定め、水洗化の普及促進を図ります。 |
| ◎水洗化促進支援事業 | 水洗化所へ改修される方へ搬送等、支援を行います。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-----------------|
| 指標名 | 1. 下水道の整備率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 伏用開始面積/事業認可区域面積 |



| | |
|------|---------------------|
| 指標名 | 2. 下水道人口普及率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 下水道接続人口/市全体 行旅人口 |



| | |
|------|---------------------|
| 指標名 | 3. 水洗化率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 下水道接続人口/下水道 処理人口 |



【市民一人ひとりができること】

- ・下水道へ接続する

関連部門別計画

- ・香芝市下水道全体計画（平成 22～37 年度）
- ・下水道地震対策緊急整備計画（平成 21 年度～）
- ・下水道長寿命化計画（平成 21 年度～）

政策2 安心して、やすらぎを感じることができるまち

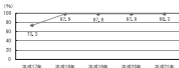
施策7 災害対策の充実

【担当部局：市民生活部・都市建設部】

【現状と課題】

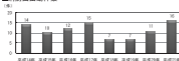
- 地震、風水害や武力攻撃事態時において正確な情報をいち早く収集し、早急に情報を市民に伝達できる消防・防災危機管理体制を早急に整備する必要があります。
- 災害時において地域の防災リーダーとして対応できる人づくりが求められています。
- 地震に強いまちづくりをめざして、一般住宅の耐震診断費用の補助を行っていますが、申込件数が少ないのが現状で、既存建築物の耐震化を計画的に進めるため、今後市民の防災意識を高めていく必要があります。

■自主防災組織率



（出所：防災安全課）

■消防団出動件数



（出所：防災安全課）

【基本方針】

- 国、県等との各種防災関係システムの活用により正確な情報収集を行い、市と消防団・香芝消防署・香芝警察署が連携することによって市民に対する安全の向上を図ります。
- 消防防災の中核としての消防団の活性化を進め、消防資機材を充実することで水大災害時の技術向上を図り、また、女性消防団の結成など、地域防災体制の強化を図ります。
- 万が一、災害が発生したときの地域による初期防災力の向上のため、自主防災組織の育成・活性化推進の支援を行います。
- 全市民的防災への取り組みに関する基本計画となる「地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進するとともに、自主防災組織を核として市民の防災意識の向上を図り、市全体としての総合的な防災力の強化を図ります。

【主な取り組み】

①防災意識の高揚

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|----------------------------------|
| 〇防災意識啓発事業 | 広報誌、ホームページ等を活用し市民への防災意識の啓発を行います。 |
| 〇防災訓練事業 | 実害を想定した訓練により職員の実害対応力の向上を図ります。 |

②災害時の緊急体制の確立

| 主な事業 | 内 容 |
|----------------|--|
| 〇防災用品等備蓄事業 | 災害時における生活必需品、医薬品、非常食等の備蓄を行い、避難所となる各小学校への配付や災害備蓄倉庫の管理を行います。 |
| 〇災害時要援護者避難支援事業 | 自治会等との協力をし、災害時に配慮が必要となる高齢者、障害者への避難支援体制を確立します。 |

③地域防災力の向上

| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|---|
| 〇自主防災組織育成支援事業 | 自主防災組織を充実させるための講演会、研修会への参加を要請するとともに、市全体での自主防災組織連絡協議会設立の支援を行います。 |

④消防団体制の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| 〇消防団活性化事業 | 自主防災組織、消防団等との連携を図り、きめ細やかな防火意識の向上を推進するため、女性消防団の結成、加入促進を図ります。 |
| 〇消防団資機材等整備事業 | ポンプ車等、消防団機材の購入を計画的に進め、消防団の装備充実を図ります。 |

⑤住宅耐震化の促進

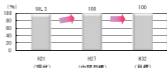
| 主な事業 | 内 容 |
|------------|---|
| 〇住宅耐震化啓発事業 | 地震に強いまちづくりの推進のため、広報等での意識啓発や補助制度を市民に周知することにより、市民の防災に対する意識高揚をめざします。 |

⑥水害予防対策の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|---------|--|
| 〇治水対策事業 | 浸水常発地域を把握した中で、市管理河川及び水防等の水害対策事業を実施します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|--------------------|
| 指標名 | 1. 自主防災組織率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 組織されている地域単位数／市内単位数 |



| | |
|------|--------------------|
| 指標名 | 2. 公共施設の耐震化率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 耐震化済施設数／公共施設 55 施設 |



【市民一人ひとりができること】

- ・地域防災訓練に参加する
- ・火災予防に努める
- ・家庭内で防災用品を備蓄する

関連部門別計画

- ・地域防災計画（平成 14 年度～）

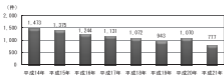
施策 8 防犯活動の強化

【担当部局：市民生活部】

【現状と課題】

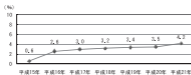
- 自分たちの地域は自分たちで守るという市民一人ひとりの意識を高め、犯罪の防止に配慮した安全で住み良い地域社会を構築する必要があります。
- 安全・安心のまちづくりのため、市民と警察との連携を図り、防犯に対する市民の意識の高揚と自主的活動の推進を図ります。

■ 刑法犯発生件数



(出所：香芝警察署)

■ 「子ども110番の家」の協力率



(出所：防災安全課)



【基本方針】

- 香芝警察署と地域安全推進委員との連携を密にした安全・安心なまちづくりを進めます。
- 犯罪のない明るい社会を築いていくため、総合的な防犯対策を進めていくとともに、市民総ぐるみによる暴力を許さない社会づくりを推進します。

【主な取り組み】

①地域防犯体制の推進

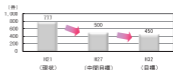
| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| ○防犯意識高揚事業 | 防犯情報をさらに進め、各自治会の自主防犯組織の活動を支援します。 |
| ○青色防犯パトロール事業 | 地域コミュニティ団体と協働し、市内道路を積極的に実施し見守り活動を推進します。 |
| ○監視カメラの連携事業 | 香芝警察署等との連携を密にし、機動的な防犯対策を推進します。 |

②生活安全体制の推進

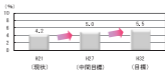
| 主な事業 | 内 容 |
|----------------|--|
| ○不審者情報提供事業 | 「安全・安心のまちづくり情報ネットワーク」及びMPDとの連携を密にし、市民に対して迅速な情報提供を図ります。 |
| ○子ども110番の家推進事業 | 子どもたちの安全な場所を確保するため、子ども110番の家の設置を推進します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-------------|
| 指標名 | 1. 刑法定罪発生件数 |
| 単 位 | 件 |
| 指標説明 | 年間刑法定罪発生件数 |



| | |
|------|-------------------------|
| 指標名 | 2. 「子ども110番の家」の協力率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 「子ども110番の家」の協力世帯数/市内世帯数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・戸締りの強化をする
- ・子ども等の見守り活動を行う
- ・一戸一灯運動を行う
- ・地域住民による防犯パトロールを実施する

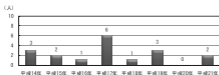
施策 9 交通安全対策の強化

【担当部局：市民生活部・都市建設部】

【現状と課題】

- 交通安全対策は市民一人ひとりの意識が大切です。一過性に終わらない市民への交通マナーの普及徹底を図り、地域ぐるみで交通安全意識を高め、子どもや高齢者を中心とした交通安全教育を継続的に行うとともに、歩行者等の安全を守るため交通安全施設の整備を進める必要があります。
- 市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することで、交通事故のないまちづくりを推進していく必要があります。

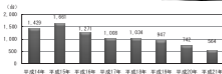
■交通事故死亡人数



(出所：香芝警察署)



■放置自転車等撤去台数



(出所：防災安全課)

【基本方針】

- 地域における主体的な活動が大切なため、地域の特性に応じた取り組み等により、市民参加型の交通安全活動を推進します。さらに、市民の安全な交通環境を確保するため、放置自転車対策を進めるとともに、関係機関と連携して総合的な交通安全対策を推進します。

【主な取り組み】

①交通安全啓蒙の強化

| 主な事業 | 内容 |
|-------------|---|
| ○交通安全対策啓蒙事業 | 青芝警察署と連携を図り、秋、小での交通安全教室と市民に対しての交通事故防止の啓発活動を推進します。 |

②交通安全施設の整備

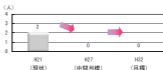
| 主な事業 | 内容 |
|-------------|---|
| ○交通安全施設整備事業 | 道路が持つ様々な機能を効果的に発揮するため、地域住民の要望を把握し安全性や利便性を検討するとともに、ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備、維持管理の充実に努めます。 |

③放置自転車対策の推進

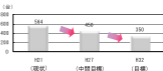
| 主な事業 | 内容 |
|-------------------|-------------------------------------|
| ○放置自転車等物々・移動・保管事業 | 放置自転車等禁止区域での物々、啓蒙を行い、放置自転車の解消を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-------------|
| 指標名 | 1. 交通事故死亡人数 |
| 単位 | 人 |
| 指標説明 | 年間交通事故死亡人数 |



| | |
|------|---------------|
| 指標名 | 2. 放置自転車等除去台数 |
| 単位 | 台 |
| 指標説明 | 年間放置自転車等除去台数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・ 交通ルールを遵守する
- ・ 交通安全講習等を受講する
- ・ 家庭内で交通マナーの教育をする
- ・ 路上等へ自転車の放置をしない

政策3 快適で便利なまち

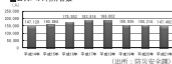
施策10 良好な新市街地の形成

【担当部局：市民生活部・都市建設部】

【現状と課題】

- 香芝市は恵まれた交通条件を活かすと同時に、土地区画整理事業により計画的な新市街地の整備を行い、良好な住宅地の整備を図ってきました。今後は人にやさしいまちづくりのため道路のバリアフリー化や災害に強いまち等、新たな視点に立ったまちづくりを進めていくことが必要です。
- 既成市街地においては、伝統文化の香りが残る一方で公共施設等身近な生活基盤整備が遅れが目立っているのが現状であり、今後は、幅広い世代の居住による地域の活性化を図るため、既存公共施設等を活用し、タイプに応じた市街地の質的向上に努めるなど、市民の様々な生活スタイルに対応できる市街地・住宅地の形成を基本とし整備していくことが必要です。
- 住所がわかりにくく、地域住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、その解消を図るため、町界町名の整備や住居表示等を実施する必要があります。

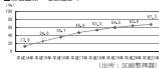
■公共バス利用者数



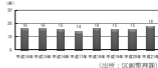
■都市計画区域



■五位堂第二地区通車率



■五位堂第二地区住宅数



【基本方針】

- 新市街地では、土地区画整理事業により整備された公共施設などの蓄積を活用して、よりよいまちづくりを図ります。また、今後の新たな宅地の供給については、市街化区域内の農地や未利用地を活用する方向へと転換を図ります。
- 既成市街地では、既存公共施設等を活用し、公園、生活道路、下水道整備などの優先度に応じた事業を実施するとともに早期の成果の実現に取り組みます。
- 公共バスの運行方法について、検討を行い、利便性の向上を図ります。
- 地域の文化や歴史、住民の意向に配慮した合理的な住居の表示への変更を推進します。

【主な取り組み】

①土地利用の適正化

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------------|--|
| ◎都市計画マスタープラン連携管理事業 | 平成27年度を目標年度とする都市計画マスタープランに沿って、都市事業の適行管理、成果の検証を行いつつ、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要なることから適宜見直しを行います。 |

②バリアフリー化の促進

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------------|---|
| ◎バリアフリー基本構想推進事業 | 高齢者や障害者にとってやさしいまちづくりをめざすために、基本構想を策定し、整備を進めます。 |
| ○鉄道駅バリアフリー化事業 | 鉄道駅におけるスロープ、エレベーターなどの整備を推進します。 |
| ○既存道路バリアフリー化事業 | 歩道の確保や路沿の解消等を行い、人にとってやさしい道づくりを推進します。 |

③土地地区画整理事業の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|------------------|--|
| ○統合土地地区画整理事業推進事業 | 良好な市街地の形成を図るため、統合土地地区画整理事業に対し適切な指揮を行い事業の推進を図ります。 |

④五位堂駅前北第二土地地区画整理事業の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------------|--|
| ◎五位堂駅前北第二土地地区画整理事業 | 都市計画道路の整備や河川改修等、公共施設の整備を進めることにより、良好な市街地環境を形成し、中心市街地としての利便性や土地の利用促進を図ります。 |

⑤公共バスの運行の充実

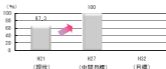
| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---------------------------------------|
| ◎地域公共交通協議会事業 | バス停留の自由乗降、有料化、路線変更等の検討を行い、新たな運行を図ります。 |

⑥住居の表示の整備

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------------|---|
| ○町界町名整備及び住居表示事業 | 地元に対して、積極的な働きかけを行い、わかりやすく合理的な住居の表示への意見を推進します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|------------------------------|
| 指標名 | 1.五位堂第二地区進捗率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 五位堂駅前北第二土地地区画整理事業執行費事業費/総事業費 |



| | |
|------|------------|
| 指標名 | 2.公共バス利用台数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 年間公共バス利用台数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・まちづくりに対する興味をもつ
- ・心のバリアフリーを行う

関連部門別計画

- ・香芝市都市計画マスタープラン（平成17～27年度）

施策 11 駅を中心とした拠点機能充実

【担当部局：都市建設部】

【現状と課題】

- 本市には、8つの駅がバランスよく配置されており、交通や都市活動の拠点として位置付けられています。
- 近鉄大阪線の各駅ではそれぞれの駅前広場の整備が進んでいるものの、JR線、近鉄南大阪線では、未整備となっており、十分な都市機能の集積や景観形成が進んでいないのが現状です。
- 本市の特色である「駅」機能の充実を図るため、さらなる利便性の向上、安全性の確保及び駅を活かした土地利用を促進していくことが必要です。

■市内鉄道駅利用者数（一日あたり乗車数）

| 路線名 | 駅名 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 近鉄大阪線 | 五位堂 | 13,126 | 12,834 | 13,059 | 13,366 | 13,477 | 13,607 |
| | 下柳 | 2,277 | 2,250 | 2,244 | 2,220 | 2,237 | 2,243 |
| | 二上 | 3,179 | 3,243 | 3,297 | 3,550 | 3,484 | 3,633 |
| | 柳屋 | 3,090 | 3,270 | 3,305 | 3,312 | 3,298 | 3,266 |
| 近鉄南大阪線 | 二上山 | 605 | 610 | 605 | 578 | 589 | 610 |
| | JR和歌山線 | | | | | | |
| JR和歌山線 | 高野美 | 1,741 | 1,775 | 1,779 | 1,786 | 1,794 | 1,804 |
| | 香芝 | 1,846 | 1,748 | 1,791 | 1,813 | 1,833 | 1,850 |
| | 扇五辻堂 | 445 | 520 | 648 | 670 | 690 | 710 |

（出所：奈良県統計年報）



【基本方針】

- 下田地区については、市の中心地に位置しており、交通・歴史の結節点ですが、道路の危険性や駅前広場の未整備などの課題があることから、安全・快適な場づくりによる「であい」と「にぎわい」にあふれた香芝市の顔づくりを目標として、近鉄下田駅北側駅前広場整備を行い駅利用に係る利便性の向上に努めます。
- 鉄道駅を地域拠点の核施設として、また香芝市の顔・玄関口としてそれにふさわしい利便性の向上に努め、駅周辺地区について都市的にぎわいの醸成と、それぞれ地域特性に合った整備を図ります。

【主な取り組み】

①近鉄下田駅北地区の整備

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|---|
| 駅前広場整備事業 | 用地買収を完了させるとともに、駅前広場の工事着手等、早済の成果の実現に向けて取り組みます。 |
| 駅周辺広場整備事業 | 駅前広場完了後、事業化し駅前広場とともに快適安全に利用できるような空間づくりを行います。 |
| まちづくり活動推進事業 | 整備中または完了後においても駅前広場を含め、継続的な清掃活動等など住民参加で実施します。 |

②志都美駅周辺の整備

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| 志都美駅西土地再開発事業 | 駅前にながしい市街地環境を形成し、周辺地域の利便性や土地の利用価値を向上させます。 |
| 志都美駅地区道路整備事業 | 志都美駅周辺のアクセス道路を整備することにより、本市北部地域の交通拠点としてのターミナル機能の強化を図ります。 |
| 駅周辺整備事業 | 駅や駅周辺の都市機能の充実を図り、駅利用の利便性・安全性の向上を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-----------------------|
| 指標名 | 1. 志都美駅周辺整備進捗率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 志都美駅周辺整備事業執行済事業費／総事業費 |



| | |
|------|---------------------|
| 指標名 | 2. 志都美駅乗車人数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 一日あたりの志都美駅を利用する乗車人数 |



| | |
|------|-------------------------|
| 指標名 | 3. 近鉄下田駅北地区整備進捗率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 近鉄下田駅北地区整備事業執行済事業費／総事業費 |



【市民一人ひとりができること】

- ・まちづくりに対する意識を高める

http://www.city.tsuji.lg.jp/plan/mas.../index.html

関連部門別計画

- ・香芝市都市計画マスタープラン（平成17～27年度）

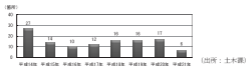
施策 12 道路整備の充実

【担当部局：都市建設部】

【現状と課題】

- 本市は四名阪自動車道香芝インターチェンジをはじめ、広域幹線道路が結節するなど交通の要衝にあります。
- 国道 168 号及び大阪方面を結ぶ幹線道路の交通量や混雑度は増加傾向で、中和幹線の早期完成、南北道路の充実など幹線道路の整備が求められていますが、同時にその安全管理も必要です。

■道路新設・拡幅件数



■歩道延べ延長



【基本方針】

- 日常の点検管理を通して市民生活の根幹となる道路の安全を確保します。
- 増加する交通量に対応し、交通混雑を解消するために必要な道路整備を推進するとともに、高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が安心して利用できる道づくりをめざします。

【主な取り組み】

①都市計画道路の整備

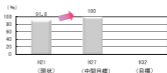
| 主な事業 | 内容 |
|-------------|----------------------------------|
| ①中相幹線道路整備事業 | 市内の防犯視界を回復するため、連続工区の早割供用を目的とします。 |
| ②主要幹線道路整備事業 | 都市計画道路のネットワーク化を図るため、整備促進します。 |

②生活道路等の安全性の確保

| 主な事業 | 内容 |
|-------------|--|
| ①道路点検事業 | 道路の路面状況や施設等について、現状が無いのに定期的にパトロールを実施します。 |
| ②道路維持管理補修事業 | 点検等により発見された異状や、市民から寄せられた情報を元に道路の補修を徹底し、機能の維持管理に努めます。 |
| ③橋梁長寿命化修繕事業 | 道路橋について点検、修繕を行い、橋梁の長寿命化を図ります。 |
| ④道路施設改良事業 | 危険箇所を把握し、緊急性の高い重要幹線から、地元と協議した中で、年次的に道路整備を行います。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-------------------------|
| 指標名 | 1. 中相幹線（遠坂区間） 進捗率 |
| 単位 | % |
| 指標説明 | 中相幹線（遠坂区間）事業執行済事業費／総事業費 |



【市民一人ひとりができること】

- ・ 破損、危険箇所を通報する
- ・ 不法占用をしない
- ・ 美化活動を実施する

関連部門別計画

- ・ 香芝市都市計画マスタープラン（平成17～27年度）

政策4

心豊かに健康に暮らせるまち

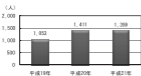
施策13 地域福祉の推進

【担当部局：保健福祉部】

【現状と課題】

- 全国的な少子高齢化のなか、今後、本市でも福祉ニーズについての多様化が予測されます。核家族化の進行、生産年齢人口の減少などとあわせて、生活や家族、コミュニティの弱体化が表面化しつつあり、このような状況に対応していくためには、地域で支え合い、助け合っていくための「地域福祉」の理念の重要性が高まっています。
- 今後、地域社会で、地域住民、ボランティア・NPO 団体、社会福祉事業者など、多くの主体の参加により、住み慣れた地域社会の中で、社会関係を保ち、自らの能力を最大限に発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及びまちの一員として、普通の生活をおくることのできるような状態をつくっていくことが求められています。

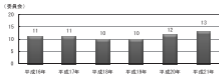
■ボランティア登録者数



(出所：香芝市ボランティアセンター)



■地域福祉推進委員会設置数



(出所：社会福祉協議会)

【基本方針】

- 「地域福祉計画」に基づき、誰もが市民と行政の協働により地域社会で生涯を安心して、幸福に暮らしていく社会を創造していくための施策の展開を総合的に推進します。

【主な取り組み】

①地域で支え合う仕組みづくり

| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|---|
| ①地域福祉活動推進事業 | 社会福祉協議会との連携により、各自治会に「地域福祉活動推進委員会」の設置を推進するとともに、その活動の活性化を図ります。また地域に根ざした福祉活動を展開するため、社会福祉協議会事業との連携・支援を行います。 |
| ②ボランティア活動推進事業 | 市内各ボランティア団体の情報をボランティアセンターに一元化を図り、各種ボランティア情報の発信、養成講座の実施により、市民のボランティア活動の推進を図ります。 |
| ③地域福祉活動団体支援事業 | 民生児童委員、保護司をはじめ、地域に根ざした福祉活動を推進する団体の支援を図ります。 |

②総合的な福祉サービスの提供

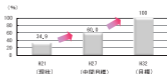
| 主な事業 | 内 容 |
|-----------------|---|
| ①総合福祉センター管理運営事業 | 総合的な福祉サービスの展開、高齢者の生きがい、市民のふれあい事業等の展開を図るとともに、市民の様々な健康福祉に関する悩みや相談に対して、専門的総合的に対応することのできる態勢の整備をめざします。 |

③福祉まちづくりの推進

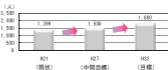
| 主な事業 | 内 容 |
|------------|---|
| ①生きがいづくり事業 | 高齢者や障害者の社会参加の機会の促進のため、就労支援や生産学習等の推進を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-----------------|
| 指標名 | 1.地域福祉推進委員会組織率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 地域福祉推進委員会/全自治会数 |



| | |
|------|-------------------------|
| 指標名 | 2.ボランティアセンター登録者数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 市ボランティアセンターへの個人及び団体登録者数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・心のふれあいを大切にする
- ・元気な高齢者になるよう若い人と交流する
- ・ボランティアの人づくりなどを地域で行う

関連部門別計画

- ・地域福祉計画（平成23～27年度）

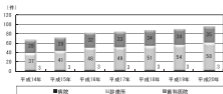
施策14 医療体制の充実

【担当部局：保健福祉部】

【現状と課題】

- 現在、市内の救急告示病院は1か所であり、休日診療所も広域で1か所です。
- 平成21年に実施した市民意識調査において、医療体制について重要率は80.4%・満足率は15.9%と重要度は極めて高く、満足度は低い状況です。
- 夜間の小児救急については檜原市の中南和地域小児深夜診療との連携を図っているほか、県の保健医療計画では、平成22年4月1日に基準病床数の見直しが行われ、中和医療圏において54床増床されました。
- 県では平成21年10月より救急安心センター「#7119」と子ども救急電話相談「#8000」を開設し、24時間体制で電話相談に応じるサービスが開始したことから、今後はさらに相談窓口の周知啓発をすることが必要です。

■市内医療施設数



(出所：基城保健所事業概況)



【基本方針】

- 急な病気やけがの時の救急知識や相談窓口の周知・かかりつけ医の連携に努めます。
- 県と連携し、救急医療体制の充実に向けて、相談体制の周知・徹底を図ります。

【主な取り組み】

①救急医療体制の充実

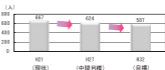
| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|--|
| ◎休日応急体制充実事業 | 休日、小児重症、産婦人科診療体制の充実に努め、市民が安心できる救急医療体制を推進します。 |
| ◎救急医療情報等提供事業 | 広く市民に休日診療実施医療機関や相談窓口の周知を図り、市民の不安の解消に努めます。 |

②地域医療体制の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|--|
| ◎医師会等調整事業 | 保健と医療と福祉に關する連携調整と連絡調整を行い、地域医療ネットワーク体制を構築します。 |
| ◎相談窓口充実事業 | 安心して地域医療を受けることができるよう相談窓口の増設普及を図り、かかりつけ医の推進に努めます。 |

【めざそう値】

| | |
|------|----------------|
| 指標名 | 1. 医師一人あたりの市民数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 人口/市内医師数 |



| | |
|------|--|
| 指標名 | 2. 日常の医療体制に対する満足度 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | とても満足十ある程度満足していると回答した人数/全回答者数 (市民意識調査) |



【市民一人ひとりができること】

- ・かかりつけ医をもつ
- ・自分の連絡先や血液型・既往症などを記したメモを持つようにする
- ・AEDや救急患者への対応講習会へ参加する

関連部門別計画

- ・健康かしば 2 1 (平成 23～27 年度)

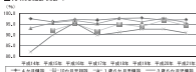
施策 15 市民の健康づくりの推進

【担当部局：保健福祉部】

【現状と課題】

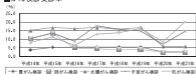
- 「健康かしばし21」を基に「乳幼児世代・若者世代・成人世代・壮年期世代・高齢者世代」の5つの世代別課題に応じた保健事業を実施するほか、平成21年より「母子保健の充実」「予防接種」「がん対策」「食育の推進」の4点を重点目標に掲げ、健康づくりの推進に取り組んでいます。
- 母子保健では、妊婦一般健康診査の補助事業を14回に増設したところ妊婦届出数が増加し、サービスの有効活用につながっています。
- 予防接種では、接種率の向上と市民が安心・安全に接種することができるよう集団接種から個別接種への移行を順次進めています。
- がん対策では、平成21年に策定された奈良県のがん対策推進計画によりがん検診受診率向上と健診の精度管理徹底が課題です。
- 食育の推進では、栄養食生活面において朝食を見直す項目が乳児期、青年期、成人期にあげられています。朝食の欠食率は全国的に年々高くなっていることから市民リーダーや関係機関と協力しながら幼少時期からの普及啓発を進めていく必要があります。

■乳幼児健診受診率



(出所：保健センター事業報告)

■がん検診受診率



(出所：保健センター事業報告)

【基本方針】

- 市民ひとりひとりが健康な生活をおくれるよう、健康づくりについての啓発を行い、意識の高揚を図ります。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるため予防意識の啓発や、衛生対策を推進し、保健サービスの充実・向上を図ります。
- 「健康かしばし21」に基づき、食生活・運動・休養等の生活習慣を見直し、改善するきっかけとなる保健事業を計画的に展開します。

【主な取り組み】

①母子保健の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| ◎乳幼児健康診査事業 | 疾病や虐待の早期発見と共に育児指導、知識の普及普及を図ります。また、未受診者をゼロを目指し、対象者の全数把握に努めます。 |
| ◎母子健康手帳及び妊婦一般健康診査補助金交付事業 | 安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。 |
| ◎母子保健相談事業 | 育児不安の解消、母乳育児の推進、虐待の早期発見を図ります。 |

②感染症予防対策の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|----------|---|
| ◎予防接種事業 | 接種率の向上を目指し、市民が安心・安全に受けることができるよう集団接種から個別接種への移行を期次進めます。啓発活動をより一層強化し、保育所や教育機関とも連携し積極的に勧奨します。 |
| ◎感染症対策事業 | 広報紙への掲載やポスター・ホームページ等での普及を推進します。 |
| ◎食中毒予防事業 | 食中毒予防啓発活動を継続・推進します。 |

③健康な生活習慣の推進

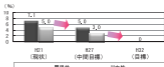
| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|--------------------------------------|
| ◎健康手帳交付事業 | 健康手帳の交付者数を増やし、活用方法の普及普及に努めます。 |
| ◎健康教育事業 | 参加者数の増加と内容の充実を図り、健康的な生活習慣の推進を図ります。 |
| ◎健康相談事業 | 参加者数の増加と内容の充実を図り、健康的な生活習慣の推進を図ります。 |
| ◎健康診査事業 | 受診率の増加と健康診査の精度管理の向上に努めます。 |
| ◎健康づくり推進協議会事業 | 地域住民に密着した総合的な健康づくり対策を推進することを目的とします。 |
| ◎食育推進事業 | 市民リーダーや関係部署と協力しながら、幼少時からの普及啓発を推進します。 |

④保健センター機能の充実

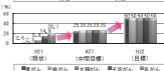
| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------|
| ◎保健センター整備事業 | 老朽化した保健センターの移転を含めた施設整備を推進します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|--|
| 指標名 | 1. 朝食の欠食率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 40歳～64歳で朝食を食べないと回答した人数／全回答者数 (保健センター利用者を調査) |



| | |
|------|-------------------------------------|
| 指標名 | 2. がん検診受診率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの検診受診者数／検診対象者数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・健診や健康教室へ参加する
- ・健康への意識を高める
- ・地産地消を進める

関連部門別計画

- ・健康かしば 2 1（平成 23～27 年度）

施策16 高齢者福祉の充実

【担当部局：保健福祉部】

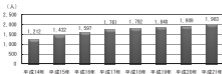
【現状と課題】

- 高齢化の進展、特に要介護・要支援になるリスクの高い年齢層が増加していきなで、家庭における介護力の低下など、高齢者介護をめぐる状況は厳しさを増しています。
- 65歳以上の要介護認定のない全被保険者に対し、生活機能をチェックするアンケートを毎年実施することにより、地区別に生活機能低下者を把握し介護予防事業を進める必要があります。
- 介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、必要な支援体制の整備・充実が課題です。

■高齢化率（65歳以上の割合）の推移



■介護保険要介護（要支援）認定者数



【基本方針】

- 「高齢者福祉計画」や「介護保険事業計画」に基づき、保健、福祉、医療、生涯学習などの各分野の調整と一体的な運用を行うことにより、高齢者が安心して元気で暮らすことのできるまちづくりをめざします。

【主な取り組み】

①介護保険制度の適切な運用

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|--|
| ◎介護保険給付適正化事業 | 適正にケアマネジメントを行い、給付費が適正に使用されているか介護サービス事業所に対して指導、監査を行います。 |

②高齢者の生きがい健康づくり

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|---|
| ◎介護予防事業 | 介護予防教室の開催回数の増加に努め、個々の事業が介護予防に真に効果的であるか、常に確認しながら刷新します。 |
| ◎包括的支援事業 | 介護者が参加しやすい地域での事業展開を行い、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立感の解消のため、市民との協働のもと事業の活用を積極的に行います。 |
| ◎生きがい対策事業 | 高齢者自身だけでなく、高齢者を支える家族も視野に入れ、日常生活の支援の充実や健康づくり・生きがいづくりなど、総合的な対策を推進します。 |

③介護サービス提供の基盤整備

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|---|
| ○介護施設整備支援事業 | 介護保険事業計画に沿って、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、より良いサービス提供が期待できる民間事業者へ支援を行い、整備を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|---|
| 指標名 | 1.「高齢者福祉に満足している」と答えた人の割合 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | とても満足十ある程度満足していると回答した人数/全回答者数 (市民意識調査) |



| | |
|------|--------------------------|
| 指標名 | 2.65歳～74歳人口に占める要介護認定者の割合 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 65歳～74歳要介護認定者数/65歳～74歳人口 |



【市民一人ひとりができること】

- ・高齢者への見守り、声かけを積極的に行う

関連部門別計画

- ・香芝市高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）

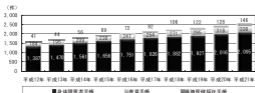
施策17 障害者福祉の充実

【担当部局：保健福祉部】

【現状と課題】

- 平成18年4月1日から「障害者が地域で自立して安定した生活を送る」ことができるように、3障害の一元化、負担の公平化をめざした「障害者自立支援法」が施行されましたが、課題問題の指摘も多く、現在、制度の見直しが進められようとしています。
- 本市においても、高齢化の進展、社会全体のストレス過多の影響等により、障害認定をされている方も増加傾向にあります。
- 今後の障害福祉においては、障害者一人ひとりの状態に対応したサービスを提供するとともに、障害者の自立と社会参加を促進するため、就労のための支援、環境づくりにも重点的に取り組んでいく必要があります。

■障害手帳所持者数



【基本方針】

- 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、質の高いサービスを効率的・効果的に提供します。
- 障害の有無にかかわらず、ともに同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができる共生社会の実現をめざします。

【主な取り組み】

①障害のある人の自立した生活支援

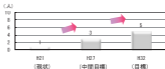
| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|---|
| ◎障害福祉サービス提供事業 | 障害者個々のニーズに対応したサービスの効率的・効果的な提供を図るとともに専門的な相談体制の充実を図ります。 |
| ◎就労支援事業 | 市内企業と連携して、障害のある人に対する就労についての情報提供や相談体制の充実、就労の場の確保などに努めます。 |

②障害のある人の地域での生活支援

| 主な事業 | 内 容 |
|------------|--|
| ◎地域生活支援事業 | 障害者個々のニーズに対応したサービスの効率的・効果的な提供を図ります。 |
| ◎社会参加促進事業 | 障害者のニーズを把握したうえで、関係機関との連携により効果的な事業の展開を図ります。 |
| ◎相談支援事業 | 専門的な相談体制の充実を市内で受けることができるような体制の整備に努めます。 |
| ◎すむれの風通し事業 | 利用者のニーズを勘案したサービスを提供する体制として、施設の運営形態も含めた見直しについても検討を進めます。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-------------------|
| 指標名 | 1.職業訓練を受け、就労される人数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 福祉サービス支給決定時による調査 |



【市民一人ひとりができること】

- ・障害者へのあたたかい見守りを行う
- ・自立支援の手助けを行う
- ・移動で困っている障害者への積極的な介助を行う

関連部門別計画

- ・香芝市障害者基本計画・障害福祉計画（平成18～24年度）
- ・香芝市障害福祉計画（第2期）（平成20～23年度）

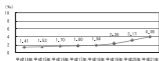
施策18 社会保障制度の安定的運用の推進

【担当部局：市民生活部・保健福祉部】

【現状と課題】

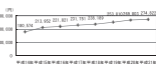
- 生活保護については、社会のセーフティネットとして、それぞれの世帯の状況を的確に把握し、必要に応じて適切な支援を行っています。
- 近年の経済動向の影響により、本市においても窓口における生活保護相談件数も増加し、その内容も複雑多様化しているなか、本来の目的である保護者の自立を支援するための取り組みが課題です。
- 本市の生活保護世帯・人員数は、近隣自治体、全国平均からも大きく下回っているものの、近年は増加傾向が続いており、今後もこの傾向は続くと考えられます。
- 国民健康保険制度では、平成17年度、平成20年度と2度の保険料率の見直しを行い、国民健康保険財政の安定化に努めてきましたが、国民健康保険の制度の維持には近年の社会情勢の変化や高齢化の進展のなか、低所得世帯の増加、保険料負担増など構造的な問題を抱えており、特に医療費の増大を抑制するための一層の努力が必要です。
- 全国的に国民年金保険料の納付率の低下が起きていますが、国民年金は、老後等の所得保障の柱として重要な役割を果たしています。今後も年金受給権を確保するため制度内容の周知・啓発に努める必要があります。

■生活保護率



(出所：社会福祉課)

■国民健康保険医療費（1人あたりの医療費）推移



(出所：年報)

【基本方針】

- 支援を要する人々に対して適切な保護を実施するため、社会環境に柔軟に対応し、相談体制の充実を図ります。
- 相談の充実を図るとともに、生活保護者の就労を促進し、自立支援に努めます。
- 健康づくりや疾病予防事業の積極的な実施、重複受診者の適正な受診指導など、医療費の適正化を図ることで、健全な運営及び保険料の適正賦課や収納率向上に努めます。
- 福祉医療制度においては、県との協働事業として必要な医療費の無料化を図り、一部の医療費については引き続き市単独で支給するとともに、対象者の拡大について検討を行います。
- 今後も国との連携・協力を進めるとともに、年金受給権を確保するため、広報活動等により制度の周知を図ります。また、年金事務所の協力を得て年金相談などを行います。

【主な取り組み】

①生活保護制度の適正運用

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|--|
| ◎自立支援促進事業 | 被保護者等に対して、安定した職場の確保、生活意欲の醸成、生活改善などを行います。 |

②国民年金制度の適正運用

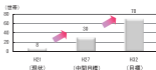
| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| ○相談体制の充実事業 | 年金の請求方法や保険料未納等による年金受給資格不足解消のため、年金相談を行います。 |
| ○国民年金制度の啓発事業 | 市民の老後の年金受給資格を確保するため、広報紙等を活用して年金制度の周知・啓発を図ります。 |

③国民健康保険制度の適正運用

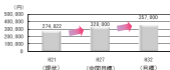
| 主な事業 | 内 容 |
|------------|---|
| ◎医療費の適正化事業 | 人間ドック等の助成の継続、一般診療のレセプト点検に加えて療養費の点検にも重点的に取り組み、またジェネリック医薬品の個人発売を医療費通知などで進めます。 |

【めざそう値】

| | |
|------|----------------------------|
| 指標名 | 1.生活保護自立世帯数 |
| 単 位 | 世帯 |
| 指標説明 | 生活保護からの累積自立世帯数（平成 21 年度より） |



| | |
|------|----------------------------------|
| 指標名 | 2.国民健康保険医療費増率 |
| 単 位 | 円 |
| 指標説明 | 1人あたりの医療費の金額（現在年間約6%の増加率を3%に抑える） |



【市民一人ひとりができること】

- ・社会保障制度について理解を深める

政策5 次代を担う「育ち」を見守り、誰もが生涯輝いていられるまち

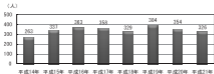
施策19 家庭・地域の教育力の向上

【担当部局：教育部】

【現状と課題】

- 家庭や地域での教育力が低下することにより、学校教育に求められる内容は多様化し、必要以上の負荷がかかっています。
- 近年、核家族化、少子化など社会変化に伴い、家庭及び地域の教育力低下が指摘されるほか、過干渉・放任・虐待など、子どもの健全な育ちが阻害されています。
- 幼児期は、基本的な生活習慣や生きる力、思いやりの心、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるため、まずは家庭の教育力の必要性を周知し、地域における教育環境の醸成に努める必要があります。
- 教育の第一義的責任は保護者が有していることや地域、家庭、学校、行政等が連携・協力していくことでより大きな教育効果が得られることを保護者及び地域に周知・啓発していくことが必要です。

■家庭教育学級参加人数



(出所：生涯学習課)

【基本方針】

- 地域の人材を教育現場で有効かつ効果的に活用し、学校を拠点とした新たなコミュニティづくりをめざします。
- 地域・家庭・学校・行政等が課題や目標を共有し、地域全体で子どもたちを教育する気運を醸成します。
- 市民ニーズを的確に把握し、地域・家庭・学校・行政等の連携のもと、親子関係のあり方や基本的な生活習慣、思いやりの心の育成など、基礎的な学習機会の充実を図ります。

【主な取り組み】

①家庭教育の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|---|
| ○家庭教育学級育成事業 | 地域・学校・家庭との連携を図り、学級生の学習意欲を高め、家庭の教育力の向上を図ります。 |
| ○合同学習会事業 | 各社会教育学級が一堂に会し、学級生同士の交流や講演会など学習する場の提供を行います。 |

②地域教育力の向上

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| ◎学校支援地域本部事業 | 学校運営に地域のボランティアなどの人材を活用し、学習支援、部活動、施設管理等を行い、学校支援を市民活動として位置付けます。 |
| ○放課後児童健全育成事業 | 放課後児童健全育成事業（学童保育）との役割分担や連携のあり方などを定めた「香芝市放課後子どもプラン」を策定します。 |
| ○学校資源利用事業 | 学校体育館や体育館、運動場など学校資源を利用し、社会教育活動を支援します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-----------------------------|
| 指標名 | 1. 家庭教育学級参加人数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 家庭教育学級への参加人数（市内幼小中学校 13 学級） |



【市民一人ひとりができること】

- ・子どもとの時間を大切にし、子育てを楽しむ
- ・子どもを地域で育てる意識をもつ

関連部門別計画

- ・香芝市生涯学習推進基本計画（平成 15～25 年度）

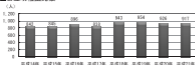
施策20 就学前教育の充実

【担当部局：教育部】

【現状と課題】

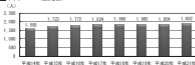
- 幼稚園に求められる就学前教育の内容はさらに複雑・多様化すると考えられます。
- 幼稚園では、就学前教育として保育の充実を図り、保育所とともに小学校教育への円滑な移行を重視した保・幼・小の連携のほか、「親と子の育ちの場」としての役割・機能の充実が求められています。
- 「三年保育の実施」や「幼保一元化」「預かり保育の実施」等の制度的な課題及び、「教員の資質向上」「特色ある幼稚園の取り組み」等、実施内容についての課題があります。

■公立幼稚園児数



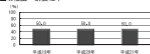
(出所：学校教育課 5月1日現在)

■市内4・5歳児数



(出所：市民課 4月1日現在)

■幼稚園 設置化率



(出所：教育部総務課)



【基本方針】

- 保育所(園)・幼稚園・小学校の「学びの一体化」を進めるため、小学校と連携しながら、就学前教育としての指導の改善・充実を保育所とともにを行います。
- 園開放等を実施するなど、親子で遊ぶ機会や場の提供を行うとともに、効率的な幼稚園運営方法の検討を行います。
- 公立幼稚園、公立保育所としての特徴を最大限に活かせる「特徴ある保育」の研究及び、統廃合を含めた「幼保一元化」の導入を検討します。

【主な取り組み】

①幼児教育の充実

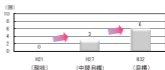
| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|--|
| ◎幼稚園教育力向上事業 | 幼・保・小の連携を深め、各幼稚園の運営や保育内容について普通話語を行うほか、外国人講師を招き、幼稚園に外国語にふれあう機会の提供を行います。 |
| ○未就園児支援事業 | 公立保育所で実施している「子育て支援事業」と連携するとともに、幼稚園の保育のノウハウを子育てしている親に還元します。 |
| ○幼稚園教育振興事業 | 幼稚園教育の振興を目的に保護者を対象とした園内研修を実施します。 |
| ○幼稚園運営検討事業 | 幼稚園の適正規模化、幼保一元化等幼稚園教育の抱えている課題を洗い出し、効率的な園運営の検討を進めます。 |

②幼稚園教育環境の整備

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|-----------------------------------|
| ◎幼稚園施設耐震化事業 | 安全で安心な教育環境実現のため園舎等の耐震化を最優先に実施します。 |
| ○幼稚園施設維持管理事業 | 施設の老朽化対策を年次的な実施とともに、施設の高機能化を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|----------------------|
| 指標名 | 1. 幼（公立・私立）・保職員交流事業数 |
| 単 位 | 回 |
| 指標説明 | 幼・保職員の年間交流事業数 |



| | |
|------|------------------|
| 指標名 | 2. 幼稚園施設等の耐震化 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 耐震化実施棟数/全公立幼稚園棟数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・幼稚園教育に関心を持つ
- ・よりよい家庭教育を進める

関連部門別計画

- ・香芝市学校施設等耐震化推進計画（平成20年度～）

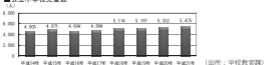
施策 21 学校教育の充実

【担当部局：教育部】

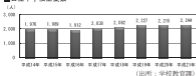
【現状と課題】

- 家庭や地域における教育力の低下により、基礎的な生活習慣や規範意識が十分に身につかないまま小学校へ入学する子どもが多くなっており、学校教育への依存度が高まっています。
- 情報化社会の進展などにより、人と人とのつながりが稀薄化するなど、コミュニケーションを図る機会が減少し、言葉を使った表現力が弱まっています。
- 今後、政治・経済・文化等のあらゆる分野で、新しい知識・情報・技術が必要となっており、また、国際的な競争力が求められるとともに、異文化との共存や国際的な協力が必要不可欠です。
- 教育基本法の改定に伴い、確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育成することが必要です。
- 施設面においては、特に建物の耐震化の推進など安心・安全な施設づくりが求められており、学校施設の耐震化に最優先で取り組んでいく必要があります。

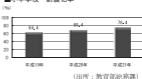
■公立小学校児童数



■公立中学校生徒数



■小中学校 耐震化率



【基本方針】

- 「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力・確かな学力の育成」などの観点で義務教育を進めます。
- 「知・徳・体」の調和を図り、のびのびと学ぶことができる教育環境を整えます。
- 地域・家庭・学校・行政等の連携のもと、心身ともに健康で、郷土を愛する心と国際感覚を備えた人間性豊かな人材を育成することをめざします。

【主な取り組み】

①児童生徒の学力・体力の向上

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| ◎基礎学力向上事業 | 小学校入学時から学習に対する姿勢を徹底させ、読む力・書く力・計算能力の向上のための取り組みを考案し、基礎・基本の学力が身につくよう工夫します。 |
| ◎国際理解教育推進事業 | 英語活動からさらに発展させた国際的な人材育成のための外国語活動として、学習内容を充実していきます。 |
| ◎体力向上推進事業 | 学校での日常生活の中で、運動習慣を身につけさせるとともに、体育の授業を利用した体力強化に取り組みます。 |
| ◎小・中学校教育振興事業 | 協成事業運用方法等の見直しを行い、適やかな協成事業を行います。 |

②安心して学べる教育環境の整備

| 主な事業 | 内 容 |
|----------------|---|
| ◎学校保健安全推進事業 | 関係機関などと協力を総合的な学校危機管理を進めます。 |
| ◎児童生徒の包括的支援事業 | 不登校などの生徒指導上の相談窓口を一本化し、青少年センターなどと共同で児童生徒の包括的支援が行えるネットワークづくりを行います。 |
| ◎特別支援教育推進事業 | 障害のある児童生徒の就学について、的確な判断ができるようシステムを整備することのほか、教員全員が特別支援教育に対する指導力を持つための支援を行います。 |
| ◎教育施設耐震化事業 | 学校施設等耐震を推進計画に基づき、学校施設の耐震化を実施します。 |
| ◎小・中学校施設維持管理事業 | 施設の老朽化対策を年次的に実施するとともに施設の高機能化を図ります。 |

③信頼される学校づくり

| 主な事業 | 内 容 |
|----------------|---|
| ◎教職員資質向上事業 | 高い授業実践力や指導力を持つ教職員の育成をめざし、研修や研究を推進するとともに、教育振興計画の策定について検討します。 |
| ◎開かれた学校づくり推進事業 | ホームページやパンフレットなどを利用し、自ら行おうとする教育内容を広く地域に発信します。また外部からの評価を積極的に受け入れ、地域と共に子どもたちを教育する機運を醸成します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|------------|
| 指標名 | 1. 研究授業時間数 |
| 単 位 | 時間 |
| 指標説明 | 年間研究授業時間数 |



| | |
|------|---------------------|
| 指標名 | 2. 学校施設等の耐震化 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 耐震化実施済機数/全公立小・中学校機数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・学校活動やボランティア活動へ積極的に参加する
- ・オープンスクール等に積極的に参加する

関連部門計画

- ・香芝市学校施設等耐震化推進計画（平成20年度～）

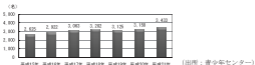
施策 22 子ども・若者のフォローアップ(青少年の健全育成)

【担当部局：教育部】

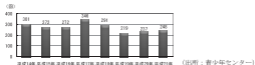
【現状と課題】

- 近年、核家族化や都市化等の進行は、コミュニケーションの不足から、家庭や地域社会における教育機能の低下が懸念されています。
- 物質的な豊かさや利便性は、生活を便利にする一方で、青少年の精神的な脆弱化が懸念されています。
- 情報化・消費社会化の進行等により、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害な情報等が氾濫し、それに加えて大人社会のモラルの低下等が青少年の意識や行動に大きな影響を及ぼしています。
- 地域・家庭・学校・行政等の連携により、青少年の長所や個性を尊重し、健全な育成を図る必要があります。

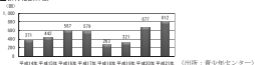
■市民集会「少年の主張」作文発表応募数



■市内巡視、店舗立入件数



■教育相談件数



【基本方針】

- 地域・家庭・学校・行政等の連携のもと、自然や人々とのふれあい、社会参加活動を推進し、青少年の情操教育を行い、青少年の健全な育成を図ります。
- 地域・家庭・学校・行政等が一体となり、地域ぐるみで青少年の健全育成を行います。

【主な取り組み】

①子どもの居場所づくり

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------------|--|
| ◎子どもフェスティバル事業 | 公民館・モナミホール等を使用し、子どもの物づくり、体験、体感を通じて、子どもや親子のふれあいの場の提供を行います。 |
| ◎青少年野外活動センター管理運営事業 | 自然とふれあい、仲間づくりを大切に、豊か心でたくましい青少年を育成することを目的として野外活動の場の提供を行います。 |

②広報啓発の強化

| 主な事業 | 内 容 |
|------------|---|
| ◎「少年の主眼」事業 | 青少年健全育成市民集会において、市内児童生徒より作文を募集し、発表を行います。 |
| ◎広報啓発活動事業 | 市内各駅前等でのポスター掲示や広報紙への掲載等により、市民や保護者に対して、青少年の権益となるような行動の実践を呼びかけます。 |

③子ども見守り活動の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|--|
| ◎市内特別見守り事業 | 登下校時にあおむすび団やパトロールカーによる巡視や市内一斉巡視を強化します。 |
| ◎店舗立ち入り調査事業 | 非行の早期発見や犯罪に関与するのを未然に防止するため、各店舗へ調査を行い、必要に応じて改善等を申し入れます。 |

④体験学習の機会の提供

| 主な事業 | 内 容 |
|----------------|--|
| ◎ふるさと探訪事業 | 自然体験や生活体験など学習機会の充実に向け、なかまとのふれあいによる協調性や社会性を身につけさせ、子どもの自立を支援します。 |
| ◎ファミリー型体験ツアー事業 | 小・中学生とその家族の参加により親子や家族間の交流を促します。 |

⑤適応指導の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|---|
| ◎適応指導教室事業 | 心理的・情緒的な原因により、登校できない児童・生徒を対象に学校復帰の実現に向け、青少年センター内で教室を開設します。 |
| ◎訪問指導事業 | 社会教育指導員や臨床心理士が、訪問先の家庭状況を把握したうえ、ハートフレンドとして大学生を派遣し、自立支援を行います。 |

【めざそう値】

| | |
|------|----------------------|
| 指標名 | 1.市民集会「少年の主眼」作文応募数 |
| 単 位 | 名 |
| 指標説明 | 市民集会における「少年の主眼」作文応募数 |



| | |
|------|-----------------|
| 指標名 | 2.市内巡視、店舗立ち入り件数 |
| 単 位 | 件 |
| 指標説明 | 年間市内巡視、店舗立ち入り件数 |



【市民一人ひとりができること】

・家庭環境を整える

・子どもへ日常的に声をかける

関連部門別計画

・香芝市生涯学習推進基本計画（平成15～25年度）

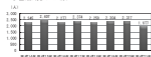
施策 23 「だれでも・どこでも・いつでも」学び、楽しめる環境の充実

【担当部門：教育部】

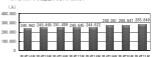
【現状と課題】

- 団塊世代等の学習意欲がますます高まることが考えられるなか、市民個々の余暇活動のなかで充実した生涯学習環境づくりが重要です。
- スポーツ活動については、拠点となる社会体育施設の整備が必要になっているとともに、スポーツクラブ及び指導者の育成・支援や各種スポーツイベントの開催等により、スポーツに親しむ環境づくりが必要です。
- 図書館では、「書志市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校や地域、家庭と連携して子ども読書活動を推進するとともに、社会情勢の変化もふまえて、市内に住んでいる誰もが図書館を気軽に利用できるような施策の展開が必要です。
- 今後、公民館活動を展開するなかで、市民ニーズにあわせた活動・事業を推進させるとともに、活動内容を地域活動に還元していく必要があります。

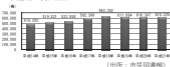
■学習活動参加人数



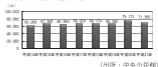
■社会体育施設利用者数



■図書館の貸出冊数



■中央公民館の利用人数



【基本方針】

- 「いつでも、どこでも、だれでも」が学習に取り組める環境を整備し、生涯学習に取り組むことを通じて豊かで生きがいのある地域社会の実現をめざします。
- 生涯学習内容を市民協働のまちづくりに活かせるよう、循環型生涯学習の展開を図ります。
- 市民の生涯学習活動の拠点施設である中央公民館で、市民個々のライフスタイルに応じた学習機会の提供と、学習活動の支援を行います。
- 安心して利用でき読書に親しめる身近な図書館環境を整備するとともに、市民の暮らしやまちづくり、地域の課題解決に役立つ図書館をめざします。

関連部門別計画

- ・書志市生涯学習推進基本計画（平成15～25年度）
- ・書志市子ども読書活動推進計画（平成20～24年度）

【主な取り組み】

①生涯学習機会の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|------------|---------------------------------------|
| ◎市民公開講座事業 | 市民ニーズに沿ったテーマ等で学習する機会の拡充を図ります。 |
| ◎各種市民講座事業 | 生涯学習推進団体との連携と活動の支援を図ります。 |
| ○人材バンク推進事業 | 知識・経験を有する方に登録いただき、生涯学習の現場で指導等を行っています。 |

②スポーツ団体の支援

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| ◎スポーツ少年団支援事業 | スポーツ活動を励ました、青少年の健全育成を図ります。 |
| ○各種団体支援事業 | 体育協会、レクリエーション協会などと連携を行い、スポーツ活動の充実に取り組めます。 |

③市民スポーツ活動機会の提供

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------------|---|
| ◎市民体育祭事業 | 市民の交流を促進して、スポーツに親しみ、健康な心身を培う機会の提供を行います。 |
| ◎地域総合型スポーツクラブ事業 | 自主運営、自主財源によるスポーツクラブの育成に努めます。 |

④中央公民館活動の活性化

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|--|
| ◎生涯学習拠点創設事業 | 生涯学習の場、ふれあいの場として各種講座や講習会等を開催します。 |
| ◎各種団体育成事業 | 教育・文化サークル団体の活動の場を提供するとともに、公民館まつり等で日頃の学習成果の発表を行います。 |
| ◎公民館維持管理事業 | 利用者の安全性、利便性を図るための計画的に修繕を行います。 |

⑤図書館機能の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|--|
| ◎図書館資料提供事業 | 社会変化に対応した多様で新鮮な資料の収集と提供、調査・相談の充実に努めるとともに、図書館から遠方の地域に住んでいる市民の利用促進に取り組めます。 |
| ◎子どもの読書活動推進事業 | 学校や幼稚園、その他関係機関・団体との連携強化、保護者などへの啓発を推進し、読書環境の整備を図ります。 |
| ◎図書館利用促進事業 | 講座や講習会、ホームページなどにより情報発信を行います。 |
| ◎市民活動支援・協働事業 | 市民と図書館の協働による事業展開を行い、図書館活動の活性化を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|--|
| 指標名 | 1. 社会体育施設利用者数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 総合体育館・多目的体育館・市民体育館・健康運動場・緑民テニスコート・高層グラウンド・高山台グラウンド・総合プール・いこいの広場（ターボボール場）の総利用者数 |



| | |
|------|-----------------|
| 指標名 | 2. 市民一人当たりの貸出冊数 |
| 単 位 | 冊 |
| 指標説明 | 年間貸出冊数/人口 |



| | |
|------|--------------|
| 指標名 | 3. 中央公民館利用者数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 年間中央公民館利用者数 |



【市民一人ひとりができること】

- 積極的に生涯学習活動を行う
- 学習した知識や経験を地域で活かす

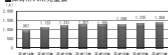
施策24 子育てと仕事の調和

【担当部局：保健福祉部・教育部】

【現状と課題】

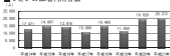
- 核家族化や世帯の孤立化等の影響により育児力の低下などが懸念されており、今後は地域ぐるみによる子育て支援を実施していく必要があります。
- 保育所（園）に入所を希望する児童数は増加傾向にあり、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの需要は極めて大きいと考えられます。
- 本市では、年度当初での待機児童はありませんが、年度途中での入所希望者が増える傾向にあり、今後、待機児童を解消する取り組みが緊急の課題です。
- 施設整備については、公立学童保育所の老朽化が進んでおり、小学校の余裕教室の利用も含めた施設のあり方を検討する必要があります。

■保育所入所児童数



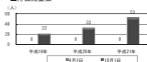
(出所：児童福祉課)

■つどいの広場利用者数



(出所：児童福祉課)

■待機児童数



(出所：児童福祉課)

【基本方針】

- 地域・家庭・学校・行政等の連携により、児童の健全育成と子育て支援事業を進めます。
- 待機児童の解消に向け、平成22年度に施設整備事業を行い、平成23年度から新たに受入れ児童数を増員するなど、長期的な運営・再編成等を検討します。
- 学童保育所について、保育時間の延長のほか、老朽化している施設については、小学校の余裕教室等の利用を検討します。
- 放課後子ども教室との有効な連携など、「香芝市放課後子どもプラン」の策定を進めます。

関連部門別計画

- ・香芝市次世代育成支援後期行動計画（平成22～26年度）

【主な取り組み】

①保育サービスの充実

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|---|
| ◎障害児保育事業 | 保育士等の体制を整えることにより、障害のある子どもに対する保育を推進します。 |
| ◎延長保育事業 | 通常の開所時間を超えて保育を行い、多様化する就労形態に対応します。 |
| ◎休日保育事業 | 保護者の就労形態の多様化に対応し、安心して子育てができる環境整備を行います。 |
| ◎一時保育事業 | 平成25年度に1園追加することにより〈新設保育所〉、さらなる事業の拡充を図ります。 |
| ◎病児・病後児保育事業 | 児童の病気などの回復期に、その児童の看護や保育を行います。 |

②保育環境の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|------------|------------------------------------|
| ◎保育所施設整備事業 | 老朽化した施設の改修をするともに、施設の創設化を図ります。 |
| ◎保育所運営検討事業 | 公立保育所の民営委託・民営化・統廃合等を検討します。 |
| ◎待機児童解消事業 | 保育ニーズを的確に捉え、待機児童の解消に努めます。 |
| ◎職員資質向上事業 | 保育士等の児童に携わる職員の能力向上を図るため、研修会を実施します。 |

③子育て家庭への支援

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| ◎つどいの広場事業 | 子育て中の親子が交流する場の提供を行い、今後も設置箇所数の増加を推進します。 |
| ◎ブックスタート事業 | 絵本を通して赤ちゃんのこぼれ心を育てるための4ヶ月健診時に絵本を活用します。 |
| ◎こどもには赤ちゃん事業 | 全ての家庭の訪問をめざし、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。 |
| ◎養育支援家庭訪問事業 | 出席率がないや理由や様々な原因で養育が困難になっている家庭を助産師等が訪問し、育児不安解消に努めます。 |

④地域との連携

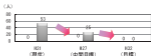
| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|---|
| ◎大学と地域との連携事業 | 連携事業数を増やし、各地域の子育て支援の充実を図ります。 |
| ◎要保護児童対策事業 | 虐待を受けている児童の発見や、支援の把握や継続的な観察・見守りなどを関係機関と連携をとりながら、取り組めます。 |

⑤学童保育の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|---------------------------------------|
| ◎学童保育運営事業 | 施設の老朽化対策として、小学校の余部教室の利用も含め、施設整備を行います。 |

【めざそう値】

| | |
|------|--------------------|
| 指標名 | 1.待機児童数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 4月1日、10月1日現在の待機児童数 |



| | |
|------|-------------|
| 指標名 | 2.つどいの広場設置数 |
| 単 位 | 箇所数 |
| 指標説明 | つどいの広場設置数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・ワークライフバランス(子育てと仕事の両立)を意識する
- ・地域で子どもたちを見守り、育てる

政策6 みんなで創る豊かで将来性のあるまち

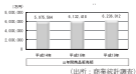
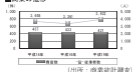
施策25 産業の振興

【担当部局：都市建設部】

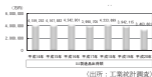
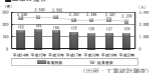
【現状と課題】

- 本市の商業は、人口の増加に伴って商店数、従業員数とも増加し、主要幹線道路沿いにロードサイド型の商業、サービス業等の新しい大規模店舗の進出が見られます。
- 商業については、従来からある地元商店等においては、廃業されるケースがあり、工業は、靴下、金剛砂を中心とした関連工業が発達していましたが、事業所数、従業員数、製造品出荷額の減少傾向が続くなど、社会経済環境の変化の中で活力を弱めており、これに代わるべき地場産業的な工業や立地条件を活かした新産業も発達していない状況です。
- 雇用環境が悪化するなかで、就労機会の情報提供などにより就業率を高める必要があります。
- 消費者相談については、産業構造等の影響により、県内の市町村間でもさまざまな課題を抱え、相談体制において「格差」が生じています。
- 本市では、相談業務に重点を置けていますが、今後も費用対効果を意識しながら、消費生活相談体制の強化が必要です。

■商業の推移



■工業の推移



【基本方針】

- 各種商工支援策により、中小企業への支援事業、新規創業者への支援事業、商工振興団体への支援事業の充実に取り組みます。
- 効果的な消費者相談を行えるよう、相談体制の強化を行います。

【主な取り組み】

①商工業の活性化

| 主な事業 | 内 容 |
|------------|--|
| ◎中小企業支援事業 | 市内中小企業者の経営基盤の強化、合理化を図るため、融資制度の充実などによる支援を行います。 |
| ◎新規創業者支援事業 | 市内商工業の活性化及び雇用の確保を図るため、市内での新規創業者をめぐり起業家に対して支援を行います。 |

②勤労者への支援

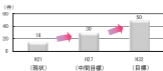
| 主な事業 | 内 容 |
|-----------------|---|
| ◎求人情報提供事業 | ハローワークと連携し、求人情報誌等を市役所及び公共施設に情報提供の場を設け発信します。 |
| ◎シルバー人材センター支援事業 | 香芝市シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の雇用促進を図ります。 |

③消費者生活の向上

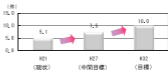
| 主な事業 | 内 容 |
|----------|--------------------------------------|
| ◎消費者相談事業 | 相談を週して毎週大曜日、消費者相談員が相談対応します。 |
| ◎消費者啓発事業 | 毎月広報かしぼお知らせ版で、くらしの相談に消費者向けの記事を掲載します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|--|
| 指標名 | 1.市内中小企業への融資数 |
| 単 位 | 件 |
| 指標説明 | 市中小企業資金融資制度の融資を受けた市内中小企業者に対する、利子及び信用保証料の補助件数 |



| | |
|------|---|
| 指標名 | 2.商工業の振興に対する満足度 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | とても満足～ある程度満足していると答えた人数 / 全回答者数 (市民意識調査) |



【市民一人ひとりができること】

- ・市内で買い物をする
- ・市内産業への理解を深める

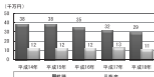
施策26 農業の振興

【担当部局：都市建設部】

【現状と課題】

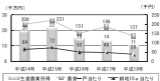
- 本市の農業は兼業農家が多数を占め、農業従事者の高齢化や農業の低収入などから担い手が育たないことに加え、農地そのものが減少傾向にあるのが現状です。
- 近年増加傾向にある野生鳥獣による農作物被害に対する獣害対策については、効果的な対策を研究し、取り組んでいく必要があります。
- 都市近郊型農地の特色を活かし、農家と非農家とがふれあえる農業活動に取り組む必要があります。
- 市内農産物を活かした「地産地消事業」を朝市関連農家の協力のもと進めていく必要があります。

■農業産出額の状況



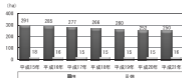
(出所：奈良農林水産統計年報)

■生産農業所得の推移



(出所：奈良農林水産統計年報)

■耕地面積の推移



(出所：奈良農林水産統計年報)

【基本方針】

- 農業者に収益性の望める国や県の施策の情報提供やそれらに関わる市の援助体制、市内農産物加工品の情報発信を行います。
- 関係機関との連携を図りながら、持続可能な農業の振興を推進します。

【主な取り組み】

①農業への支援

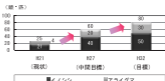
| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|--|
| ◎農産物鳥獣被害防止事業 | 農地に田舎する有害鳥獣を猟友会の方と連携を図りながら捕獲事業を進めます。また、被害農家へ同等の支援を得られる方を検討します。 |
| ◎大和宇野農業用水支援事業 | 農業用水の安定供給のための支援を行います。 |
| ◎農業体験交流事業 | 市内農地を利用した農業体験や農家との交流を推進します。 |
| ◎農業産金利子補給事業 | 農業近代化資金借入者に対する援助を行います。 |

②地産地消の推進

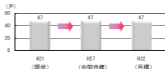
| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|---|
| ◎地産地消推進事業 | 市内農産物の学校給食や保育所給食への食料提供や農産物を利用した料理教室などを実施し、地産地消を推進します。 |
| ◎朝市支援事業 | 朝市への取り組みを支援するとともに、朝市参加農家減少の傾向が見られるため、参加農家の確保に取り組みます。また、農産物を利用した加工品を市内外へ発信します。 |
| ◎地場産品安定化付推進事業 | 数少ない市内農産物の安定した取扱いを図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-----------|
| 当標名 | 1.有害鳥獣捕獲数 |
| 単 位 | 頭・匹 |
| 当標説明 | 年間有害鳥獣捕獲数 |



| | |
|------|-----------|
| 当標名 | 2.朝市参加農家数 |
| 単 位 | 戸 |
| 当標説明 | 朝市への参加農家数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・地場産品を使って料理をする
- ・有機栽培を推進する

関連部門別計画

- ・香芝市鳥獣被害防止計画（平成22～24年度）

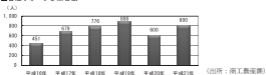
施策27 観光の振興

【担当部局：都市建設部】

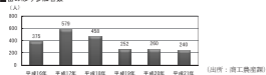
【現状と課題】

- 本市の観光資源としては、奈良県指定の天然記念物になっている屯鶴峠が有名です。
- その外、水と緑の自然、太子道、尼寺庵寺などの歴史的な由緒を持つ文化財も市内に点在していますが、いずれも観光資源として十分な機能を果たせていません。
- 本市の地域資源が観光資源として活用することができるよう、歴史や自然と関連して観光振興を図るとともに、市民及び市外の人々の関心や注目が高まるような観光戦略が必要です。

■香芝ウオーク参加者数



■ほりのぼり参加者数



【基本方針】

- 市内の観光資源の発掘や交通の利便性を活かした市独自の観光ルート（案内板の設置等）開発についての検討を進めます。
- 基城広域行政圏が一体となって、積極的に観光情報を発信し、観光客を誘致することにより、地域の活性化と観光の振興を図ります。

【主な取り組み】

①観光資源の活用

| 主な事業 | 内 容 |
|----------|--------------------------------------|
| ◎毛箱草祭典事業 | 特色ある景観の保全を図るとともに、施設改修及び駐車場を整備を行います。 |
| ◎道のぼり事業 | 香芝市、島城市、太子町の2市1町による里山の美化及び観光交流を行います。 |

②観光地の情報発信

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|---|
| ◎観光情報発信事業 | 本市の自然・歴史・文化・産業などの情報発信を香芝市ホームページ、奈良県デジタルズビューローで情報掲載を行います。 |
| ◎観光地PR事業 | 緑豊かな自然やため池など、観光資源を活用して、ウォークイベントなどにより、香芝市への関心を高め、観光振興と地域の活性化を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|----------------|
| 指標名 | 1.観光パンフレット作成枚数 |
| 単 位 | 枚 |
| 指標説明 | 年間観光パンフレット作成枚数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・市内観光地を再発掘する

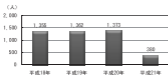
第28 あらゆる人権を守る社会づくりの確立

【担当部局：市民生活部】

【現状と課題】

- 本市では、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めてきたことにより、人権に対する市民の理解と認識は高まりつつあります。
- 社会の急激な変化に伴う価値観の多様化等により、新たな人権問題の発生が懸念されています。
- このまらに任んでよかったと誰もが思えるよう、市民一人ひとりが人権に対する意識を育む仕組みづくりが重要です。

■市民集會参加者総数



(出所：市民協働課)

※平成21年数値は、新型コロナウイルスにより、人権フェスティバル中止のため



【基本方針】

- 市民がお互いに共生・共感しながら、人権尊重の理念を正しく理解することができるよう、効果的な事業を進めます。
- 市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが住みよいを感じることができる地域社会をめざします。

【主な取り組み】

①人権意識の高揚

| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|---|
| ◎人権啓発事業 | 行政、市民、NPO等の民間団体、企業等が積極的に参加・協働できる体制を推進し、人権が保障される安心のできるまちづくりをめざし啓発事業を推進します。 |
| ◎学習機会提供事業 | くらしを考える講座や地区別懇談会など、日常的で身近な楽しみやすい学習会の開催や、わかりやすい教材・資料の充実に努めます。 |
| ○人権教育推進団体支援事業 | 人権推進協議会の運営や人権教育推進団体に対して、支援を行い、指導者や啓発リーダーの養成と資質の向上を図ります。 |

②人権問題に対する相談・支援

| 主な事業 | 内 容 |
|---------|--|
| ◎相談窓口事業 | 人権問題に関して悩みを抱えている人などに対して、駅やNPO団体等の連携・協働を図りながら、地域において身近に相談・支援できる体制づくりを推進します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|---|
| 指標名 | 1.あらゆる人権を守る社会づくりと意識啓発に対する満足度 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | とても満足+ある程度満足していると回答した人数/全回答者数 (市民意識調査) |



【市民一人ひとりができること】

- ・人権の問題への理解と認識を高める
- ・セミナー等へ積極的に参加する

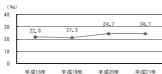
施策29 男女が共同参画できる地域づくり

【担当部局：市民生活部】

【現状と課題】

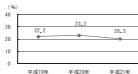
- 少子高齢化の進展、家族形態の多様化や地域社会の変化、国際化・情報化等の急速な進展によって、私たちを取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。
- 「男は仕事、女は家庭」といった性差による固定的役割分担意識や、「男だから、女だから」ということにより役割を決める考え方が、社会的慣習や日常生活の中にもまだに残っているのが現状です。
- 誰もが性別にとらわれず、自らの意思によって個性と能力を発揮し、利益と責任を分かちあえるまちづくりをめざすとともに、家庭や地域での男女共同参画を実現する必要があります。

■市が設置する審議会等における女性委員の割合



(出所：市民協働課)

■市職員の女性管理職の割合



(出所：人事課)



【基本方針】

- 2007年に奈良県で初めて「男女共同参画都市宣言」を行い、今後も率先してすべての女性と男性が互いに尊重し合い、協力し、支え合いながら責任も分かちあえるまちづくりを展開します。
- これまでの取り組みに加え、時代の潮流に応じて、誰もが社会のなかで個性と能力を十分に発揮することのできるよう、本市の特色をいかした男女共同参画社会の実現をめざします。

【主な取り組み】

①男女共同参画によるまちづくりの推進

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------------|---|
| ◎生涯学習事業 | 市民一人ひとりのライフスタイルにあった学習の機会を充実させます。また、より多くの市民が学習の機会を得られるように身近な地域で学習できる環境整備に努めます。 |
| ◎労働における男女共同参画推進事業 | 性別によって差別されることなく、個々の能力を活かして働くことができ、雇用の機会と公平な待遇が確保されるように努めます。 |
| ◎社会における男女共同参画促進事業 | 市の各種審議会等政策決定の場や自治会・企業等における女性の活用を促進します。 |
| ◎男女共同参画関係団体支援事業 | 関係団体等を支援し、お互いの協力体制を強化することにより、男女共同参画のまちづくりを推進します。 |

②男女共同参画に対する相談・支援

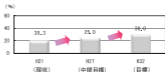
| 主な事業 | 内 容 |
|---------|--|
| ◎相談窓口事業 | 女性弁護士による法律相談等、女性の様々な悩みや問題を解決できるよう、関係機関との連携・協働を図りながら、相談窓口を充実させます。 |

【めざそう値】

| | |
|------|---------------------------|
| 指標名 | 1.市が設置する審議会等における女性委員の割合 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 審議会等における女性委員数/審議会等における委員数 |



| | |
|------|---------------------|
| 指標名 | 2.市議員の女性管理職の割合 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 市議員の女性管理職数/市議員の管理職数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・セミナー等へ積極的に参加する
- ・男性も子育てへ積極的に参加する

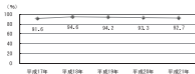
第30 地域コミュニティの充実・醸成

【担当部局：市民生活部】

【現状と課題】

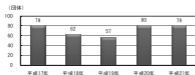
- 都市化、核家族化、高齢化、価値観の多様化が進むなかで、地域における市民の共同意識や連帯感が薄れつつあります。
- コミュニティ機能の低下により、歴史・文化の伝承や防災・防災等の面から生じる課題解決のために、自治会等を核としたコミュニティ活動の展開が必要です。
- 市民には、地域の課題を自ら解決する力を高めていくことが必要となっており、行政には協働の仕組みづくりや連携のきっかけづくりを支援することが求められています。
- 本市全体の課題だけではなく、各地域が抱えている課題や地域住民のニーズを把握し、コミュニティの活性化に繋げていく必要があります。

■自治会加入率



(出所：市民協働課)

■ボランティア登録団体数



(出所：ボランティアセンター)

【基本方針】

- 地域の課題・問題点について、地域と行政の協働による取り組みを検討します。
- 「自分のまちは自分で」という理念のもと、市民は自らの地域課題に応じた取り組みを行政と連携しながら行います。

【主な取り組み】

①コミュニティ意識の高揚

| 主な事業 | 内容 |
|------------|-----------------------------------|
| ◎自治会加入促進事業 | 関係等による自治会員増加の機会ごとに加入促進の取り組みを行います。 |

②コミュニティ活動への支援

| 主な事業 | 内容 |
|------------|--|
| ◎自治会活動支援事業 | 市内各自治会において、防犯や消防施設等の整備について支援を行います。 |
| ◎集会所整備支援事業 | 市民のより一層の自治意識の高揚と福祉の増進を図るため、整備を行う自治会に対し支援を行います。 |

③市民活動団体の支援・育成

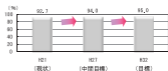
| 主な事業 | 内容 |
|-------------|--|
| ◎市民活動団体育成事業 | NPO活動や市民活動団体など、まちづくり活動への参加団体や人材を発掘し、まちづくりの担い手として参画・活動していただく団体を育成します。 |

④市民協働まちづくりイベントの実施

| 主な事業 | 内容 |
|---------------|--|
| ◎ふれあいフェスタ実施事業 | 香芝の理解を深めていただくためにも、参加協力団体との連携を前にし、市民に満足していただける趣いふれあいの場の提供を行います。 |
| ◎冬祭支援事業 | 香芝の冬の祭典として定着した冬祭り事業を積極的に支援します。 |

【めざそうじ】

| | |
|------|-----------------------|
| 指標名 | 1.自治会加入率 |
| 単位 | % |
| 指標説明 | 自治会報告世帯数/4/1 住基世帯数 |



| | |
|------|-------------------|
| 指標名 | 2.ボランティア登録団体数 |
| 単位 | 団体 |
| 指標説明 | ボランティアセンターへの登録団体数 |



【市民一人ひとりができること】

- ・地域行事に参加・協力する
- ・地域の中心イベントを創出する
- ・サークル活動へ積極的に参加する

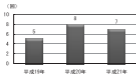
施策31 文化・国際交流への取り組みの推進

【担当部局：市民生活部】

【現状と課題】

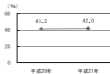
- 文化・芸術は、市民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。
- 文化・芸術の振興と、市の経済活動やまちづくり活動は密接に関連し合うと考えられることから、文化・芸術に対する必要性を再認識する必要があります。
- 社会経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展とともに、市民の国際感覚の醸成や異文化交流など、国際理解や国際交流の推進に向けた取り組みを進める必要があります。
- 国際交流への取り組みを実施していますが、今後ますます国際理解を深める必要性があることから、いままで以上のさらなる発展が必要です。

■国際交流事業実施数



(出所：市民協働課)

■ふたかみ文化センター稼働率



(出所：ふたかみ文化センター)



【基本方針】

- 文化・芸術は、心豊かで潤いのある市民生活や活力ある地域社会の実現のために重要であり、市民の誰もが気軽に文化・芸術に親しめる環境づくりに取り組みます。
- さまざまな文化・芸術の鑑賞機会の充実や、広域的な連携による文化・芸術活動の推進に努めます。
- 異文化を受け入れ、自分たち自身に国際交流意識をもたらすため、自己の主張を持ち、自己の改革に繋げ国際交流に対して市民が果たす役割を培います。

【主な取り組み】

①国際交流団体への支援

| 主な事業 | 内容 |
|-------------------|---|
| ◎国際交流市民グループ活動支援事業 | 外国人留学生のホームステイなどを受け入れるネットワークを整備・支援し、市民のより一層の異文化交流の推進に努めます。 |

②国際交流活動の推進

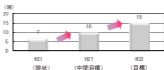
| 主な事業 | 内容 |
|-------------|--|
| ○国際理解セミナー事業 | 特定の地域の国に偏ることのないように、各国の異文化にふれることのできる事業を展開します。 |

③文化、芸術活動への支援

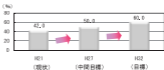
| 主な事業 | 内容 |
|----------------|---|
| ◎市民文化団体の活動促進事業 | ふたかみ文化センター等を拠点に誕生した市民文化団体や文化振興、公益活動を行う団体の支援を行います。 |
| ◎文化施設管理・運営事業 | 民間文化施設管理者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する文化芸術サービス及び生涯学習サービスの向上を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|--------------|
| 指標名 | 1. 国際交流事業実施数 |
| 単位 | 回 |
| 指標説明 | 年間国際交流事業実施数 |



| | |
|------|-------------------------------|
| 指標名 | 2. ふたかみ文化センター稼働率 |
| 単位 | % |
| 指標説明 | ホール、会議室等全11施設の年間利用件数/年間利用可能総量 |



【市民一人ひとりができること】

- ・市民から文化発信する
- ・地域に住んでいる外国人と積極的に交流する
- ・参加したいと思えるイベントを自ら企画し地域交流を深める

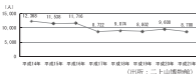
施策32 歴史文化財の保存と継承・展開

【担当部局：教育部】

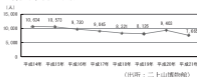
【現状と課題】

- 本市は大阪府のベッドタウンとして急速に開発が進み、それとともに周知の埋蔵文化財包蔵地内での発掘件数も増加し、埋蔵文化財の保護が課題です。
- 博物館資料の増加に伴う展示、収蔵スペースの不足、展示・施設環境の老朽化等、多くの課題が顕在化しています。
- 博物館事業への興味、関心は高まる傾向にあり、各地で類似の事業が開催され、いずれも盛況であることから、次から次へと新しい発想の事業を展開する必要があり、参加者からも事業の拡大、内容の充実が求められています。

■博物館観覧者数



■博物館事業参加者数



【基本方針】

- 市内には国史跡に指定された尼寺廃寺跡など、貴重な文化財が数多くあり、これら文化財の活用などを通じて文化財に対する理解を深め、また、文化財保護意識の向上のための啓蒙活動を通じて貴重な文化財を後世に伝えます。
- 地域の歴史・文化財等の調査・研究を推進し、その成果は普及事業等を通じて積極的に公開します。
- 関係団体等との緊密な連携・協力により、地域文化の活用と活性化を図りつつ、次代に引き継ぐための保存の措置を講じます。また、「博物館協議会」を設置するなど、運営や事業、施設整備等、当面する課題の解決に向けた検討を進めます。

【主な取り組み】

①博物館機能の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|------------------|---|
| ◎資料の保存と調査・研究推進事業 | 博物館資料の整理と調査・研究を継続的に進め、次代に引き継ぐための保存の措置を講じ、積極的な公開も進めます。 |
| ◎学習環境充実事業 | 博物館の特色を打ち出した事業を創出し、一過性に終わらない継続して学ぶことができる学習環境の充実を図ります。 |
| ◎ボランティア団体等連携事業 | 博物館運営に対する継続的な協働のパートナーとして活動を支援し、参加・協働型の博物館運営を目指します。 |
| ◎学校教育連携協力事業 | 総合学習に伴う講師派遣、職場体験等を行い、地域文化への理解と関心を高めるための学習活動を支援します。 |
| ◎関係機関連携事業 | 近市町村の博物館等の広域ネットワークにより、共同事業、共同研究、展示資料の相互貸借等を行い、地域文化の活用と活性化を図ります。 |

②尾寺庵寺跡史跡整備の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|----------------|---|
| ◎尾寺庵寺跡史跡整備推進事業 | 整備事業を円滑に進め、整備後の管理と市民が身近に文化財と触れ、憩いの場と学習の場として文化財保護意識の向上につなげる活用方法を検討します。 |

③文化財の保護・管理

| 主な事業 | 内 容 |
|------------|---|
| ◎文化財保護啓発事業 | 市指定文化財など、所有者と協力して盗難防止や防火に努めます。また、継続的に啓発活動を行います。 |

【めざそう値】

| | |
|------|------------|
| 指標名 | 1. 博物館観覧者数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 年間博物館観覧者数 |



| | |
|------|-----------------|
| 指標名 | 2. 博物館事業参加者数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | 特別展、講演会等への年間参加者 |



【市民一人ひとりができること】

- ・文化財を大切にする
- ・文化財の保存に協力する

関連部門別計画

- ・香芝市生涯学習推進基本計画（平成15～25年度）

政策 7

市民の信頼を得られる最適経営の自立したまち

施策 33 地域経営システムの確立

【担当部局：企画部・市民生活部】

【現状と課題】

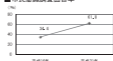
- 事務事業評価を実施し、PDCAサイクルのもと、事務事業の廃止、統合、見直しなどを行っていますが、事務事業の位置付けが不明確で、総合計画の体系に沿った行政評価が十分に実行できていません。
- 高度・複雑化する市民ニーズに対応のため、限られた予算・人的資源の中では行政運営は厳しくなっており、市民や地域大学との協働が必要です。
- 市民サービスの向上をめざして、情報通信技術を活用し、窓口業務や手続きの迅速化、利便性を高めるなど、市民への対応向上に努めていますが、より質の高い行政サービスに対する市民ニーズが高まり、利用する市民の満足度を向上させることが求められています。

■まちづくりパートナー登録者数



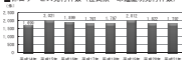
(出所：企画政策課)

■市民意識調査回答率



(出所：企画政策課)

■休日サービス発行件数（住民票・印鑑証明発行件数）



(出所：市民課)

【基本方針】

- 総合計画の施策体系に即した事業展開をするとともに、事務事業評価や市民ニーズの把握に努めながら、各取り組みの評価、改善を随時行います。
- 各施策を展開する中で、市民参画を促し、行政、市民、地域大学等との連携、協働を推進します。
- より便利で快適な行政サービスの実現に向けて、実行した市民の潜在時間の最適化に努めます。また、休日及び時間外での窓口の開設や本庁舎以外においての各種申請・交付ができるように、必要な環境整備の充実を図り、より一層のサービスの向上に取り組みます。

【主な取り組み】

①総合計画の管理

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|------------------------------------|
| ◎進行管理事業 | それぞれの施策を構成する事業の進行及び評価を事業評価により行います。 |
| ◎市民意識調査事業 | 定期的な意識調査を実施し、市民の満足度を図ります。 |

②行政改革の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|---------|---|
| ◎進行管理事業 | 部局の目標管理を始め、それぞれの所管における改革対象事業等の進行を管理します。 |
| ◎協議運営事業 | 政策会議や部長会議等の意思決定機会の充実を図ります。 |
| ◎内部統制事業 | 業務効率や内閣コンプライアンスを強化し、リスク管理を行い、業務の見える化を推進します。 |

③地域力の活用

| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|--|
| ◎自治基本条例策定関連事業 | 自治基本条例策定に向けて調査検討を行うとともに、市民参画手法の研究を進めます。 |
| ◎地域大学連携事業 | 地域大学との連携を各分野に主として推進します。 |
| ◎人材登壇事業 | まちづくりパートナーとして登録していただき、市政各分野にて市民等との連携放輪を図ります。 |
| ◎ふるさと寄附金事業 | 香芝市の認知度を増やすため、積極的な広報を実施します。 |
| ◎出前講座事業 | 行政の各分野の取り組みを市民に理解していただき、行政参画を促します。 |

④広域連携の推進

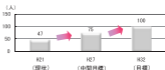
| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|----------------------------|
| ◎行政体制調査研究事業 | 香芝市にとって最適な行政運営について研究を行います。 |

⑤窓口サービスの充実

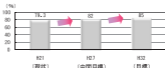
| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|---|
| ◎休日サービスコーナー事業 | 土曜・日曜日や時間外窓口での住民票等の交付や届出の受理等について、市民ニーズに対応した休日サービスコーナー等のあり方を検討し、市民の利便性の向上を推進します。 |
| ◎受付システム充実事業 | 住民票等の自動交付機導入やコンビニ交付への対応を検討し、窓口体制のより一層の充実を推進します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-------------------|
| 指標名 | 1. まちづくりパートナー登録者数 |
| 単 位 | 人 |
| 指標説明 | まちづくりパートナー登録者数 |



| | |
|------|---|
| 指標名 | 2. 窓口サービスの充実 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | とても満足・ある程度満足している+普通と回答した人数/全回答者数 (市民意識調査) |



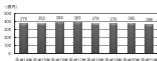
施策34 財政運営の健全化

【担当部門：総務部】

【現状と課題】

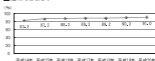
- 平成20年度の実質公債費比率（21.6%）や将来負担比率（288.6%）は基準に差し迫った高い数値であり、経常収支比率についても上昇し、財政の硬直化が進行している状況です。歳入は減少傾向にあり、歳出は事業の集中傾向、人件費・公債費もそのピークを迎えることから、毎年大幅な財源不足が生じる見込みです。
- 公共工事の入札契約においては、談合などの不正行為から、社会的信頼の崩れや不信感について指摘されています。透明性の確保や公正な競争のため入札の改革に取り組んでいます。
- 現在各所管の施設台帳は個別に整備されており、記載項目もそれぞれ状況に応じて必要な項目のみが記載されており、市全体の施設維持管理計画を立てるためには統一した基準による台帳の整備が急務です。

■市債残高



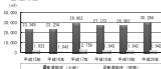
(出所：公債台帳)

■経常収支比率



(出所：地方財政状況調査)

■普通財産



(出所：総務課)

■入札検査室による検査（工事）

| 平成21年 | |
|----------------|-------|
| 検査件数 | 17件 |
| 入札件数 | 74件 |
| 入札検査室による検査（工事） | 23.0% |

(出所：入札検査室)

【基本方針】

- 安定的かつ健全な財政基盤を確立し、持続可能な財政運営を推進します。
- 公正な競争、透明性の確保により高品質な公共施設の調達を図ります。
- 施設の改修時期を明確にし、今後の施設維持管理必要経費の平準化を図ります。

【主な取り組み】

①財政指標の改善

| 主な事業 | 内 容 |
|------------|--|
| ◎地方財政健全化事業 | プライマリーバランスを維持しつつ、地方債の繰上償還や基金への計画的な積立てなどを行うことにより財政指標の改善に取り組みます。 |
| ◎財政計画策定事業 | 実効性のある計画を策定し、健全で計画的な財政運営に努めます。また、財政状況の分かりやすい公表にも努めます。 |

②公有財産の維持管理計画の作成

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------------|--|
| ◎公有財産維持管理計画作成・管理事業 | 計画的な施設改修、備品の更新を行い、公有財産の集約的な整備、長寿命化を図ります。 |

③公有財産の活用

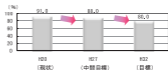
| 主な事業 | 内 容 |
|-----------------|---------------------------------------|
| ◎未利用公有地の売却・貸付事業 | 財政計画に基づき、計画的に売却・貸付を行い、安定的な収入の確保を図ります。 |

④入札・検査体制の充実

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|--|
| ○入札制度充実事業 | 電子入札の検討、及び一般競争入札、総合入札方式の拡大により、工事価格の適正化と質の向上を図ります。 |
| ◎検査体制充実事業 | 市職員への検査内容の周知と指導を行い、的確な検査の実施を図ります。また工事成績評定の活用により、施工業者の技術向上と育成に努め、高品質な施設整備を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|--------------------|
| 指標名 | 1.経常収支比率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 財政構造の弾力性を判断するための指標 |



| | |
|------|--------|
| 指標名 | 2.市債残高 |
| 単 位 | 億円 |
| 指標説明 | 市債残高 |



| | |
|------|--------------------------------|
| 指標名 | 3.入札検査室による検査 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 入札検査室による検査件数/入札件数 (工事・業務委託) |



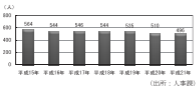
第35 組織活性化の推進

【担当部門：企画部】

【現状と課題】

- 本市は厳しい財政状況に直面していますが、人口増加に伴う行政需要の増加に対応していかなければならず、社会状況や市民ニーズの変化に即応した組織機構や職員個々の資質向上は勿論のこと、今後は、モチベーションの向上を促すような制度づくりが必要です。
- 社会情勢の目まぐるしい変化により市民ニーズや行政課題が多様化しており、それらに対応するために柔軟な組織体制が求められています。また定員削減により一人ひとりの業務量が増加し、効率的な事務運営が求められており、職員個々の業務改善の意識が必要です。

■職員数の推移



【基本方針】

- 地方分権の時代にふさわしい本市独自の政策を立案し、推進するための組織づくりを進めていきます。市職員の意識改革を促進し、資質向上や士気の高揚に努めます。
- 今後は、市民ニーズや行政課題を的確に把握しながら、市民目線に立った分かりやすい組織体制をめざします。

【主な取り組み】

①人事管理の徹底

| 主な事業 | 内容 |
|----------|---|
| ◎定員適正化事業 | 職員の大量退職を控え、これに備えた適切な採用を実施していくとともに、本市の実情に応じた取り組みを進めます。 |

②人材育成の充実

| 主な事業 | 内容 |
|-------------|--|
| ◎人事評価システム事業 | 現行の業務評価制度を活用しながらの新たな人事評価制度の導入と能力・実績に基づく人事管理の確立に取り組みます。 |
| ◎職員研修事業 | 広く職員全体の研修の充実を図るとともに、職員の政策形成能力の向上に努めます。 |

③組織適正化の推進

| 主な事業 | 内容 |
|-------------|---|
| ◎組織機構改革推進事業 | 社会情勢や市民ニーズに対応した組織機構改革を行い、業務の効率的運用を図ります。 |
| ◎業務改善推進事業 | 事務改善コンテスト、職員提案制度等を活用し、業務の質の向上を図ります。 |

【めざそう値】

| | |
|------|-----------|
| 指標名 | 1.職員数 |
| 単位 | 人 |
| 指標説明 | 定員適正化基本方針 |



関連部門別計画

- 定員適正化基本方針（平成22～30年度）

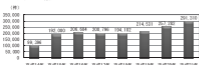
施策36 IT(情報通信技術)の活用

【担当部局：企画部】

【現状と課題】

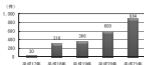
- 組織内の情報機器を不正アクセスやコンピュータウイルス等の脅威から守るため情報漏えい防止策を強化する必要があります。
- 基幹系業務（住民記録、税、国保等）についてはホストコンピュータによる安定した運用を実施していますが、使用している機器の対応年数が高過しているため故障の発生率が非常に高く、市民サービスへの影響が懸念されるため、機器の入替への検討を行う必要があります。また、業務の多様化、複雑化によりシステムの改修費用が高額になるため、基幹系業務の再構築や共同化を検討する必要があります。
- インターネットを利用して市民との双方向の情報共有媒体として、また、行政情報の発信媒体として公式ホームページを維持管理し情報化を推進しています。また、奈良県電子自治体推進協議会で運営しているシステムを活用し、電子申請や施設予約を実施していますが、交付物の交付方法や手数料の収納方法などに課題があり、利用範囲の拡大が困難です。

■HPアクセス数



(出所：企画政策課)

■電子申請・施設予約



(出所：企画政策課)

【基本方針】

- 情報セキュリティ対策は、継続的な取り組みが必要であり、情報セキュリティの向上に向け職員研修の実施をはじめとして全庁的なセキュリティチェックを実施し点検啓発を進めるとともに、さらなるセキュリティ監視を強化します。
- 基幹系業務についてコストの見直しを実施するため、共同化も視野に入れた取り組みを、他市町と共に検討し、次期システム調達に向けた取り組みを行います。
- 電子窓口の充実や徴収業務の電子決済を行うなど、電子自治体を推進します。

【主な取り組み】

①情報セキュリティの強化

| 主な事業 | 内 容 |
|---------------|--|
| ◎情報セキュリティ対策事業 | 効果的な職員研修や常に情報セキュリティの意識を持つよう啓発等を継続的に実施するなど情報セキュリティ水準の向上に努めます。 |

②電子自治体の推進

| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|---|
| ◎電子申請推進事業 | インターネットを利用した電子申請や課金申請の利便性をアピールし、電子手続の充実を図ります。また、施設空き状況確認や予約システムを利用することによる利便性もアピールするとともに未導入の施設への導入を図ります。 |

③基幹システムの安定的運用

| 主な事業 | 内 容 |
|----------|--|
| ◎共同化検討事業 | 共同化も視野に入れた取り組みを、他市町と共に検討し次期システム調達に向けて取り組みます。 |

④行政情報の発信

| 主な事業 | 内 容 |
|-------------|---|
| ◎ホームページ充実事業 | 市民が求める情報を的確、かつ迅速にホームページ上に提供し、情報発信を行います。 |

【めざそう値】

| | |
|------|--------------------|
| 指標名 | 1. HP アクセス数 |
| 単 位 | 件 |
| 指標説明 | 香芝市ホームページへの年間アクセス数 |



| | |
|------|-----------------------|
| 指標名 | 2. 電子申請・施設予約 |
| 単 位 | 件 |
| 指標説明 | インターネットによる市内公共施設等の予約数 |



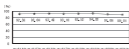
施策37 市税等の賦課・徴収の強化

【担当部局：総務部等】

【現状と課題】

- 本市の主たる財源となる市税の適正な課税を図るため、課税客体的確な把握を行うことが必要です。
- 市税等の徴収は、今後も厳しい経済状況が続くと予想されることから、徴収率向上のため、より効果のある方策を実施する必要があります。
- 公正・公平の観点から延滞金の徴収強化を図るとともに、滞納者の預貯金や生命保険など財産の徹底した調査を行い、滞納処分の強化を図る必要があります。
- 本市の財政状況は、社会保障関係経費の増大や高い水準で推移する公債費などに伴い硬直化が進行しています。このような厳しい状況は、下水道事業特別会計の財政状況も同様であるため、下水道使用料について料金改定の見直しの検討を行い、下水道事業そのものが持続可能となるよう財政運営の確立に努めます。また、使用料収入を確保するために徴収業務を委託するなど、取納率向上に向けて徴収強化に取り組みが必要です。
- 国民健康保険料の収納は、平成20年度からの後期高齢者医療制度により75歳以上の取納率の高い方が国民健康保険資格を喪失したこと、また不況による長期失業者や事業不振による生活困窮者が増加していることにより厳しい状況で、納付相談や滞納対策が必要です。

■国民健康保険料現年分収納率



(出所：保険医療課)

■市税現年分徴収率



(出所：収税課)

■口座替替利用者率



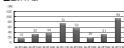
(出所：収税課)

■市民税試験件数



(出所：税務課)

■差押件数



(出所：滞納対策課)

【基本方針】

- 未申告者（市民税・償却資産）の申告指導促進、固定資産の再評価、未評価の解消等を計画的に行います。
- 早期収納対策として、文書催告・電話催告・訪問催告を強化するとともに、納税環境の利便性を図り、現年分の徴収率を向上し、滞納繰越額の未然防止に努めます。
- 自主財源の確保・税負担の公平性に重点を置き、滞納対策として徹底した財産調査などを行い、より一層取納率の向上に努めます。
- 自主納付の徹底と滞納者の納税意識の向上を図ります。

【主な取り組み】

①課税の適正化

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------------|--|
| ◎市民税・固定資産税の課税適正化事業 | 未申告者に対する調査・申告の督促に努めます。土地評価基準等に基づく再評価を行います。 |

②収納(徴収)率の向上

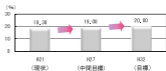
| 主な事業 | 内 容 |
|-----------|---|
| ◎自主納付推進事業 | 口座振替、コンビニ収納等納税環境の利便性向上を図るとともに、文書催告、臨門訪問を行い、納税・納付意識の向上を図ります。 |

③徴収体制の強化

| 主な事業 | 内 容 |
|------------|--|
| ◎収納管理適正化事業 | 資産・預貯金・生命保険など財産調査を行い、滞納処分できる資産の確保に取り組みます。また差控財産について、インターネットによる公表を行います。 |

【めざそう値】

| | |
|------|--|
| 指標名 | 1. 口座振替利用率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 現年分3税口座振替による納付利用者数/現年分3税(普通・固定・軽自動車)納付者数 |



| | |
|------|------------------|
| 指標名 | 2. 国民健康保険料現年分収納率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 現年分収入額/現年分課定額 |



| | |
|------|---------------|
| 指標名 | 3. 差押件数 |
| 単 位 | 件 |
| 指標説明 | 滞納者に対する年間差押件数 |



| | |
|------|---------------|
| 指標名 | 4. 市税現年分徴収率 |
| 単 位 | % |
| 指標説明 | 現年分収入額/現年分課定額 |



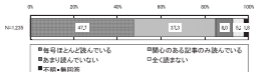
第38 広報・広聴の充実

【担当部局：企画部】

【現状と課題】

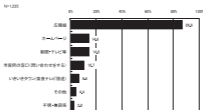
- 市政情報の提供として「広報かしぼ」は、市政に関する記事・まちの話題・市民コーナーを中心に編集、「広報かしぼお知らせ版」は、市のお知らせ事項を中心にそれぞれ月1回発行しています。
- 市民アンケート調査結果から広報紙を読んでいるかの質問では、「毎号ほとんど」「あるいは関心のある記事のみ」という回答があわせて85%ありましたが、「あまり読まない」「全く読まない」との回答も13.2%あり、より多くの市民に読んでいただくための工夫が必要です。
- 市民からの提言を受けるため「市長の部屋」を開設しましたが、建設的な意見の投稿は少ない状況です。

■広報紙を読んでいるかについて



(出所：香芝市総合計画策定に係る市民意識調査)

■市からの情報の入手方法



(出所：香芝市総合計画策定に係る市民意識調査)

【基本方針】

- 「広報」と「市長の部屋」を充実させ、まちづくりへの将来（施策）をわかりやすくするような工夫や幅広い情報収集を図ります。
- 市民との協働による市の施策を考えていくために、広聴の場を広げます。

【主な取り組み】

①市政情報の提供

| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|--|
| ◎広報紙等発行事業 | 各種行政情報や市民が知りたい情報を中心に内容の充実を図って、積極的な情報の発信を行います。 |
| ◎「市長の部屋」充実事業 | アクセス数の上昇をめざし、内容の充実を図るとともに、最新情報を随時しつづ、見やすい掲載を推進します。 |
| ◎報道機関連携事業 | 市政の重要箇所やイベントなどを報道機関等を通して広く市民に周知します。 |

②広聴機能の充実

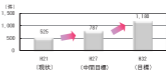
| 主な事業 | 内 容 |
|--------------|--|
| ○市民モニター事業 | モニター登録者にアンケート協力等を依頼し、市政への意見をいただきます。 |
| ○タウンミーティング事業 | 各地域において、市政情報などの情報交換を行い、幅広い市民の声を市政に反映します。 |

【めざそう値】

| | |
|------|------------------|
| 指標名 | 1. 町広報紙アクセス数 |
| 単 位 | 件 |
| 指標説明 | トップページへの月平均アクセス数 |



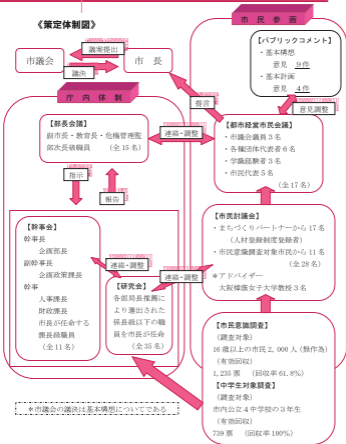
| | |
|------|------------------|
| 指標名 | 2. 町「市長の部屋」アクセス数 |
| 単 位 | 件 |
| 指標説明 | トップページへの月平均アクセス数 |



資料編

1 策定経過

《策定体制図》



《策定経過》

| 年 月 | 項 目 |
|----------------------|--|
| 平成 21 年 8 月 | 市民意識調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 16 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出 (配布数 2,000 票 回収数 1,235 票) |
| 9 月 | 中学生対象調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内公立 4 中学校 3 年生全員を対象 (配布数 739 票 回収数 739 票) |
| 9 月～12 月 | 香芝市政経営企画本部 総合計画策定研究会（職員研究会） <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 9 月 29 日 第 2 回 10 月 21 日 第 3 回 11 月 10 日 第 4 回 11 月 25 日 第 5 回 12 月 9 日 |
| 11 月～ 平成 22 年 1 月 | 香芝市総合計画策定市民討議会 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 11 月 7 日 第 2 回 11 月 21 日 第 3 回 12 月 5 日 第 4 回 12 月 19 日 第 5 回 1 月 9 日 ☆平成 22 年 3 月提言書作成 |
| 3 月 | 第 1 回香芝市都市経営市民会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次総合計画後期基本計画（平成 18 年度～平成 22 年度） 政策・施策検証 ・ 第 4 次総合計画策定の基本方針 ・ 将来フレーム報告 ・ 社会潮流及び市の現況報告 ・ 市民意識（アンケート）調査報告 |
| 5 月～6 月 | 施策担当所管理に対する「施策ヒアリング」 |

| 年 月 | 項 目 |
|--------------------|---|
| 7月 | 第2回香芝市都市経営市民会議 ・まちの将来像（事務局案） ・基本構想（素案） ・基本計画（素案） |
| 8月～9月 | まちの将来像検討会議（市民討論会各部会代表） 第1回 8月26日 第2回 9月3日 ・“かしば”の目指すべき姿を希望が持てるようなインパクトのある標語で・・ |
| 10月 | 第3回香芝市都市経営市民会議 ・まちの将来像 ・今後の予定 |
| 10月初旬 ～11月初旬 | 基本構想（案）について意見公募（パブリックコメント）の実施 (提出人数2人、意見項目数9件) |
| 11月中旬 | 第4回香芝市都市経営市民会議 ・基本構想（案）についての意見公募の結果と公表 ・基本構想に関する意見提言書 ・今後の予定 |
| 12月中旬 | 基本構想の市議会の議決 |
| 平成23年1月初旬 ～2月初旬 | 基本計画（案）について意見公募（パブリックコメント）の実施 (提出人数2人、意見項目数4件) |
| 2月中旬 | 第5回香芝市都市経営市民会議 ・基本計画（案）についての意見公募の結果と公表 ・最終意見提言書 ・今後の予定 |
| 4月 | 第4次香芝市総合計画「笑顔と元気！！住むなら かしば」始動 |

*香芝市政経営企画本部は、平成22年6月1日以前は香芝市庁舎製館により、部内会議に充当されました。

2

市民参画

香芝市総合計画策定市民討議会

①市民討議会の目的

第4次香芝市総合計画策定にかかる市民討議会は、香芝市のまちづくりを担う人材の育成、ならびに地域と香芝市行政との連携を強化することを目的に、市民参加の新たな試みとして開催しました。この市民討議会の開催により様々な地域の課題、活動へのアイデアを市民日報で掲げ起こすこととともに、「自助」「共助」「公助」のいわゆる役割分担の必要性を考える機会となりました。

②市民討議会参加者の構成

市民討議会の参加者は次のとおりです。

- まちづくりパートナー（専門的な知識・経験・技術・能力などをお持ちの方）
17名
- 市民アンケートによる無作為抽出市民11名
- 学識経験者（大阪樟蔭女子大学教授）3名
- 香芝市役所企画政策課職員4名

以上の参加者により、「生活・環境」「安全・安心」「都市整備・産業」「健康・福祉」「子育て・教育・文化」の5つの部会にわかれ討議を行いました。

③市民討議会のプロセス

市民討議会では参加者が常日頃から抱えている「香芝市の強み・弱み」や「地域の良いところ」といったことから話し合いを始め、地域の課題を解決していくためにはどうすればいいのか、また、今ある活動やつながり、組織を活かしていくためにはどうすればいいのかを「自助」「共助」「公助」の視点から考え、地域と行政の協働の仕組みづくりについて意識を共有しました。

今回は主に、アイデアや意見をそれぞれふせん紙に書き出し、グループ化する作業の中から話し合いを進める「KJ法」と呼ばれる手法を用いて実施しました。

■市民討論会の内容及び開催スケジュール

| | 開催日時 | 討議内容 |
|-----|--|--|
| 第1回 | 平成21年 11月7日(土) 16時30分～18時30分 香芝市役所 会議室棟 第6会議室 | 市民アンケートの結果をもとに、香芝市の“強み、弱み”（良い所・悪い所）について検討しました。 |
| 第2回 | 平成21年11月21日(土) 14時00分～16時00分 香芝市役所 会議室棟 第6会議室 | 第1回日の香芝市の“強み、弱み”（良い所・悪い所）の検討内容を受け、「今後充実または解消しなければならない取り組み」について話し合いました。 |
| 第3回 | 平成21年12月5日(土) 14時00分～16時00分 香芝市役所 会議室棟 第6会議室 | 第2回日に引き続き、「今後充実または解消しなければならない取り組み」について検討しました。また、検討内容が反映された理想の香芝市の将来像についても話し合いました。 |
| 第4回 | 平成21年12月19日(土) 10時00分～12時00分 香芝市役所 会議室棟 第6会議室 | 第3回市民討論会で検討していただいた「今後充実または解消しなければならない取り組み」について、「行政でできること（公助）・市民でできること（自助）・地域でできること（共助）」など、それぞれの役割分担について検討しました。 |
| 第5回 | 平成22年1月9日(土) 14時00分～16時00分 香芝市役所 会議室棟 第6会議室 | 第4回日に引き続き、「今後充実または解消しなければならない取り組み」について、その役割の分担を確認し、それぞれの部会から市長に対してまらづくりの提言をしました。 |

■市民討論会名簿（分野別五十音順 敬称略）

| 分野 | 氏名 | 分野 | 氏名 |
|---------|-------|-----------|--------|
| 生活・環境 | 常光 文男 | 健康・福祉 | 寺田 道子 |
| | 廣瀬 好美 | | 中井 政友 |
| | 水谷 雅二 | | 早川 育子 |
| | 森岡 繁男 | | 松浦 恭二 |
| 安全・安心 | 大石 令子 | | 松本 雅夫 |
| | 小田 智子 | | 村山 孝 |
| | 谷 秀一 | | 青山 一男 |
| | 中木 秀一 | | 東 順子 |
| 都市整備・産業 | 横井 敏彦 | 子育て・教育・文化 | 石原田 明美 |
| | 在原 秀紀 | | 出川 秀征 |
| | 乾 徳徳 | | 長井 洋二 |
| | 玉守 敏叔 | | 樋口 隆 |
| | 天神 幸安 | | 吉井 典子 |
| | 中村 由実 | | |
| | 松川 好一 | | |

【アドバイザー】

- 大阪樟蔭女子大学教授 菊野 春雄
 大阪樟蔭女子大学教授 大江 米次郎
 大阪樟蔭女子大学教授 川瀬 豊子

香芝市都市経営市民会議

香芝市都市経営市民会議設置要綱

(設置)

第1条 「市民主体、市民協働の都市経営」の確立に向け、本市における課題の発見及び構想立案の段階から市民の意見を反映させるため、香芝市都市経営市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、市民の立場から主体的に討議し、その結果を市長に提言する。

- (1) 香芝市総合計画に関する事
- (2) 香芝市行政改革に関する事
- (3) その他本市のまちづくりにおける政策等の方向性及び方針

(委員)

第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の翌年度の3月末日までとし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 市民会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、市民会議を代表し、会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 市民会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 市民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、公布の日から施行する。
- 最初に招集される市民会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

■都市経営市民会議委員名簿（敬称略）

| 氏名 | 役 職 | 委員基準 |
|--------|---------------------|------------|
| ○川田 裕 | 市議会議員 | 市議会議員 |
| 橋本 元秀 | 市議会議員 | 市議会議員 |
| 奥山 隆俊 | 市議会議員 | 市議会議員 |
| 岸 為治 | 商工会会長 | 各種団体を代表する者 |
| 堀中 良樹 | 自治連合会会長 | 各種団体を代表する者 |
| 吉村 増雄 | 農業委員会会長 | 各種団体を代表する者 |
| 中西 久男 | 都市計画審議会会長 | 各種団体を代表する者 |
| 萩原 雅也 | 都市計画審議会会長 | 各種団体を代表する者 |
| 大武 正子 | 民生・児童委員連合会会長 | 各種団体を代表する者 |
| 船木 克容 | 教育委員会委員長 | 各種団体を代表する者 |
| 粕田 保 | 教育委員会委員長 | 各種団体を代表する者 |
| ◎中川 幾郎 | 帝塚山大学法政策学部教授 | 学識経験を有する者 |
| 菊野 春雄 | 大阪樟蔭女子大学児童学部教授 | 学識経験を有する者 |
| 三井田 康記 | 畿央大学健康科学部教授 | 学識経験を有する者 |
| 水谷 雅二 | 市民討論会 生活・環境部会代表 | 公募による者 |
| 横井 敏彦 | 市民討論会 安全・安心部会代表 | 公募による者 |
| 玉守 数叔 | 市民討論会 都市整備・産業部会代表 | 公募による者 |
| 寺田 道子 | 市民討論会 健康・福祉部会代表 | 公募による者 |
| 出川 秀征 | 市民討論会 子育て・教育・文化部会代表 | 公募による者 |

◎ 委員長 ○ 副委員長

*なお、都市計画審議会会長及び教育委員会委員長の任期に伴う変更は次のとおり

都市計画審議会会長 中西久男（H22.3.24～H22.12.31） 萩原雅也（H23.2.21～H23.3.31）
教育委員会委員長 船木克容（H22.3.24～H22.9.30） 粕田保（H22.10.1～H23.3.31）

3

香芝市総合計画提言書

平成 22 年 11 月 11 日

香芝市長 梅田 善久 様

香芝市都市経営市民会議
委員長 中川 幾郎

第4次香芝市総合計画基本構想について(提言)

香芝市都市経営市民会議は、市議会議員、学識経験者、各種団体を代表する者及び市民委員の総勢 17 名により、平成 22 年 3 月 24 日に第 1 回会議を開催し、第 4 次香芝市総合計画(案)について、審議を開始しました。様々な立場の委員により多角的な視点で、これからの香芝市がよりよいものとなり、現在はもちろん未来の市民、次代を担う子どもたちに笑顔と元気をつないでいけるようなまちづくりについて、厳しい財政状況にも目を向けて真摯に議論を重ねてきました。

そのような過程を経てこの度策定いたしました基本構想(案)では、今後 10 年を見据えたまちの姿について、時代の潮流やまちづくりの課題を踏まえ、市民の視点から審議を深め、「まちの将来像」や「まちづくりの基本目標」を定めました。計画推進にあたっては、下記の事項に留意し、まちづくりの目標をみんなで共有し、その目標にむかって市民と行政がともに実践されることを期待します。

記

1. 今後の市政においては、市民の一体感の醸成と地域の均衡ある持続可能な発展が大切である。人と人とのつながりや支え合いを重視した総合計画の将来像である『笑顔と元気!! 住むなら かしば』の実現に向け、活力あるまちづくりに努力されたい。
2. 少子高齢社会の進行や地域経済の低迷によって、本市においては定住・交流人口の増加と地域力の再生が急務である。直面する課題に対して、市民と行政が適切に役割を分担し、真の意味での協働によるまちづくりを実践されたい。
3. 厳しい財政状況の中、目標実現のためには、選択と集中により「施策の優先順位付け」を行うとともに、時代の趨勢に合わない事業、不要不急の事業については、縮小、廃止の英断を行われたい。
4. まちづくりの方向性について、市民の理解と協力、そして参画が得られるよう本計画の趣旨と内容を市民に対して広く、わかりやすく周知されたい。

平成 23 年 2 月 24 日

香芝市長 梅田 善久 様

香芝市都市経営市民会議
委員長 中川 巖郎

第4次香芝市総合計画について(最終提言)

香芝市都市経営市民会議は、第1回会議を平成22年3月24日に開催して以降、本日まで全5回の会議を開催し、第4回会議後には「笑顔と元氣！！住むならかしば」をまちの将来像とする基本構想について提言を行ったところであります。

この将来像を実現するための基本計画においては、それぞれの取り組みを市民とともに計画的に実践すべく「めざそう値」及び「市民一人ひとりができること」を記載したところであります。

第4次香芝市総合計画は作成することが目的ではなく、計画された内容を地道に実行することが目的であり、基本構想に掲げられた、市民等と行政がお互いを尊重しあいながら、共通の公共的な目的の実現のために一緒に行動することを基本とした「協働によるまちづくりの推進」、自助・共助・公助の考えに基づく「市民と行政の適切な役割分担」、身の丈にあった地域経営を実践するためのマネジメントサイクルの確立を目指す「地域経営によるまちづくりの推進」に効果的に取り組み、全ての市民が“住んで良かった”を実感でき、胸を張って“ふるさと香芝”を語るができるようなまちとなることを期待します。

香芝市 主要公共施設等連絡先一覧

| 名称 | 住所 | 電話番号 |
|------------------|----------------|--------------|
| 市役所 | 本町1397番地 | 0745-76-2001 |
| 総合福祉センター | 逢坂一丁目374番地1 | 0745-79-7520 |
| 保健センター | 下田西二丁目1番12号 | 0745-77-3965 |
| 上下水道部 | 今泉1290番地3 | 0745-76-2301 |
| 収養センター | 五ヶ所507番地 | 0745-77-4189 |
| 青少年センター | 下田西一丁目1番24号 | 0745-78-6061 |
| 市営大球場 | 下田東五丁目690番地 | 0745-76-0306 |
| ふたかみ文化センター | 藤山一丁目17番17号 | 0745-77-1000 |
| 市民図書館 | 藤山一丁目17番17号 | 0745-77-1600 |
| 二上山博物館 | 藤山一丁目17番17号 | 0745-77-1700 |
| 中央公民館 | 下田西三丁目7番5号 | 0745-77-4981 |
| 総合体育館 | 本町1437番地 | 0745-76-9511 |
| 香芝警察署 | 香芝市旗二丁目1474番地1 | 0745-71-0110 |
| 香芝消防署（香芝・広陵消防組合） | 本町1462番地 | 0745-76-4119 |
| 美濃園（香芝・王寺環境施設組合） | 尼寺615番地 | 0745-76-4883 |



市の花 《スマイル》



市の木 《樫（カシ）》